

**「令和の日本型学校教育」
を推進する
地方教育行政の充実に向けた
手引き** [Vol. 2.0]

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課



文部科学省

はじめに

近年の教育を取り巻く状況の変化の中で顕著なものとしては、不登校児童生徒や特別支援教育の対象となる児童生徒、外国人児童生徒の増加、また、いじめや児童虐待、ヤングケアラー、貧困を抱える児童生徒への対応など、子供が直面する課題の多様化・複雑化が挙げられます。こうした背景も踏まえつつ、各学校において「令和の日本型学校教育」を実現するため、GIGA スクール構想による1人1台端末環境や生成AIの適切な利活用、更なる学校における働き方改革を含めた教師を取り巻く環境整備等、教育委員会が取り組む施策も一層多様化しています。

また、少子高齢化や過疎化に伴い、学校数や児童生徒数が減少する中で、職員数10人以下の教育委員会は全体の約3割、指導主事未配置の教育委員会は2割以上に及ぶ^{※1}など、小規模自治体における教育行政の体制は厳しい状況にあります。

一方、地方教育行政において中核的な役割を果たしている教育委員会については、平成26年に、全ての自治体への「総合教育会議」の設置、首長による「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（以下「大綱」という。）の策定の義務化といった首長と教育委員会との関係の見直し、教育委員長と教育長を一本化した新たな「教育長」の設置など執行機関としての教育委員会の責任の所在の明確化といった内容を柱とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」（以下「地教行法」という。）の一部改正が行われました。

こうした状況下で、令和4年に文部科学省において、「「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議」が設置され、令和5年7月に報告書^{※2}がとりまとめられました。

報告書の中では、教育委員会を中核とする、地方教育行政の在り方に係る基本的な考え方として、

※1 「教育委員会の現状に関する調査（令和6年度間）」より

※2 「「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けて」（令和5年7月19日「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/177/mext_01516.html

- 各学校を所管する管理運営機関として、指導等を通じた管理運営に加え、教育委員会が、各学校の積極的な取組を促していくことが必要であること
- 教育委員会の機能強化・活性化を通じ、平成26年の法改正で権限と責任の拡大が図られた教育長がリーダーシップを十分に発揮すること、また、教育委員会が合議制の執行機関として十分な役割を果たすこと
- 教育委員会のみでは対処しきれない課題の解決や教育の更なる充実に向けて、総合教育会議の更なる活用等により、首長との連携・協働を通じて対応していくこと
- 小規模自治体においては、広域連携やデジタル技術を活用して近隣自治体等と連携しつつ取組を進めること、また、都道府県教育委員会は、広域自治体として、困難を抱える市町村教育委員会への支援を積極的に行うこと

などが示されました。

その上でこれらの考え方を実現するために、①教育委員会の機能強化・活性化、②教育委員会と首長との効果的な連携の在り方、③学校運営の支援のために教育委員会が果たすべき役割、④小規模自治体への対応・広域行政、という4つの観点から、必要な方策がそれぞれ全国の実事例とともに報告書の中で示されています。

報告書においても、近年の新たな教育課題や少子高齢化・過疎化などの社会環境の変化等に教育委員会が効果的に対応するための方策が全国の実事例とともに掲載されています。一方で、各教育委員会の皆様がこうした取組を自らの教育委員会で実装していくためには、参考となる全国の好事例のより詳細な情報、特にその特徴や運用上の工夫、効果についての情報を報告書よりも一層具体的に示す必要があると考えます。

こうした認識の下、この度、報告書で紹介した取組事例を含む、全国の好事例について、その特徴や運用上の工夫、効果を「見える化」するため、文部科学省において、「令和の日本型学校教育」を推進する地方



教育行政の充実に向けた手引き」を作成しました。

本手引き（Vol. 2.0）では、先に述べた4つの観点それぞれに関連して、次頁の表のとおり全国各地の教育委員会における取組事例を詳細に掲載しています。加えて、とりわけ喫緊の課題である④小規模自治体への対応・広域行政の観点からは、小規模自治体間連携の具体化に向けて参考となるよう、市町村等が活用可能な事務の共同処理制度の概要及び教育委員会における活用事例、制度の活用に当たって関係自治体間で定める必要がある規約の例も掲載しています。

全国の教育委員会や首長部局等の関係者の皆様におかれましては、取組を進めるに当たって本手引きを御活用いただければと考えています。

御協力いただいた教育委員会等の皆様にはこの場をお借りして厚く御礼を申し上げますとともに、本手引きが全国各地の教育委員会や首長部局等において、子供たちにとって最良の取組を進めるための一助になることを願っています。

令和8年9月 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

表 本手引きにおける掲載事例一覧

主な観点：カテゴリー

- ①教育委員会の機能強化・活性化
- ②教育委員会と首長との効果的な連携の在り方
- ③学校運営の支援のために教育委員会が果たすべき役割
- ④小規模自治体への対応・広域行政

No.	自治体名	内 容	主な観点	掲載開始
01	宮城県宮崎市	「教育委員会活性化プラン」による教育委員会会議の充実と教育委員の更なる主体的参画の推進	①教育委員会の機能強化・活性化	Vol. 2.0
02	大阪府枚方市	「越境」を通じた指導主事の資質・能力の向上	①教育委員会の機能強化・活性化 ③学校運営の支援のために教育委員会が果たすべき役割（指導主事に係る体制整備の支援）	Vol. 2.0
03	神奈川県鎌倉市	外部資金の活用と独自の人材確保施策による教育委員会の機能強化～スクールコラボファンド・教育行政職採用の取組～	①教育委員会の機能強化・活性化 ③学校運営の支援のために教育委員会が果たすべき役割（外部資金の活用による学校予算拡充）	Vol. 2.0
04	大阪府箕面市	子供関連部局の教育委員会への一元化	②教育委員会と首長との効果的な連携の在り方	Vol. 1.0
05	東京都練馬区	学校、放課後児童クラブ、児童館等が連携した不登校児童・ヤングケアラー等への対応	②教育委員会と首長との効果的な連携の在り方	Vol. 1.0
06	埼玉県戸田市	教育委員会と首長の連携体制構築～いじめ重大事態対応と総合教育会議の活性化を通じて～	②教育委員会と首長との効果的な連携の在り方	Vol. 1.0
07	岩手県大槌町	プロジェクトチームを通じた大槌型特別ニーズ教育による不登校対策	②教育委員会と首長との効果的な連携の在り方	Vol. 1.0
08	静岡県、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	静岡県賀茂地域1市5町における広域連携～指導主事・幼児教育アドバイザー等の共同設置～	④小規模自治体への対応・広域行政（小規模自治体間連携）	Vol. 1.0
09	長野県塩尻市、山形村、朝日村	長野県1市2村による教育事務の共同処理～学校事務職員を中心に据えた学校における働き方改革～	③学校運営の支援のために教育委員会が果たすべき役割（学校事務職員による学校の組織力の強化） ④小規模自治体への対応・広域行政（小規模自治体間連携）	Vol. 1.0
10	三重県	「教育支援事務所」による、小規模市町教育委員会の指導行政への支援	④小規模自治体への対応・広域行政（都道府県による広域的支援）	Vol. 2.0

目次

CONTENTS

「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた手引き [Vol. 2.0]

教育委員会の機能強化・活性化について P.9

	教育委員会の機能強化・活性化が求められる背景・現状	10
	事例から見てくる教育委員会の機能強化・活性化に取り組む上でのポイント	12
01	「教育委員会活性化プラン」による教育委員会会議の充実と教育委員の更なる主体的参画の推進（宮崎県宮崎市）	15
02	「越境」を通じた指導主事の資質・能力の向上（大阪府枚方市）	21
03	外部資金の活用と独自の人材確保施策による教育委員会の機能強化 ～スクールコラボファンド・教育行政職採用の取組～（神奈川県鎌倉市）	28

教育委員会と首長との効果的な連携について P.37

	教育委員会と首長との効果的な連携が求められる背景・現状	38
	事例から見てくる教育委員会と首長との効果的な連携に取り組む上でのポイント	40
04	子供関連部局の教育委員会への一元化（大阪府箕面市）	42
05	学校、放課後児童クラブ、児童館等が連携した不登校児童・ヤングケアラー等への対応（東京都練馬区）	47
06	教育委員会と首長の連携体制構築 ～いじめ重大事態対応と総合教育会議の活性化を通じて～（埼玉県戸田市）	53
07	プロジェクトチームを通じた大槌型特別ニーズ教育による不登校対策（岩手県大槌町）	58

小規模自治体への対応・広域行政の推進について P.65

	小規模自治体への対応・広域行政の推進が求められる背景・現状	66
	小規模自治体間連携に活用可能な事務の共同処理制度について	67
	事例から見てくる小規模自治体への対応・広域行政の推進に取り組む上でのポイント	76
08	静岡県賀茂地域1市5町における広域連携 ～指導主事・幼児教育アドバイザー等の共同設置～ （静岡県・下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町）	78
09	長野県1市2村による教育事務の共同処理 ～学校事務職員を中心に据えた学校における働き方改革～ （長野県塩尻市・山形村・朝日村）	84
10	「教育支援事務所」による、小規模市町教育委員会の指導行政への支援（三重県）	90

【付録】事務の共同処理制度において関係自治体間で定める規約例 P.95



教育委員会の機能強化・活性化について



教育委員会の機能強化・活性化が求められる背景・現状

教育委員会は、各学校を所管する管理運営機関として、学校の教育活動に係る責任を負い、様々な権限を有している、地方教育行政の第一義的な担い手です。各学校が充実した教育活動を展開することができるよう、教育委員会が積極的な支援等を行うためには、各教育委員会自身はその機能強化・活性化を図っていく必要があります。そのためには、平成26年の地教行法の改正により権限と責任の拡大が図られた教育長が、教育行政に関する責任者として学校への支援に向けたリーダーシップを発揮していくことのみならず、多様な属性を持った教育委員の知見等を十分に活用し、教育委員会における議論を活性化させ、合議制の機関としての意思決定・執行機能を一層実質化していくことが重要です。また、教育委員が教育委員会の重要事項の意思決定に対する責任者として、積極的に議論に参画するためには、各地域の教育課題や最新の教育施策の動向等について理解を深め、不断の研鑽に努めることができるような機会を教育委員会事務局としても積極的に提供していくことが求められます。

文部科学省の調査結果*によると、令和6年度間において、教育委員会会議における議論の活発化に資する取組を行った旨の回答をしている自治体は、都道府県・指定都市で100%、市町村等で94.6%となっています。一方で、その取組内容は様々であり、

- ・教育委員会会議開催前の資料の事前配付
- ・教育委員による学校訪問

は比較的多くの自治体で実践されている一方、

- ・教育委員会会議の議題についての教育委員を対象とした事前勉強会の開催
- ・教育委員会会議で委員からの提案に基づき議題を設定
- ・教育委員向けの勉強会や意見交換会の開催

といった取組には更なる展開の余地が残っています。

こうした結果も踏まえ、教育委員会会議の運営状況や教育委員の活動実態に応じて、様々な手段を組み合わせながら教育委員会会議の活性化に取り組むことが求められます。

このほか、教育委員会の施策の企画立案やその実行を担う事務局の機能強化・活性化も同様に重要です。日常的に学校との関わりを持ち、学習指導要領の趣旨浸透・理解醸成を含めた学校への重要な指導・助言等を直接担う指導主事をはじめとした事務局職員の資質・能力の向上を適切に図ること、また、外部人材の登用や関係機関との連携等を通じて多様な力を教育行政に取り入れていくことが求められます。

多様な人材の登用について、文部科学省の調査結果*によると、教育行政に特化した職

種（教育行政職）の採用を実施している自治体は、都道府県・指定都市では20.9%、市町村等では2.3%となっています。また、他企業等と兼業を認め、非常勤教育委員会事務局職員としての登用を行っている自治体は、都道府県・指定都市では10.4%、市町村等では1.1%となっています。

関係機関との連携については、クラウドファンディングやふるさと納税、寄附等による外部資金の活用も一つ的手段として考えられます。民間企業等から外部資金を獲得し教育予算に活用している自治体は、都道府県・指定都市では56.7%ある一方、市町村等では11.6%にとどまっています。

事例から見えてくる教育委員会の機能強化・活性化に取り組む上でのポイント

● 教育委員会会議の活性化、教育委員の資質・能力の向上について

これまでに述べた通り、教育委員会会議の活性化や教育委員の資質・能力の向上等に向けた取組には様々な方向性が考えられますが、宮崎県宮崎市の事例では、

- ① 教育委員会会議の充実のための取組（教育委員向け事前勉強会 等）
- ② 教育現場の実情を把握するための取組（教育現場視察、地域・家庭・学校との意見交換会 等）
- ③ 教育委員会の自己研鑽に関する取組（各種教育委員向け研修会への参加促進 等）
- ④ 充実した教育行政を推進するための取組（教育委員会の活動状況の点検・評価における教育委員の主体的参画 等）

という4つの観点で体系的に取組を整理し、「教育委員会活性化プラン」に位置付けた上で、それぞれの取組の成果について地教行法第26条に基づく教育委員会の活動状況の点検・評価において検証し、ブラッシュアップを続けていることが特徴です。

様々な取組を組み合わせて実施しつつ、それぞれが形骸化しないよう継続的に見直しを行う工夫が読み取れます。教育委員会事務局自体が、単に会議の庶務を担う事務局ではなく、どのようにすれば教育委員の知見を引き出せるのか主体的に考え実行する役割を担う意識が重要です。

コラム① 文部科学省主催の教育委員向け研修の機会等について

宮崎市の事例において、「③教育委員会の自己研鑽に関する取組」の一環として取り上げられていますが、文部科学省においても、教育長・教育委員向けの研修の機会として以下の機会を毎年度定例で提供しています。ぜひ積極的な御参加をお願いします。（開催の詳細については各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課宛の事務連絡にて御案内しています。）

● 市町村教育委員会研究協議会

- ▶ 市（指定都市を除く）町村の教育長、教育委員を対象
- ▶ 年5回程度開催（対面・オンライン併用）

● 都道府県・指定都市教育委員研究協議会

- ▶ 都道府県・指定都市の教育委員を対象
- ▶ 9月頃開催（オンライン）

※全国都道府県教育委員協議会、指定都市教育委員会協議会との共催

また、特に新たに教育長・教育委員になられた皆様を対象とし、日々の職務を進めていく中で、法律に規定されている服務や、教育委員会の運営について留意すべきこと等について紹介する資料も作成・公表しています。各教育委員会が独自に行う研修等の際に、ぜひ御活用ください。

参考資料

「新たに教育長・教育委員になられた皆様へ」

https://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/1402350.htm



● 指導主事をはじめとした教育委員会事務局職員の資質・能力の向上について

教育委員会事務局職員の資質・能力の向上のためには、それぞれの職責に応じて求められる能力の特定、業務内容やその適切な分担等、事務局全体を見通したうえで組織的な人材育成を行うことが求められます。

また、とりわけ指導主事については、学校への指導・助言を担うための教科に係る専門性や授業に関する指導力にとどまらず、現場の風土をよく知る立場から教育行政に係る企画・立案や教育委員会と学校との連絡調整、「はじめに」で述べたような教育課題の多様化・複雑化に伴って求められる現代的な教育課題への対応に係る専門性等、指導主事ならではの能力を育成する場が重要となります。こうした中、教育委員会全体で指導主事の資質・能力の向上の機運を醸成し、実際に具体的な研修等を運用している事例として、大阪府枚方市の事例を掲載しました。

枚方市の事例は、事務局内の部署間の「越境」に着目した勉強会の内容そのものにも特徴がありますが、事務局内を幅広く見通す立場を持つ学校教育部次長という立場から人材育成に問題意識を持ち、組織としての指導主事の育成のビジョンを整理して教育委員会内での合意形成・機運醸成を図ったこともポイントです。事務局内の意思決定層が主体的に動き出すことが、取組の加速化につながっていると言えます。

一方で、勉強会の具体的な企画については、取組の進展にしたがって徐々に参加する各指導主事のアイデアに任せる形にしていくことで、指導主事の当事者意識の醸成を図るとともに、指導主事自身に求められる研修内容に発展していったことにも着目する必要があります。

コラム② 「指導主事ミートアップ」について

文部科学省としても、指導主事の資質・能力の向上や自治体を越えた指導主事同士のネットワーク形成の一助となるよう、全国の指導主事が集い、各教育委員会における成果や課題、指導主事としてのやりがいや悩み等を共有し合えるイベントとして「指導主事ミートアップ」を開催しています。こちらもぜひ御参加ください。（開催の詳細については各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課宛の事務連絡にて御案内しています。）

● 外部資金の活用・多様な人材の活用について

外部資金の活用と教育行政職採用による独自の人材確保施策を組み合わせ、学校の「伴走者」として新たな実践を後押しする教育委員会の取組として、神奈川県鎌倉市の事例を掲載しました。

外部資金の活用に当たっては、寄附者となる地域の民間企業等も含めた機運醸成やそのための広報戦略、実際に各学校が活用可能な資金源とするまでのフローの整備等、実際に

取組を進めるに当たっての様々なポイントが存在します。鎌倉市の事例では、「スクールコラボファンド」を活用して探究学習の充実につなげるという結果の部分のみならず、結果に至るまでの様々な調整過程を含めて詳細な情報を掲載していますので、参考にいただければと思います。

教育行政職採用についても、学校に伴走する教育委員会の在り方を実現するための組織体制強化の一環として位置付けられている点が特徴です。新規施策の実行に当たって必要な企画担当ポスト、スクールコラボファンドを活用した探究学習の実装に当たって必要な教員からのニーズの聞き取りや外部の関係者との接続等、教育委員会に求められる役割を明確化したうえで、それらに見合う人材確保施策を推進することで、一過性の取組で終わることのない、継続的な組織機能強化につながることが見て取れます。

「教育委員会活性化プラン」による教育委員会会議の充実と教育委員の更なる主体的参画の推進

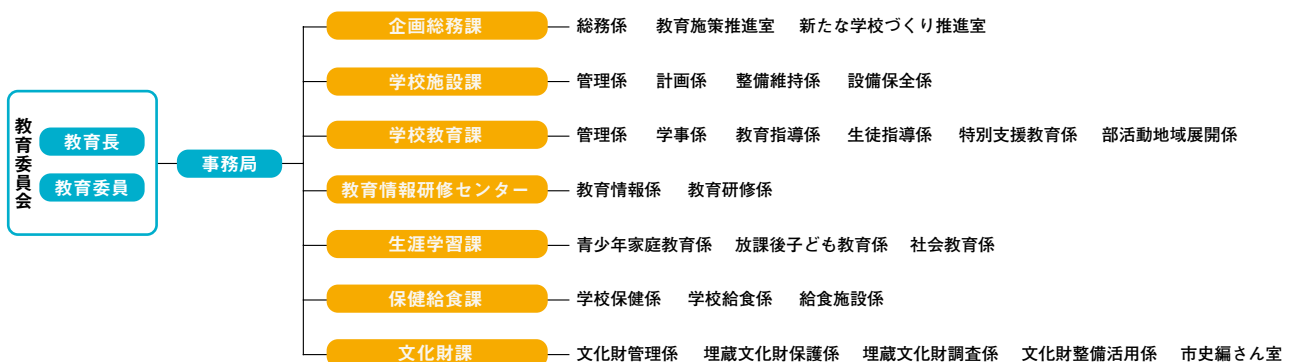
(宮崎県宮崎市)

宮崎市教育委員会では、「教育委員会活性化プラン」を策定し、教育委員会会議の活性化や教育委員の自己研鑽のための取組、教育委員と学校現場・地域との意見交換等を継続的に実施しています。教育委員が自ら把握した教育現場の実情や児童生徒・教職員等の声を踏まえつつ、教育課題を主体的に議論することで、教育委員会の機能強化・活性化を図っています。

● 宮崎市の基礎データ(令和8年5月1日現在)

	人口 (人)	小学校数 (校)	小学校児童数 (人)	中学校数 (校)	中学校生徒数 (人)
宮崎市	389,333	46	20,269	26	9,612

● 宮崎市教育委員会組織図(令和8年5月1日現在)



1 背景

宮崎市教育委員会では、平成19年の地方教育行政制度改革を契機として教育委員会改革の取組を開始し、平成19年度に「教育委員会活性化プラン」を策定しました。以来、継続的にプランの見直しを行いながら、教育委員会会議の充実、教育委員の資質向上、教育現場との対話、総合教育会議の活性化などに取り組んでいます。

また、活性化プランを単なる行動計画としてではなく、地教行法第26条に基づく事務の管理・執行状況についての点検・評価の中に位置付けています。令和7年度以降はプランに基づく取組状況を毎年度



地域・家庭と教育委員会との意見交換会の様子

検証し、教育委員や学校現場、地域から得られた声を踏まえながら改善を重ねていることが特徴です。

こうした継続的な改善を通じて、教育委員会会議の充実だけでなく、教育委員が学校現場や地域住

民、児童生徒、教職員等と直接対話しながら教育課題を共有し、施策形成へつなげる仕組みづくりを進めています。

2 取組概要

宮崎市教育委員会では、教育委員会の機能強化・活性化を目的として「教育委員会活性化プラン」を策定しています。プランでは、

- ① 教育委員会会議の充実のための取組
- ② 教育現場の実情を把握するための取組
- ③ 教育委員会の自己研鑽に関する取組
- ④ 充実した教育行政を推進するための取組

の4つの観点から取組を整理し、計画的に推進しています。また、プランの実施状況については毎年度点検・評価を行い、その結果を踏まえて見直しを行っています。

① 教育委員会会議の充実のための取組

宮崎市では、定例の教育委員会会議に加えて、会議後に教育委員向けの勉強会を行っています。また、令和7年度からは新たに「教育委員フリートーク」を実施しています。

勉強会では、教育施策や教育課題について事務局から説明を行うとともに、教育委員との意見交換を実施しています。近年は、不登校支援、給食費の抜本的な負担軽減、部活動改革、AIの活用など、その時々教育課題をテーマとして取り上げています。

「教育委員フリートーク」では、教育委員会会議前の時間（30分程度）を活用し、教育長と教育委員が自由な雰囲気の中で教育課題について率直に意見交換を行うことで、教育委員会定例会でのより活発な議論につなげています。

② 教育現場の実情を把握するための取組

教育委員が教育現場の実情を把握するため、学校訪問や市内教育関連施設の視察を継続して実施しています。近年の視察先では不登校支援等をテーマに設定し、多様な立場から課題や支援の在り方につい



教育委員フリートークの様子

て意見交換を行っています。また、「地域・家庭・学校と教育委員会との意見交換会」を開催し、教育委員とPTA、地域関係者、民生委員、教職員等が教育課題について協議を行いました。さらに、中学生や教職員との意見交換会も実施しており、令和7年度は中学生、大学生、若手教員などが参加する「未来の学校づくりに向けた検討会」を開催し、宮崎市が目指す魅力ある学校づくりについて提言をまとめる取組にも教育委員が参加しました。

なお、提言は、事務局及び全小中学校に共有し、宮崎市において教育施策を進める上での参考とし、学校現場などのニーズを反映した施策展開につなげています。

③ 教育委員会の自己研鑽に関する取組

教育委員の資質向上を図るため、文部科学省が主催している「市町村教育委員会研究協議会※」への

※全国の市区町村教育委員会の教育長及び教育委員を対象に、文部科学省からの行政説明や参加者間でのグループ協議を行う研修会。教育長・教育委員が最新の教育行政の動向や他自治体の取組等について理解を深めるとともに、自らの教育委員会の取組を適切に振り返り、改善に向けた取組を行う機会を提供することを目的としている（P12コラム①参照）。

参加や九州地区市町村教育委員会連合会の会議及び県教育委員会が主催する研修会への参加、先進地視察、教育関連イベントへの参加等を通じて資質向上に努めています。教育委員がこうした研修会やイベントに積極的に参加できるよう、事務局としても、研修会やイベント等に関する情報の提供や、教育委員会内での会議等の日程と重ならないような配慮等を行っているところです。また、参加後には教育委員が自ら学んだ内容を教育委員会会議の場で他の委員や事務局職員にも共有し、組織全体の知見向上につなげています。

④ 充実した教育行政を推進するための取組

事務の管理・執行状況についての点検・評価においては、ここまで述べた①～③の取組を通じて各委員が教育委員会の施策等への理解を十分に深めた上で、各委員から具体的な意見を聴取の上、次年度以降の施策等に適切に反映できるよう取り組んでいます。

総合教育会議では、事前勉強会を実施した上で、市長部局と教育委員会が教育課題について議論しています。また、テーマに応じて関係部局職員や外部有識者が参加する仕組みを取り入れています。

3

Interview



宮崎市教育委員会教育長

黒木 貴

- ・令和6年4月より現職。
- ・小学校教諭出身で、過去に宮崎県五ヶ瀬町教育長や宮崎県教育次長（教育振興担当）、宮崎県教育研修センター所長等を歴任。

●教育委員の資質を高め、教育委員が活発に議論に参加できるようになることで、教育委員会の運営にどのような効果があると思いますか？

社会が激変する中、宮崎市がめざす、安全・安心な教育環境が保障された中で、一人一人の可能性を最大限に伸ばし、「子供・教職員にとって魅力的・感動的な場としての学校」を実現するには、教育委員会の活性化が欠かせません。その鍵となるのが教育委員の資質向上です。

多様な背景を持つ教育委員が研鑽を重ね、多角的な視点から活発に議論を交わすことで、教育委員会としての判断に深い洞察と妥当性が生まれます。これにより、地域や学校現場の声を的確に反映した、実効性の高い教育施策を、スピード感をもって推進できるようになります。

教育委員の資質向上を通じた議論の活性化こそが、教育委員会のガバナンスを高め、市民からの信頼に応える質の高い教育行政の実現に大きく寄与するものと考えています。



宮崎市教育委員会
代表教育委員（教育長職務代理者）

松尾 和彦

- ・令和4年10月より現職。現在2期目。
- ・中学校教諭出身で、宮崎市立中学校長等を歴任。
- ・宮崎市教育委員会学校経営アドバイザーも務め、宮崎市内の学校運営に対するサポート・支援を行っている。

●勉強会や各種意見交換会への参加によって、教育委員としての活動はどのように変化しましたか？

教育委員の資質向上にとって、勉強会は欠かすことのできないものとなっていると感じています。宮崎市の活性化プランにおいては、施策に基づく各課の主な事業の成果と課題の説明、事務局職員との意見交換（勉強会）、学校現場や教育施設の視察、中学生や教職員・地域の方々との意見交換会等、多彩なメニューが計画されています。これらを通して、定例会でも積極的に質問や意見を述べやすくなりました。

また、総合教育会議や教育委員フリートークの場でも、意見交換の質が高まり、新たな施策への一助になるなど、参画意識を実感できると同時に、教育委員間の問題意識の共有にもつながっていると感じています。

また、私自身も教育委員会に臨む姿勢も変わり、主体的な参加ができるようになってきていることを感じています。



宮崎市教育委員会教育委員

小林 博典

- ・令和3年10月より現職。現在2期目。
- ・中学校教諭出身で、宮崎県内の小学校長等を歴任。
- ・宮崎大学教育学部教授として、次世代の教員を目指す学生の指導にも携わっている。

●中学生や教職員との意見交換会、未来の学校づくりに向けた検討会で特に印象に残っていることはありますか？

検討会では、ファシリテーターを務めました。印象的だったのは、未来の学校づくりを行政や教職員だけで考えるのではなく、実際に学校で学ぶ中学生の声を積極的に取り入れていたことです。子供たちを教育の「受け手」としてだけでなく、よりよい学校を共につくる「主体」として捉えている点に魅力を感じました。また、中学生や教職員に加えて大学生も参加し、それぞれの立場から対話を重ね、思いや考えを共有して未来像を描く過程も意義深いものでした。こうした対話は、子供たち自身が学校や地域社会づくりに主体的に参画する貴重な学びにもつながります。未来の学校づくりと、未来を担う人づくりとが一体となった、実りある検討会でした。



宮崎市教育委員会事務局
企画総務課課長

河野 広知

- ・令和5年度より現職。
- ・過去には、平成30年度から3年間、教育委員会事務局に在籍し、コミュニティ・スクールの立上げや教職員の働き方改革アクションプランの策定等の業務に従事した。

●**教育委員会活性化プランを継続して運用する上で、どのような工夫を行っていますか。**

活性化プランは策定することが目的ではなく、実際に機能し続けることが重要だと考えています。

そのため、毎年度の点検・評価の中で取組状況を確認し、教育委員からの意見等を踏まえて見直しを行っています。

例えば、教育委員フリートークや、日常的に教育委員と事務局が接点を持ち、円滑に情報共有やコミュニケーションを図るための Google チャットスペースの導入といったデジタルツールの活用などは、過去の評価や課題を受けて新たに取り入れた取組です。このように時代や教育課題の変化に応じて柔軟に改善を続けていることが特徴だと思います。

●**令和7年度からフリートークや未来の学校づくりに向けた検討会など、新たな取組を導入した狙いと今後期待する効果を教えてください。**

教育委員会会議はどうしても議案審議が中心になります。そのため、教育委員同士が自由に意見交換を行う機会を確保することを目的として、フリートークを導入しました。このフリートークの実施のきっかけは、教育委員の「会議以外にも気軽に本音で意見交換できる場が欲しい」という御意見でした。また、未来の学校づくりに向けた検討会を受けて、「もっと多様な生徒と意見交換をしたい」という意見を教育委員の皆さんからいただいていますので、意見交換のテーマや相手方を柔軟に変更していきたいと考えています。

今後も更に教育委員の方々の意見を事務局側が引き出し、教育委員が主体的に教育に関する施策に関わることで、組織全体と施策の質の向上に寄与できる仕組みを構築していきたいと考えています。

○教育委員会会議における議論の充実

勉強会やフリートークを継続的に実施することで、教育委員が教育課題について十分な知識と問題意識を持った上で教育委員会会議に臨むことが可能となりました。教育委員会会議では、議案の審議にとどまらず、その背景にある課題や今後の方向性についても活発な議論が行われるようになり、教育委員一人一人の主体的な参画につながっています。

また、教育委員同士や教育長との意見交換の機会が増えたことで、教育委員会全体として課題認識を共有しやすくなり、教育委員会会議における議論の充実につながっています。

○中学生や若者の意見を教育行政に反映する仕組みの構築

中学生との意見交換会や未来の学校づくりに向けた検討会では、学校生活や学習環境、将来の学校の在り方などについて率直な意見や提案が出されました。検討会で中学生からは、学校行事や宿題、服装・容儀など学校生活について、また自分の習熟度に合わせた授業の少人数化に関する提案等がなされ、現在、教育委員会においてこれらの意見も参考にしながら施策の構築・推進を行っているところです。

また、大学生や若手教員との対話を通じて、将来の学校づくりや教職の魅力向上について、児童生徒の教育環境の整備や、教職員の働き方・職場環境の整備に関する意見等をいただき、例えば、令和7年度からの新規事業である「教職員職場環境改善事業」の取組にもつなげることができました。

参加した中学生や大学生にとっても、自らの意見が教育委員会の議論や施策検討につながる経験となっており、教育行政への理解や参画意識を高める機会となっています。

○教育委員会事務局を含めた組織全体の学びと協働の促進

学校訪問や教職員との意見交換会を通じて、教育委員が学校現場の状況や教職員の課題意識を直接把握する機会が増加しています。教育委員自身にとっても、学校現場を自らの目で見て課題を把握することで、教育行政に対する認識の向上につながっています。

勉強会については教育委員だけでなく事務局職員も参加して実施しているため、事務局職員にとっても教育課題に関する知識や認識を共有する場として機能しています。また、教育委員が参加した研修や視察の成果を定例の教育委員会会議の場で他の教育委員や事務局職員に共有することにより、教育委員会の組織全体の知見向上にもつながっています。

教育委員と事務局が同じ課題意識を持ちながら施策検討を進めることで、教育委員会全体の一体感や組織力の向上が図られています。

○PDCAサイクルによる継続的な改善の定着

宮崎市では、教育委員会活性化プランを点検・評価制度の中に位置付け、毎年度の取組状況について検証を行っており、教育委員や外部有識者からの意見、教育現場や地域との対話を通じて得られたニーズ等を踏まえながら取組内容を見直すことで、教職員との意見交換会、教育委員と事務局とのコミュニケーション及び情報共有を円滑に実施するためのデジタルツールの導入、教育委員フリートーク、未来の学校づくりに向けた検討会など新たな取組の創出につながっています。

このようなPDCAサイクルを継続的に運用することで、教育委員会の機能強化・活性化が一過性のものではなく、社会や教育課題の変化に応じて進化し続ける仕組みとして定着していくことが考えられます。

「越境」を通じた指導主事の資質・能力の向上

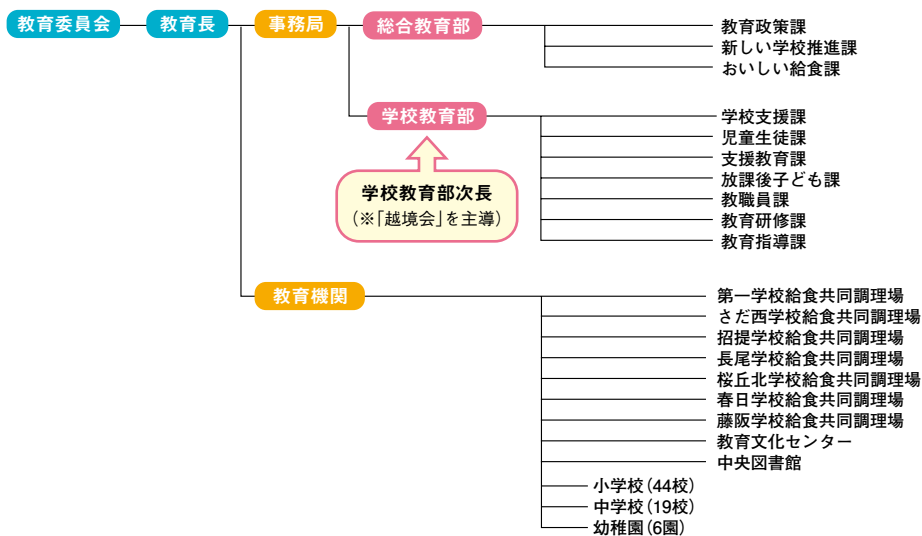
(大阪府枚方市)

大阪府枚方市では、「オールラウンダーの視点を持つプロフェッショナルな指導主事の育成」を目標に掲げ、指導主事の資質・能力の向上に組織的に取り組んでいます。具体的な研修内容の中核として、教育委員会事務局内の各課の指導主事が集い、課を横断した視点を学ぶことで、教育委員会としての施策立案や学校への指導・助言に活かす「越境会」を企画・実施しています。

● 枚方市の基礎データ(令和8年5月1日現在)

	人口 (人)	小学校数 (校)	小学校児童数 (人)	中学校数 (校)	中学校生徒数 (人)
枚方市	390,428	44	18,260	19	9,100

● 枚方市教育委員会の組織図(令和8年5月現在)



1 背景

教育委員会として目の前の学校現場の実態に合わせた施策展開や指導・助言を行うためには、現代的な教育課題への対応について様々な切り口からの対応策を持った指導主事を組織的に育成していくことが必要である一方、枚方市では、

- ・同じ教育委員会事務局内でも、隣の課の取組についてはよくわからない

- ・各課の指導主事が主体的に研修を企画し、意欲的に取組を推進しているが、取組が課やチームの域内に留まってしまう
 - ・指導主事の人材育成が課長の属人的な取組になりがちで、全体育成の視点が不足している
- といった状況に課題感が存在していました。そこで、指導主事全体の人材育成が可能な立場に

ある学校教育部次長を中心として、指導主事の組織的な育成に取り組むこととしました。具体的には、事務局内各課の指導主事が課を「越境」して集い、互いの取組について理解を深めたり、授業や施策を多角的に見る視点を養うようなワーク等を行う「越境会」という勉強会を令和7年度より立ち上げまし

た。また、「越境会」をきっかけとして、各課が自主的に他課と連携した取組を始めたり、課内での人材育成をより意欲的に進めるようになっていったことで、職員一人一人の資質・能力の向上のみならず、事務局全体の組織力の向上にも寄与する持続的な取組となっています。

2 取組概要

年度を通じた「越境会」の展開

令和7年度の「越境会」は、以下のような3つのフェーズを以て計画されました。全体を通じて、枚方市の掲げる「オールラウンダーの視点を持ったプロフェッショナルな指導主事の育成」に資するようになっています。

全体の計画は学校教育部次長を中心に作成され、第2・3フェーズにおける勉強会（月1回程度開催）は、指導主事リーダーを中心にテーマ毎（「PBL（課題解決型学習）」「生徒指導」「特別支援教育」「働き方改革」等）にチームを組み、各チームにおいて企画されています。

【第1フェーズ：対話・気づく・考える】

他課に自課の取組を知らせる／他課の取組を知る／他課と連携できる部分の模索や課題発見

【第2フェーズ：深く知る・行動する】

他課の取組を深く知り対話することによる当事者意識の向上／課内の人材育成を学び合う／授業を見る視点の向上・統一

【第3フェーズ：行動する】

第2フェーズの行動を受け、自課の取組の成長／他課とのコラボレーション

「越境会」をきっかけに生まれた他課連携の具体的な取組

「越境会」単独で終わることなく、実際に以下のような各課の自主的な取組に結びついています。

- ・教育研修課が次年度の教員研修の企画に当たり、全課へのヒアリングを行い、各観点を取り

入れた企画を実施。

- ・学校の働き方改革における校務DXの活用について、教職員課（働き方改革）と教育研修課（校務DX、生成AI活用）が連携し、全国の事例報告会においても両課から紹介。
- ・他課が主催する研修やイベントに参加する者が増え、イベントの紹介やお誘いが各所で発生。
- ・「越境会」において支援教育課主催の勉強会が開催されたことにより、支援教育課から共有された「授業におけるユニバーサルデザイン」の授業観察視点リストを、全指導主事が理解し学校訪問の際に取り入れることになった。

取組推進に当たっての教育委員会内での合意形成

「越境会」の企画に当たり、指導主事の人材育成と組織力強化について全体の方策をまとめた概要資料を作成し、教育委員会内の関係者への説明を行うことで、教育委員会内での認識統一を図りました。

また、「越境会」の開催後の総括や、各課の指導主事が自主的に取り組んだ内容に対するフィードバック等を、学校教育部次長が不定期に作成する「次長通信」にまとめ、事務局内全体に周知することで機運醸成を図ってきました。「次長通信」は教育長、教育委員、副教育長にも配布され、教育委員会内で随時状況把握されました。

教育長は、実際の「越境会」の様子を都度見学しているほか、教育委員に対しては取組の報告会を開催し、参加した指導主事が自らの言葉で会の意義や人材育成の重要性を説明する様子が評価されています。

● 指導主事の人材育成と組織強化についての概要資料(枚方市教育委員会内で作成)

【枚方市教委】指導主事の人材育成と組織強化について(案)

令和7年(2025年)8月

1. めざす姿

オールラウンダーの視点を持った、プロフェッショナルな指導主事の育成による、教育委員会事務局の組織力強化をめざす。

2. これまでの成果と改善をめざす課題

- 「同じ課でも、隣の席の人が何をしているかわからない」状態の改善。
- 各課において、指導主事の主体的な企画等を推奨する風土となってきた。
- 課独自のMTG等により、OJTを実施し、指導主事の専門性向上に取り組んでいる。
- いわゆる「不夜城」と言われる働き方の改善。残業時間の減少と健康確保の意識向上。

- ▲「同じ事務局内でも、隣の課の取組についてよくわからない」という状態。
- ▲各課の指導主事が主体的に研修企画等し、意欲的に取組推進しているが、課やチームから“飛び出す”ことはできていない。
- ▲指導主事の人材育成については、課長の属人的な取組となりがち。全体育成の視点が不足している。
- ▲業務量と人的配置のバランスに課題を持つ課がある。

月1回程度の「越境会」

- 【第1フェーズ】対話・気づく・考える
 - ・他課に取組を知らせる・他課の取組を知る。
 - ・連携できる部分の模索と課題発見。
 - ・課題改善策を考える。
- 【第2フェーズ】行動する
 - ・他課の取組を深く知る・体験する。当事者意識の向上。
 - ・課内の人材育成を学びあう(課長)。
 - ・授業を見る視点の向上・統一→多面的に「人」を見る力をつける。
- 【第3フェーズ】行動する
 - ・「第2フェーズ」の行動を受け、自身の課の取組を成長させる(成果の実感)。
- 課による越境関係の取組(課長発案)
 - ・教職員課×教育研修課:働き方改革作戦会議
 - ・教育研修課:月1回は他課の指導主事と対話する
 - ・教育指導課:課内のミニミニ越境会

「小さな越境」から気づく ～「理解」と「連携」の往還により、人材育成と取組の深化へ～



各課におけるOJT

- ・指導主事会議
- ・指導主事によるミニプレゼン、課内業務の共有、気になる新聞記事等の交流、課長からの指導助言、次長通信の活用...
- ・運営を総括指導主事に任せた会議。課内組織体制構築。
- 学ぶ機会
 - ・視察後はスライド等で報告資料作成・全体共有。
 - ・専門性向上のため、市主催研修の参加推奨。
 - ・大阪府教育庁主催。国語・算数数学等の教科及び校内研究支援にかかり指導助言力を磨く。

3. 取組を通して期待できる効果

- ◎短期の目標
 - ・所属課以外の業務についても把握し、市教委の取組としてプライドを持って説明できる。
 - ・所属課の取組の質向上をめざし、所属課以外の課と積極的に意見交換し、取組をブラッシュアップする等の行動ができる。
 - ・専門性の向上・バランス力の向上により、現場に出た際にオールラウンド型且つ専門性を持つ人材として活躍できる。
- ◎長期の目標
 - ・エンゲージメント調査の結果の向上(学ぶ場がある、自分の力を生かしている、仕事に没頭時の幸福度)
 - ・枚方市の教育目標の実現(「学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく」～個人と社会のウェルビーイングの実現をめざし、可能性を最大限に伸ばす～)

● ある日の「越境会」の様子



● 3分程度の理科の授業の動画を視聴

- 授業の様子について、「PBL(課題解決型学習)」、「生徒指導」、「特別支援教育」、「働き方改革」といったそれぞれの視点から、気づきの点を各自付箋に記入し、グループ毎に集約

- 各自の担当業務以外の視点も含めて、それぞれの気づきの点についてグループ内で意見交換

- 各グループの成果を全体向けに発表、講評

- ➡これまでの「越境会」にて学んだ分野の視点を授業観察や指導・助言に活かすワークを通じて、日々の業務の中で活用できるように
- ➡個人や自課の中だけでは気付くことができなかった多様な見取りの視点を獲得

●「越境会」に参加した指導主事からの声



日常的に考えている物事に対して、深さや広さといった新たな視点を与えてもらえる場となっています。担当業務ではない、けれど大切な視点、なのにはっきりと説明もできない…なんとなく思っていることや、ぼんやりと考えていることをクリアにしてもらえる場として多くの学びを得ています。

指導主事はいつか校長や教頭として学校に戻ることも想定してのこの会をしている、という冒頭の次長からの説明が非常に納得しました。



様々な見識を深めながら、教育委員会事務局全体で同じ方向に向かうための確認の場所になっています。

遠慮なく色々な人と話せて、つながるきっかけを得ることができる重要な場と捉えています。



「越境会」の推進リーダー（令和7年度当時）

課を超えた「学び・対話」の場から得るもの



【学び・対話・気づきの時間】

直接的時間
1時間/月×10回
=10時間/年



皆、こんな感想持ってるんだ。（振り返りを読みながら）

間接的時間

支援教育って、こんなにも変化してきているのか！

このことは研修課に声をかけてみよう。

働き方改革のこと知りたい。テーマにしてほしい。

この授業、発達支持的生徒指導の観点で見たらどうなんだろう。

来年度の越境会で、このことテーマにしたら、学校のためにもなる！

次回の企画しよう！

〇〇さんと、初めて話した。話わかりやすかったなあ。

リフレッシュできるんだよね。

もっと勉強しなきゃ。

テーマソング作ってみよ〜っと



枚方市教育委員会教育長

谷元 紀之

- ・令和7年1月から現職。
- ・小学校教諭出身で、枚方市教育委員会指導主事や、枚方市立小学校長、枚方市教育委員会教育委員を歴任。

●教育委員会事務局の機能強化・活性化の手段は様々ある中で、特に指導主事の資質・能力の向上に取り組む意義はどのようなところにあると思いますか？

指導主事は、学校現場へ指導・助言を行う立場にあり、その関わりは児童生徒の成長に極めて大きな影響を与えます。だからこそ、指導主事自身の資質・能力の向上が最重要であると考えています。主体的な教育活動を学校に求める指導主事だからこそ、自らが学ぶ喜びや対話の価値を実感することが不可欠です。さらに、課の枠を超えた継続的な学びを通じて新たな気づきを得ることが、担当業務の質を向上させ、ひいては教育委員会事務局全体の組織力強化につながると考えています。

●指導主事の育成を進める他自治体に向けて、枚方市での「越境会」の取組から見えたポイントやメッセージをお願いします。

教育委員会事務局は多忙を極め、ともすれば目の前の業務への対応に追われがちです。しかし、事務局の機能強化・活性化を図るうえで、教育行政の中核を担う指導主事の育成は不可欠です。時間の捻出は容易ではありませんが、短時間でも効果的な学びの場を継続するためには、企画・運営を担う人材の選定も重要な鍵となります。本市の「越境会」における取組は、一方通行の講義型ではなく、指導主事同士が深く高め合う対話重視の場であったことが、参加者の高い意欲と積極的な学びに結びついたと感じています。



前：枚方市教育委員会事務局
学校教育部次長

現：枚方市立交北小学校校長

高山 和子

- ・令和8年4月から現職。
- ・平成29年度に市教委に入庁し、教職員人事を担うと共に働き方改革を推進した。令和7年4月に学校教育部次長となり本取組を企画・実施した。

●指導主事の資質・能力の向上に取り組むに当たって、「越境」という考え方に着目した意図をお聞かせください。

いわゆる「縦割り行政」で、教育委員会事務局職員なのに他課の取組が見えないことは以前から課題でした。本来本市教育目標実現のためには、自課の取組への専門性だけでなく、他課の取組もバランスよく把握していることが理想です。そこで、まずは「知る」ことからスタートし、その際、「課から飛び出す」ことをポイントにしました。「越境学習」にちなんで、「小さな越境から気づく」と題し、課を超えた指導主事全体の勉強会「越境会」を始めました。「ホーム（自課）対話」と「アウェイ（他課）対話」の積み重ねは、指導主事にとって大きな刺激になっていました。

●「越境会」を中心とした取組を進めていく中で、指導主事の姿はどのように変わってきたと思いますか？また、教育委員会事務局の組織力全体の向上も含め、今後どのように取組を進展していきたいと思いますか？

まずは、他課の取組を知り教育行政を俯瞰的に見て、自課の取組がどのような意義を持っているのかを再確認できました。次に、繰り返し対話することで、自課の取組のブラッシュアップをしたり、コラボの取組が生まれました。参加者が学びや気づきを楽しみ、充実感を得ていたことも大きいです。そして、注目すべきは、会を実施した年間10回（10時間）の学びから派生する効果の存在です。

所属職員の資質・能力の向上は、必ず組織の成長につながるため、指導主事に限らず職員全体の人材育成視点を持ち効果的な方策を検討することが肝要と考えます。



枚方市教育委員会事務局
学校教育部教育研修課長
栗田 香里

- ・令和8年4月から現職。
- ・令和7年度まで教育研修課主幹として教職員研修を企画・実施。「越境会」の推進リーダーの一人としても活躍した。

●「越境会」に参加するようになってから、学校訪問をはじめ日々の業務に臨む際の意識や取り組み方はどのように変わりましたか？

「越境会」は他課の視点から自身の視野の広がりを実感できる機会です。教職員の育成を担う教育研修課として数多くの授業を参観する中で、課として大切にしている「子供主体の学び」という観点に加え、発達支持的生徒指導、業務改善等、多角的に授業を捉えられるようになり、指導助言の引き出しが増えました。また日常の課内対話でも他課の視点が自然と生かされ、教職員のニーズに即した研修づくりに結びついています。単独の「点」から他課とつながる「面」の研修へ進化できた手応えを感じています。

4 取組の効果

指導主事に求められる専門性の明確化・向上

「越境会」を通じて、学校訪問や施策の企画・立案等に活かせる多様な視点を学ぶことで、担当教科や所属課の業務に係る専門性にとどまらない「オールラウンダー」な指導主事像の実現につながっています。学校への指導・助言の際にも、幅広い視点を持って対応でき、「枚方市教育振興基本計画」や「HIRAKATA 授業スタンダード」といった中長期的目標を、指導・助言を通じて具現化する姿勢が身についています。

指導主事の資質・能力向上は将来の管理職の資質・能力向上につながる

指導主事は、数年後には、校長や教頭として学校に戻ることも想定されます。学校経営を担う校長やそれを補佐する教頭の資質・能力は、その学校の教育活動の質に大きく影響します。枚方市では、教育委員会事務局の機能強化・活性化を推進することは、将来の管理職を育成していることと同様であり、この指導主事の資質・能力の向上という取組の効果は、数年後の教育の質にも影響するものと考えています。

事務局内各課の交流促進・活性化

「越境会」をきっかけとして、各課がお互いを理解し、連携して業務に取り組もうとする風土が形成

され、事務局全体としての「縦割り」組織からの脱却と活性化につながっています。また、毎月の勉強会の時間は、指導主事にとって「学びの場」だけではなく、「楽しい時間」「刺激をもらえる場」となっていたことも、会を重ねるごとに参加者が増えていった理由と考えます。

教育委員会全体における人材育成・組織開発の機運醸成

「越境会」の中では、各課内の人材育成の工夫に関する意見交換も行われました。また、「次長通信」を通じて「越境会」の様子が教育長・委員も含めた教育委員会内全体に広まったことで、人材育成の機運が高まっています。

さらに、当初は指導主事の育成を主たる目的としていたものの、会を経るごとに輪が広がり、指導主事にとどまらず事務局全体の組織開発につながる可能性も生まれています。年度後半の会では、行政職職員やスクールソーシャルワーカー、弁護士、総合教育部（会を主催する学校教育部とは別の部）の職員、アドバイザー（退職校長等）なども参加するようになりました。日々の業務の中でも、勉強会のチームリーダーを務める指導主事が、指導主事以外の職員にも課を越えて声を掛け合うようになっています。

外部資金の活用と独自の人材確保施策による 教育委員会の機能強化

～スクールコラボファンド・教育行政職採用の取組～

(神奈川県鎌倉市)

鎌倉市では、教育大綱に掲げる「“炭火”のごとく誰もが学びの火を灯し続け、生涯にわたり心豊かに生きられるまち鎌倉」／「学習者中心の学び」の実現に向けて、寄附を原資とする「鎌倉スクールコラボファンド」を活用し、学校が大学・NPO・教育ベンチャー・企業・地域人材等と連携する取組を支援しています。

あわせて、教育行政を専門に担う職を設け、外部連携や資金調達、学校への伴走支援を担う企画人材を確保することで、学校の主体的な教育活動を支える体制の構築を図っています。

● 鎌倉市の基礎データ(令和8年5月1日現在)

	人口 (人)	小学校数 (校)	小学校児童数 (人)	中学校数 (校)	中学校生徒数 (人)
鎌倉市	168,871	16	6,903	10	3,311

1 背景

「学習者中心の学び」を支える伴走型教育行政への転換

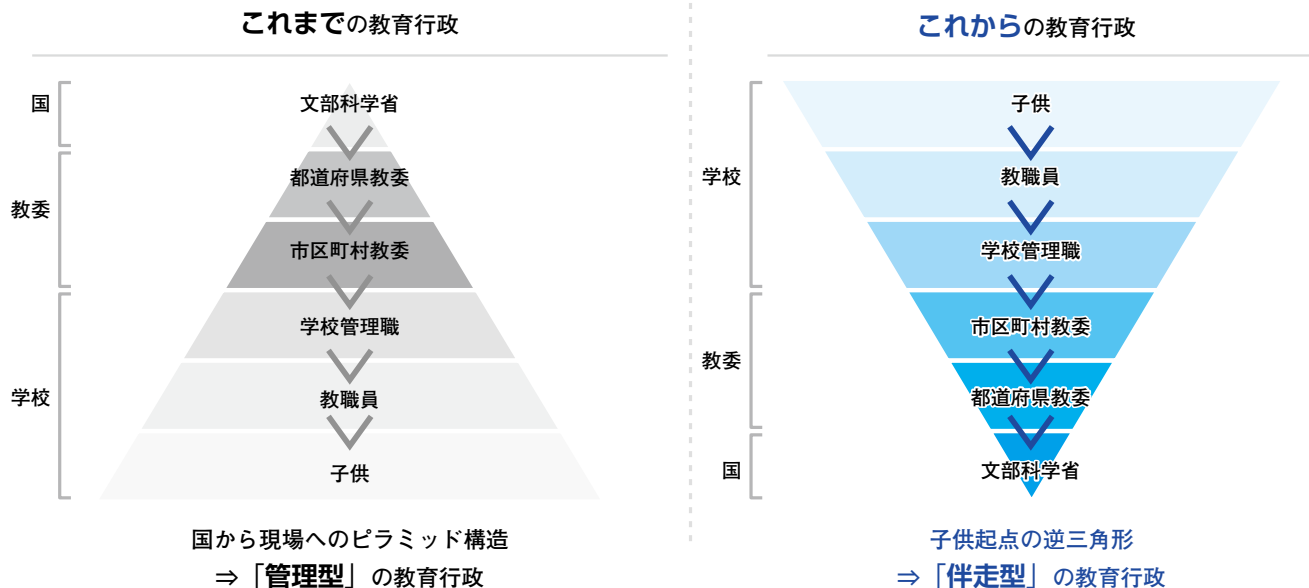
鎌倉市では、教育大綱において「炭火」のように誰もが学びの火を灯し続けるまちを目指し、その実現に向けて「学習者中心の学び」を推進しています。この取組は、従来の学校現場の実践を否定して新しい取組を一方的に導入するものではなく、各学校の実践を価値付け、必要な資源をつなぎながら支える「伴走型」の教育行政への転換として進められてきました。

他方で、学校が探究的な学びや地域・企業等と連携した教育活動に取り組もうとしても、学校現場では数万円から数十万円程度の経費であっても機動的に確保することが難しく、国等の補助金は期間や用途が限定されるため継続性に課題がありました。こうした課題を踏まえ、鎌倉市では、外部資金を学校の挑戦につなげる仕組みと、その仕組みを動かす人材・組織体制の整備を一体的に進めました。

● 「伴走型」の教育委員会のイメージ

鎌倉市教育委員会は、学校・教員・子供を「管理」する存在から、「伴走者」として支え、助け、励ます存在を目指したい。

「管理」的な行政がなくなるわけではないが、これからは、「子供」や「現場」を起点に、どう寄り添うかを考える「伴走型の教育行政」が必要となる



2 取組概要① 外部資金を学校の挑戦につなげる仕組み

鎌倉スクールコラボファンドの創設

鎌倉スクールコラボファンドは、学校が主体となりながら、大学・NPO・教育ベンチャー・企業等とコラボレーションして教育活動を実施し、学習指導要領に示される「社会に開かれた教育課程」を実現することを目的とした寄附金です。

学校からの企画・要望を受け、教育委員会が外部資源の発掘、マッチング、謝金等の支払、企画の具体化を支援する点に特徴があります。単に学校へ資金を配分するのではなく、資金調達・外部連携・教育課程への接続を一体的に支える仕組みとして運用されています。

「教育ビジョン」とセットで寄附を募る

鎌倉市では、ふるさと納税制度を活用したガバメントクラウドファンディングを令和2年度から継続して実施し、地域の人的ネットワークも活用しながら、寄附型自動販売機や古本回収等の取組など、教育活動を支える財源の多様化を進めています。

また、教育委員会の公式 note を活用して教育長

の思いや学校での実践を発信するとともに、スクールコラボファンドをテーマとした探究学習シンポジウムやファンミーティングを開催するなど、鎌倉市が目指す教育や子供たちの学びを広く伝えています。

こうした取組を通じて教育ビジョンへの共感を広げ、寄附者や企業等との継続的な関係づくりにつなげています。

鎌倉スクールコラボファンド活用の事例（御成中学校における、年間を通じた探究学習）

鎌倉市立御成中学校では、従来、防災・福祉・SDGs等のテーマが分断され、探究学習としての軸を持たせることに課題がありました。現在はスクールコラボファンドを探究学習の伴走支援や外部講師への謝金の支払等に活用しながら、「地域」から「社会」へ視野を広げるようにテーマを再設計し、年間を通じてキャリア教育に強みを持つ講師やNPOなどの外部人材と連携して授業を実施しています。

● 鎌倉スクールコラボファンド活用の事例



かまくら探Q (御成中学校 1 年生)



世界と自分 (御成中学校 2 年生)

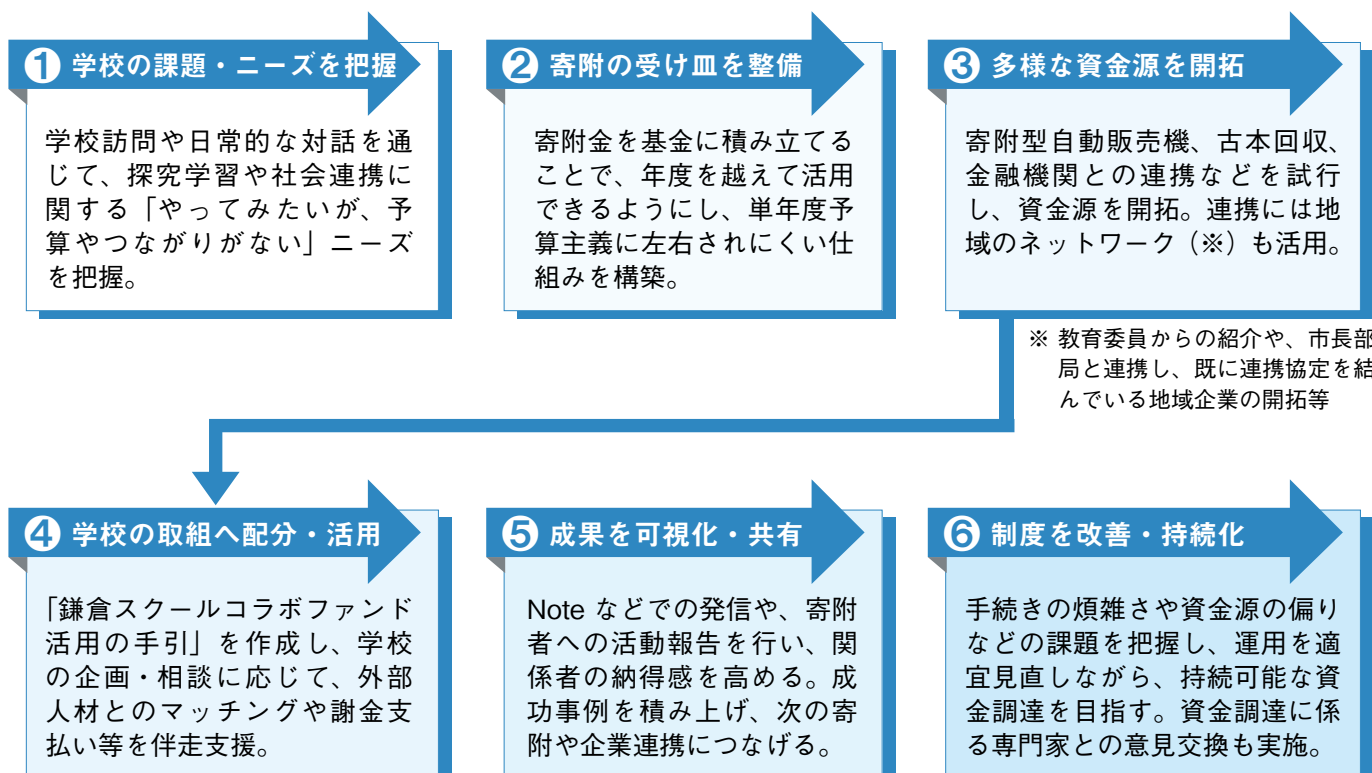
● 御成中学校では、スクールコラボファンドを活用し、年間を通じた探究学習を実施

● 1年生では、鎌倉の地域課題をテーマに、「かまくら探Q」と題して、課題解決に取り組む地域の実践者等から学び、自ら調べたことや実践したことを発表

● 2年生では、外国にルーツを持つゲストを招き、「世界と自分」をテーマに国際理解・英語学習を実施。日本や鎌倉の文化を英語で紹介し、対話を通じて学びを深化

● 取組の様子は教育委員会 note でも発信し、寄附金が学校現場でどのように生かされているかを可視化

● 外部資金活用のプロセス



「鎌倉スクールコラボファンド活用の手引（※）」より一部抜粋

● スクールコラボファンド活用のフローチャート

活用のフローチャート



(※) スクールコラボファンドを活用したい学校の担当者に向けて、活用のフローチャートや事例等の詳細を紹介した、鎌倉市教育委員会作成の資料。
直接学校宛での周知に加えて、関心のある先生方の口コミにより各学校に取組が広がっている。

3

取組概要② 独自の人材確保施策により、学校主体の取組を具体化する伴走プロセス

仕組みを動かす「企画人材」の確保

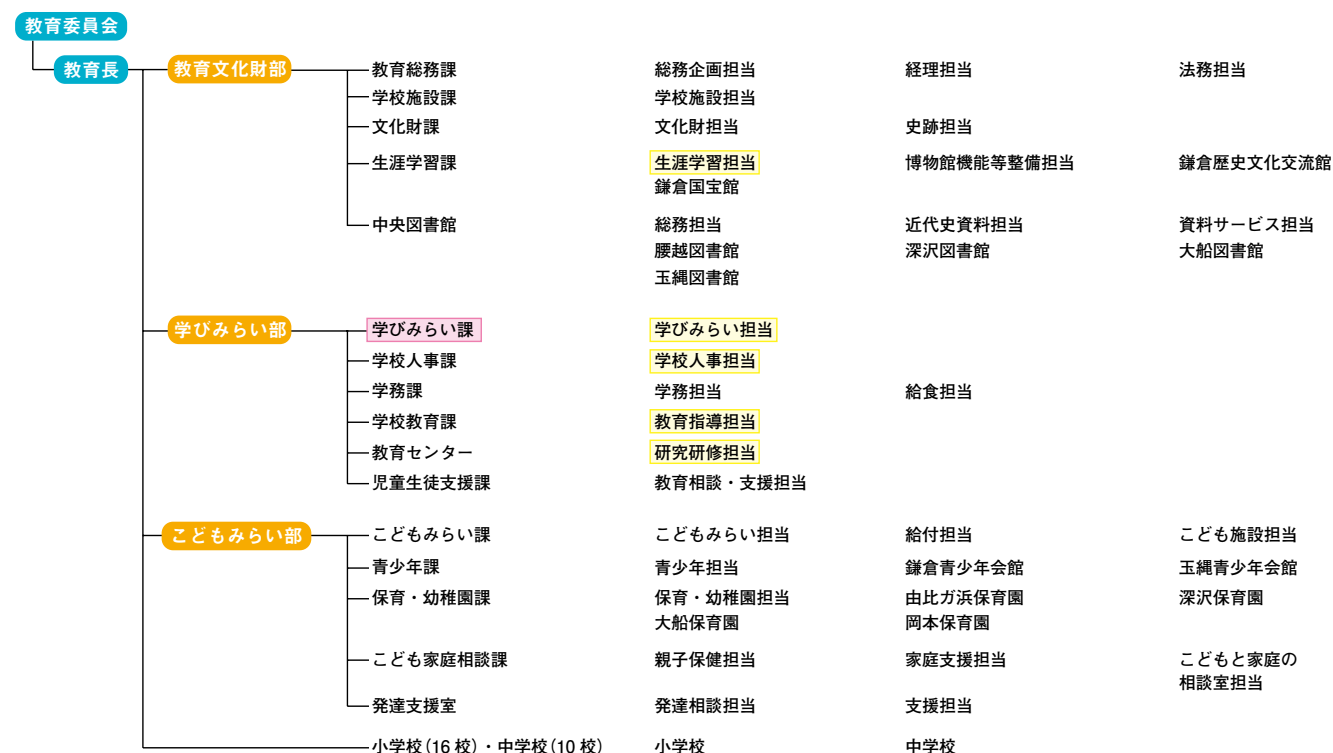
鎌倉市では、スクールコラボファンドをはじめとする新規施策を実行していく上で、企画人材の設置が大きな意味を持ちました。外部連携や資金調達を担当する職員を配置したことが、現在の学びみらい課につながっています。

さらに、令和5年には、教育行政を専門に担う「教育行政職」を新設しました。多様な「個別最適で協働的な学び」の実現、「探究的な学び」への転換等を進めるためには、教育への専門性だけでなく、多様な関係者との合意形成、企画立案、プロジェクト推進、外部との接続を担える人材が必要であるとの認識が背景にあります。

伴走支援の事例（鎌倉市立御成中学校における、年間を通じた探究学習）

先述のスクールコラボファンドを活用した、年間を通じた探究学習を実践するにあたって、学校現場としては、どの程度まで企画を具体化して相談すべきか分からないといった不安もありました。しかし、教育行政職の職員をはじめとした教育委員会がサポートし、授業内容の具体化をお手伝いすることで、学校内だけでは出会えない大人との接点が増加し、生徒の学習意欲の向上や自己理解の促進につながっています。

● 鎌倉市教育委員会の組織図(令和8年8月時点)



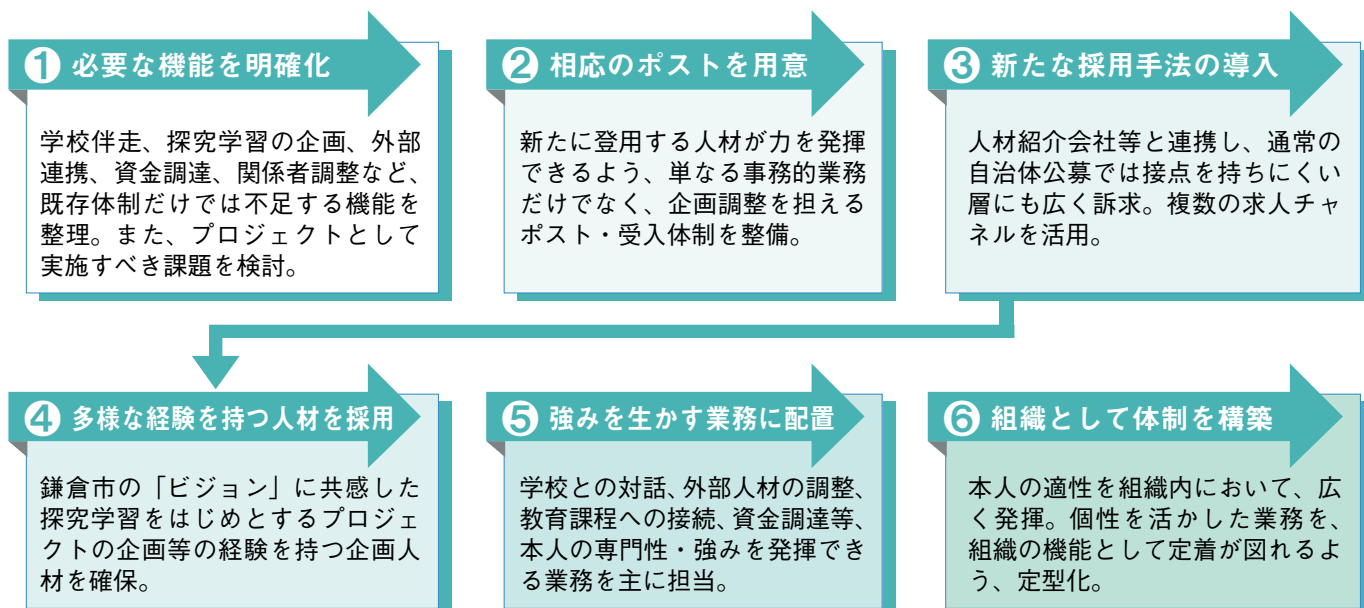
Point 1 企画担当ポストの強化

- ・令和7年度に教育政策の企画を行う独立の課として、「学びみらい課」を創設。
- ・令和8年度の機構改革で教育委員会が3部体制になったことにより、各部に企画を担当する部署を配置（総務企画担当、学びみらい担当、こどもみらい担当）

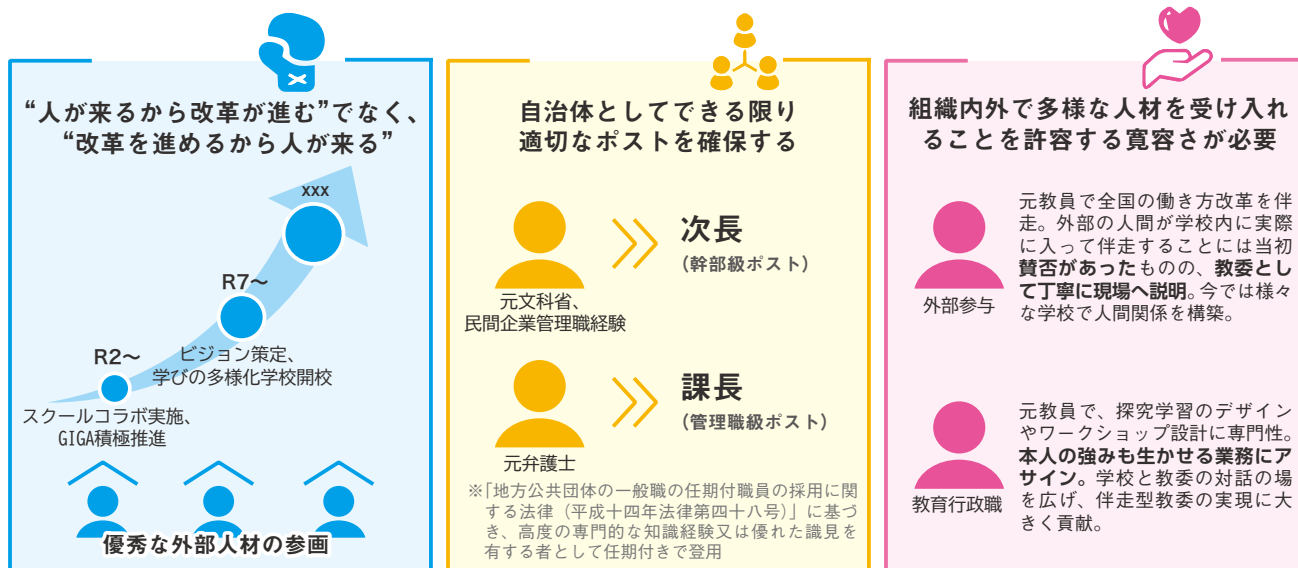
Point 2 教育行政職の新設

- ・鎌倉市が独自に設けた、教育行政を専門に担う職員として、令和6年度より新たに「教育行政職」の採用を開始。
- ・基本的には経験者採用として実施し、現在6名が在職。それぞれの前職は、小学校教員1名、行政1名、公益法人1名、企業出身1名、市事務職員からの内部登用2名であり、バックグラウンドは多様。
- ・教員として学校で授業を行うのではなく、教育委員会事務局で、行政事務と合わせて、学校への伴走支援や探究学習の企画、外部連携、資金調達、国際枠組みへの加盟など、教育施策の企画・推進も担当。

● 教育行政職採用・活用のプロセス



● 鎌倉市における外部人材を登用する上での考え方



4 Interview



鎌倉市教育委員会教育長
高橋 洋平

・2005年に文部科学省に入省。福島県教育総務課長や、文部科学省教育改革推進室専門官、学校デジタル化プロジェクトチームサブリーダーなどを歴任。PwC コンサルティング合同会社教育チームマネージャーを経て、2023年8月より現職。

● 「学習者中心の学び」を実現するため、教育委員会を「伴走型」の組織へ転換していかうと考えた背景を教えてください。

教育行政というと、人事や服務規律の確保など、「管理」的な視点のイメージを持たれることがあります。危機管理などのマネジメントが重要となるシーンも当然ありますが、教員と子供たちの関係と、教育委員会と学校の関係は「相似形」です。

先生方に「学習者中心」の授業や学級経営をしてほしいと願うならば、我々教育委員会こそが、学校や教員の思いを実現できるよう、伴走的に関わっていくことが大事であると考えています。

● 鎌倉市の取組を他の教育委員会が参考にする場合、まずどのようなところから取り組むことが重要だと考えますか。

「炭火」「学習者中心」というビジョンを立ち上げた直後、市内全26校を回り、先生方との対話の時間を持ちました。まずは関係者による丁寧な対話が重要だと感じています。



鎌倉市教育委員会 教育文化財部
学びみらい部／こどもみらい部 次長

三木 仁史

- ・2010年に文部科学省に入省。高等教育政策室、高校修学支援室などを経て、2021年から京都市大学政策部長に outward。文部科学省帰任後の2024年4月に同省を退職。ライフイズテック株式会社事業開発事業部学校・教育機関グループマネージャーなどを経て、2025年8月より現職。

●寄附財源を活用したスクールコラボファンドに取り組むことの意義や、これまでの成果と課題について教えてください。

例えば、数百万円かかる「学校設備の改修」などは、成果が見えやすく、行政的には予算として確保しやすいですが、「ワクワクする授業」のための数万円の講師謝金は逆に予算計上が難しかったりします。寄附財源であることで、先生方や子供たちの思いに応じて柔軟に運用できることに価値を感じています。

様々な先生方が寄附財源を活用してワクワクする授業づくりに取り組むことで、授業観が刺激され、通常の授業の改善にもつながっているという実感があります。安定的な資金の確保はまだ課題ですが、持続可能な資金調達に向けて引き続き多様な財源確保に取り組んでいきたいです。

●通常の公務員採用とは別途、「教育行政職」を採用することのメリットについて教えてください。

メリットとしては、大きく2点あります。1つは、教育や子供に対して熱量の高い仲間を募集できること。もう1つは、いわゆる公務員試験を受ける母集団以外のところから、仲間を集められることです。より広い範囲から仲間を集めることで、組織の多様性が高まり、新しいアイデアが生まれやすい風土ができると思っています。一方で、多様な人材が力を発揮するには、受け入れ側の組織が試される側面もあるため、我々としても日々試行錯誤しているところです。



鎌倉市教育委員会 学びみらい部
事務職（教育行政職）

小泉 志信

- ・2020年から東京都の公立小学校教員として勤務。教員1年目に一般社団法人まなびぱれっとを起業。板橋区立板橋第十小学校にて1,000人の大人と子供が出会い人生設計を考える探究学習を実践。2024年4月より現職。

- 教育行政職として鎌倉市に入庁した理由と、これまでの経験や専門性が現在の業務にどのように生かされているかを教えてください。

学校現場では多くの企業や地域人材と協力し、授業を形にできた一方、一教員としてできることの限界も感じていました。現場とは異なるアプローチからより多くの先生や子供たちのために働きたいという想いから、市全体の学校文化作りに挑戦したいという気持ちが強くなり、教育行政職への挑戦を決めました。

これまでの経験があることで、学校現場や企業の立場に寄り添った形で施策の立案・運用に努めることができています。

- 教育行政職としてどのような役割を担い、どのようなやりがいを感じていますか。

先生のやりたいを第一に、施策を立案、運用できている部分にやりがいを感じています。スクールコラボファンドでは、先生のやりたいから一緒に授業を考え、学習空間の整備は一校ずつやりたいを聞いて、オーダーメイドの空間を整備しました。先生の学び応援ファンド*では、基金の創設から運用まで先生が学習者として学ぶために必要なことを対話し、ゼロから作っています。

※先生の学びを後押しするために、令和8年4月に鎌倉市が新たに創設したファンド（特定目的基金）。学校単位での「組織的な学び」と、教員個人の「個の学び」の2段階で構成されている。

5

取組の効果

各学校の探究学習への「チャレンジ」を後押し

スクールコラボファンドを活用することで、通常のエ育予算では対応が難しい取組についても、学校の希望を起点として、大学・NPO・企業・地域人材等との多様なコラボレーションを実現しています。外部人材等との連携を通じて、各学校の探究学習へのチャレンジを支える取組が広がっています。

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた外部連携の充実

学校が主体となりながら、大学・NPO・教育ベ

ンチャー等とコラボレーションすることで、学校内だけでは得られない多様な知識や経験に触れる教育活動が実現しています。こうした取組が、学習指導要領に示される「社会に開かれた教育課程」の実現につながっています。

多様な経験を持つ人材による教育委員会の機能強化

教育行政職の新設により、通常の公募では訴求しきれない多様な経験を持つ人材を確保し、学校現場における探究学習の企画・伴走支援や、企業・外部

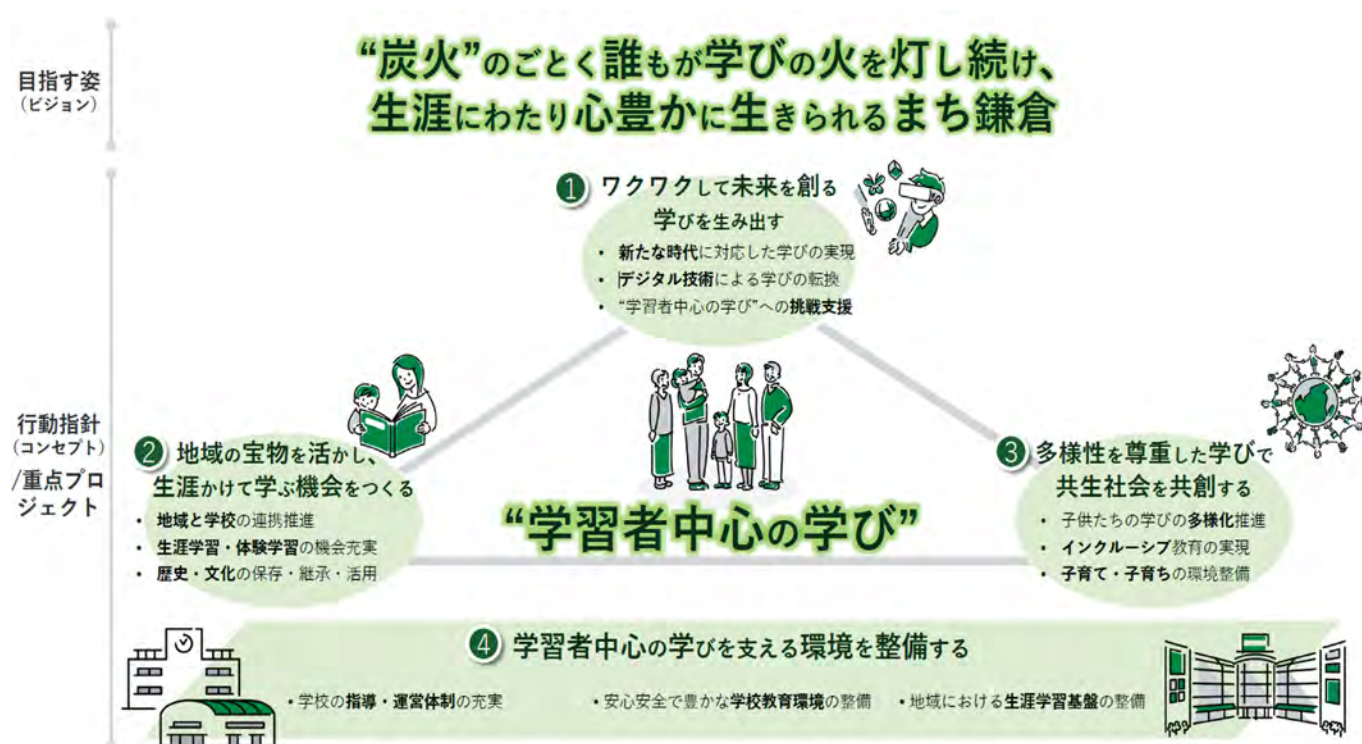
機関との連携、資金調達等を進めています。教育への専門性と、多様な関係者との合意形成やプロジェクトを推進する力を組み合わせることで、教育委員会の企画・調整機能の強化につながっています。

子供や現場を起点とした「伴走型の教育行政」への転換

外部資金の活用、人材の確保、学校への伴走支援を一体的に進めることで、行政から学校へ施策を一

方向に届けるだけでなく、「子供」や「現場」を起点に、学校や子供たちの学びを「支え・助け・励ます」教育委員会づくりが進められています。こうした取組を通じて、鎌倉市教育大綱に掲げる「“炭火”のごとく誰もが学びの火を灯し続け、生涯にわたり心豊かに生きられるまち鎌倉」／「学習者中心の学び」の実現を支える「伴走型の教育行政」への転換が図られています。

● 鎌倉市教育大綱(概要版)





教育委員会と首長との効果的な連携について



教育委員会と首長との効果的な連携が求められる背景・現状

教育委員会は、政治的中立性や教育の継続性・安定性の確保等の観点から、首長から独立した行政委員会として設置されているものですが、「はじめに」で述べたように、近年の教育課題が多様化・複雑化している中であって、教育委員会だけではこれらの課題に十分に対応できない場合が出てきています。

特に、いじめや不登校への対応、虐待、ヤングケアラーへの支援、特別な支援を要する児童生徒や外国人児童生徒への支援、放課後の子供の居場所の確保等への対応に当たっては、教育委員会が児童福祉担当部局や子育て担当部局といった首長部局と連携・協働する必要があります。

この他、例えば公立学校の適正規模・適正配置の検討に当たっては、公共交通を含めた通学手段の観点から交通担当部局、他の公共施設との連携も含めた地域全体における教育機会確保の観点からまちづくり担当部局等との連携・協働が必要になります。「N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想」を踏まえて加速する高等学校教育改革においては、産業界や大学と連携した地域全体の産業人材育成に資するよう、産業担当部局等も巻き込んで議論を進める必要があります。

このように、対応する教育課題に応じて、教育委員会が様々な首長部局と連携・協働して対応に当たる必要性が生じています。

また、学校等の施設整備や ICT 環境の整備、教材や学校図書の充実等の教育環境の整備を行うに当たっては、予算の調製に係る権限を有する首長と問題意識を共有しておくことが不可欠となります。

教育委員会と首長との連携強化を図るための仕組みとしては、平成26年の法改正により、①大綱を策定することの義務付け（地教行法第1条の3）、②首長への総合教育会議の設置の義務付け（地教行法第1条の4）がなされたところです。

一方で、文部科学省の調査結果※によると、令和6年度間を通じて総合教育会議の開催がなかった自治体は、都道府県・指定都市で3.0%、市町村等で14.4%となっています。また、開催している自治体においても、開催回数は、都道府県・指定都市、市町村等とも1回が最も多くなっており、総合教育会議をさらに活用することが課題となっています。

※教育委員会の現状に関する調査（令和6年度間）

https://www.mext.go.jp/content/20260831-mxt_syoto01-000051465_01.pdf

また、総合教育会議を単なる教育委員会と首長が情報共有を行うだけの場として活用するのではなく、定例会以外にも、課題が生じた際に柔軟に開催を検討することや、有識者等の参画、首長の学校視察等を行うことにより、会議における議論の活性化を図ることが重要です。

総合教育会議を通じた執行機関同士の連携等と並行して、実務を担う教育委員会事務局と首長部局との間の連携を促進することも大変重要です。例えば、事務委任や補助執行を活用した組織改編による児童福祉・子育て関係業務の教育委員会における融合的实施、教育委員会への特定の分野の専門家の配置、教育委員会と首長部局の人事交流・職員の併任発令といった取組が考えられます。

事例から見えてくる教育委員会と首長との効果的な連携に取り組む上でのポイント

● 教育委員会と首長との連携の目的・趣旨や効果について

これまでに述べたように、多様化・複雑化する教育課題への対応に当たって、教育委員会と、首長部局との連携・協働の重要性が高まってきています。

連携・協働の重要性といった抽象的な認識のレベルに止まることなく、具体的な取組を進め、ノウハウを蓄積する中で、その意義や効果、課題等を教育委員会をはじめとする関係部局の職員の間で広く共有できているかどうかが取組の成否を左右する鍵であることが各事例から読み取れます。

この点、大阪府箕面市や東京都練馬区では、事務委任や補助執行を活用し、組織改編により、児童福祉や子育て関係業務を教育委員会において、学校教育関係業務と一体的に実施する取組を進めており、幼児期から高校卒業までを見据えた切れ目のない総合的支援という観点に加え、子供の資質・能力を育む「学び」という視座から教育・福祉の連携を捉え、融合的に行政を進めていく在り方として注目されています。

教育委員会と児童福祉担当部局や子育て担当部局の組織再編を含めた具体的な連携・協働により、幼児期から高校卒業までの期間にわたる部局の切れ目のない、総合的な支援を実施できるという認識が各事例に共通する背景となっています。

その上で、様々な部局を通じて把握された子供の情報を部局間で共有することにより、対象の子供への多面的な理解が進み、次の施策に生かすことができるという認識が共有されています。

例えば、東京都練馬区の事例では、児童福祉担当部局に属する放課後児童クラブ、児童館等の施設を利用する不登校児童生徒やヤングケアラーの情報を施設の職員が把握し、学校関係者に共有されることで、有効な対策が可能となっているとの認識が関係職員の間で共有されています。様々な対応を進める上で前提となる子供に関する情報把握能力（インプット面）が強化された事例です。

大阪府箕面市の事例では、主に、具体の支援充実（アウトプット面）の利点が深く認識されています。具体的には、経済的に困難な家庭で育つ子供へ従来の福祉的支援だけでなく、教育的支援を併せて実施することができるようになったことにより、その都度の支援のみではなく、子供が貧困等所与の環境を克服していく資質・能力を育む中長期的な視点に立った支援が可能となっていると認識されています。また、「保育・幼児教育センター」を設置し、研修の企画実施や巡回訪問による支援を行うことで、設置者や施設類型を超え

た質の高い幼児教育の実践に向けて部局間で連携した取組を行うことが可能になっていると考えられます。

● 教育委員会と首長との連携をより組織的かつ恒常的なものとする工夫について

教育委員会と首長との連携は、例えば教育長と市長がトップ同士で日常的に緊密に情報をやり取りし、ともに取り組むべき教育課題についての認識を共有していたり、実務を担う教育委員会事務局職員と児童福祉担当部局や子育て担当部局職員が仕事上緊密に連携したりしている場合であっても、そのような連携が属人的なものであったり、一時的なものであっては、持続可能なものとはなりません。

各事例からは、連携を組織的かつ恒常的なものとする工夫によって、元々特定のきっかけで始まった連携の取組を持続的なものにしようと工夫していることが読み取れます。

例えば、埼玉県戸田市の事例では、教育委員会と首長部局や警察署、児童相談所といった関係機関の連携が必要ないじめ等の緊急事態を想定した対応マニュアルの策定等により、連携のプロセスを明文化する取組を行っているほか、それが緊急時に実践できるよう、いじめ重大事態対応訓練を行っています。さらに、いじめ問題対策連絡協議会を定期的に開催し、関係者間の認識の共有を図る工夫を行っています。

また、岩手県大槌町の事例では、教育委員会と関係部局の実務担当者を構成メンバーとするプロジェクトチームを設置しているほか、同プロジェクトチームの進捗状況の確認や評価・検証を総合教育会議で実施することで、町長や教育長を含め自治体幹部全員に連携内容を共有するだけでなく、プロジェクトチームのメンバーが異動等で入れ替わったとしても組織としての知見を蓄積できるようにしています。

子供関連部局の教育委員会への一元化

(大阪府箕面市)

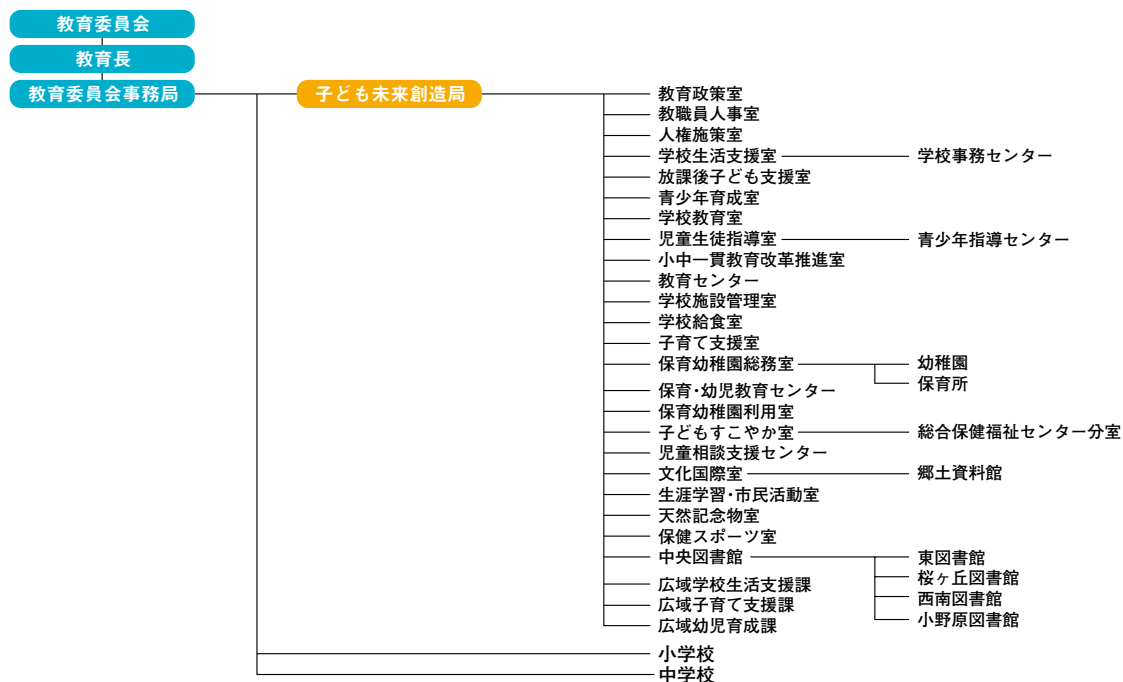
※記載内容は令和6年6月時点のものです。

平成17年度から順次、子供関連施策について、事務委任・補助執行を用いて、教育委員会に担当部局を移管しており、現在は全ての子供関連部局が教育委員会に一元化されています。それにより、教育行政と子育て・児童福祉行政が子供をキーとして融合し、0～18歳までの子供について切れ目なく支援を行う施策を推進しています。

● 箕面市の基礎データ(令和6年1月1日時点)

	人口 (人)	小学校数 (校)	小学校児童数 (人)	中学校数 (校)	中学校生徒数 (人)	小中一貫校数 (校)	小中一貫校	
							児童数(人)	生徒数(人)
箕面市	139,323	12	6,829	6	3,242	2	1,937	751

● 箕面市行政組織図(令和6年1月1日時点)



1 背景

子供関連部局の一元化構想

当時の市長・教育長等の間で、箕面市の子供について一元的に把握している部局が存在しなかったことに課題意識を持ち、概ね0～18歳までの子供関

連施策を総合的に展開していくことを狙って、平成17年度から順次、子供関連施策の担当部局を一元化しました。

貧困家庭で育つ子供たちに対して、乳幼児期から

小中学校、高校卒業に至るまで切れ目なく、福祉的な支援だけでなく、充実した教育的支援を行うことで、「貧困の連鎖を根絶すること」を目指しました。子供たちが、貧困のハンディを打ち破って豊かな人生を切り拓くためには、福祉的支援のみではなく、学校教育等により中長期的な視点に立って資質・能

力を育むことで、高いレベルの自信と能力、気概を身につけて生きる力を育成することが重要であり、子供関連部局を教育委員会に一元化することで、教育と福祉が融合して充実した支援を行うことを図りました。

2 取組概要

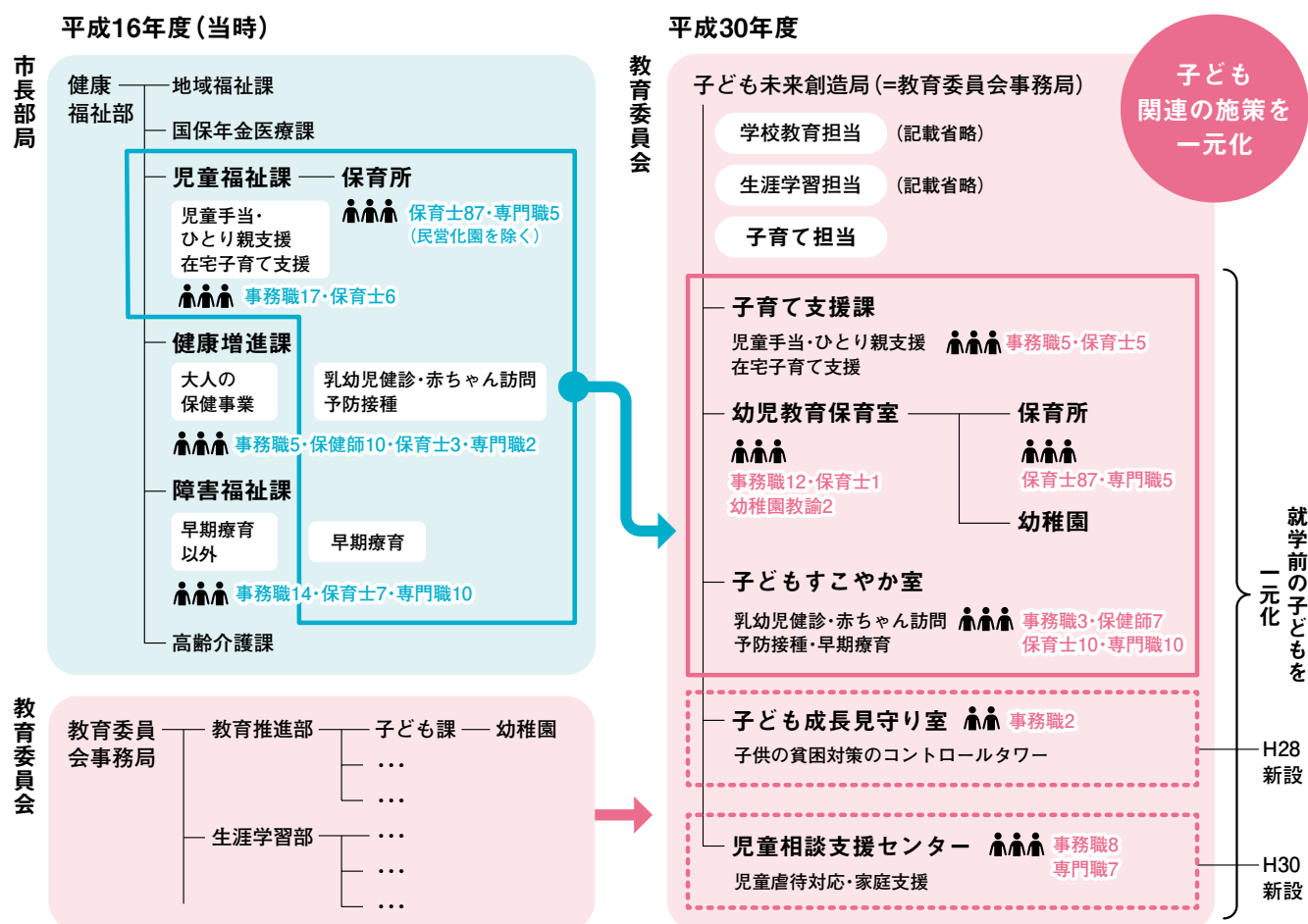
段階的な組織改編

平成17年度、平成28年度、平成30年度の三度にわたり、組織を改編しました。

- ・平成17年4月：保育所、子育て支援センター、児童手当業務を移管
- ・平成28年4月：「子どもすこやか室」を設置、母

子保健事業を移管（「子どもすこやか室」では、乳幼児健診・赤ちゃん訪問・予防接種・早期療育を所管）

- ・平成30年4月：「児童相談支援センター」の創設（「児童相談支援センター」は、児童虐待対応に特化した組織）





箕面市教育委員会教育長

藤迫 稔

- ・平成29年4月から令和8年3月31日まで在職。
- ・箕面市役所職員出身で、過去に教育委員会事務局子ども部副部長、同部長を歴任。
- ・平成25年からおよそ3年間にわたって、小学校長としても勤務。

●子供関連部局を一元化したのはどういう経緯でしたか？

当時の教育長は福祉関連部局の経験が長い職員で、教育長就任前には健康福祉部次長も務めていました。社会的にも幼保連携がキーワードとなるなか、教育と福祉の融合について知見を蓄積しており、それが、子供関連部局の一元化につながりました。また、市長も「貧困の連鎖の根絶」に向けて、貧困に苦しむ子供たちに対して福祉的な支援のみではなく教育的支援も行うことを重視した教育と福祉の融合に強い思いを持っており、この2人の強力なリーダーシップがあって始まりました。一元化は大きなことなので、最初は失敗やそれによる修正も伴うことも想定して始めるものだと思います。

●子供関連部局の一元化の効果として何がありますか？

平成17年から順次子供関連部局を教育委員会に移管してきて、既に18年経過しているため、子供関連施策を全て教育委員会が一元的に所管していることが、職員にとって当たり前のこととなっています。こうして、教育委員会事務局職員全員が疑いなく、保育所や学童保育等の福祉施策に対しても、当事者意識を持って臨んでいることが最大の効果だと思います。また、子供関連施策の立案に当たっても、就学前、小学校、中学校…といった教育段階ごとではなく、0歳～18歳を切れ目無く、全体を俯瞰した施策を進めることが出来ているのも大きな効果だと思います。



箕面市教育委員会事務局子ども未来部部長

今中 美穂

- ・平成18年度から教育委員会事務局に在籍（保育所、子育て支援センター等に移管したのが平成17年）。
- ・長く幼稚園・保育所を担当。

●教育と福祉の融合について、いつから教育委員会事務局内で意識が変わってきましたか？

平成23年度から始めた「子育て応援幼稚園」制度が大きかったように思います。幼稚園も含めた待機児童対策として、市内の幼稚園で保育所並みの預かり保育が行われるようになったことで、保護者からの評判も良く、その実績が職員の意識の変革につながりました。

●子供関連部局の一元化の効果や課題として何がありますか？

一元化により、幼保小の連携がスムーズかつ一体的に行えています。かつては、幼稚園と保育園の間には隔たりがあり、両者間の関係も希薄でした。しかし、教育委員会への一元化以降着実に幼保間連携が進んでいき、今はスムーズな連携が取れています。また、一元化することで、教育・福祉間の衝突は起こらなくなり、子供関連施策における課題解決のスピードが上がります。そして、課題解決に向けた手段も増えることにつながり、子供関連施策がより充実して、より迅速に展開されるようになりました。一方で、教育委員会では、事務的な手続の工程が増えることに留意して事務を進める必要があります。

4

取組の効果

「子ども成長見守りシステム」の構築

子供や子供に関する情報・データを一元的に蓄積するデータベースを構築しました。従来、教育関係のデータ（義務教育9年間分の学力・体力調査結果等）と、福祉関係のデータ（家庭の生活保護受給状況・ひとり親世帯か否か等）が各部署に分散していたところ、子供施策の担当部局が教育委員会に移管されたことで、それらの情報を、子供個人に結びつけ、一元化されたデータベースを構築しました。

この「子ども成長見守りシステム」の構築により、貧困家庭に育つ、支援が必要な子供の学習状況を把握し、学校においてよりきめ細かな学習指導を行うことにつながっているほか、学校だけでは気づきに

くい子供の変化をデータによって捉え、その要因を家庭状況含めて多角的に分析したうえで、学校に情報共有がなされることで、教員等がそれぞれの児童生徒に対して適切な注意を払って学習支援を行うことにつながっています。

放課後子供支援の小学校長所管化

箕面市の放課後子供支援の仕組みとしては、学童保育・自由な遊び場開放事業・放課後学習支援室「すたさぽ」の3つがあります。自由な遊び場開放事業とは、各小学校で、児童が自由に遊べるよう、放課後に運動場と余裕教室等を原則毎日開放し、指導員が子供たちの活動を見守るという事業であり、また、「すたさぽ」とは、放課後に児童が自由に参加

して学習ができ、専任の放課後学習支援員が学習サポートを行う事業です。「すたさぼ」では、特に、学習の遅れや、勉強に苦手意識のある児童に、より丁寧な支援を行っています。

箕面市では、これらの放課後子供支援を各小学校長の所管として、各小学校の敷地内で実施しています。放課後子供支援が校長の管理下にあることで、学校教育と放課後支援とが一層連携して、充実した支援を行っており、例えば、学校において、学習の遅れ等がある児童に対して、校長・教員から「すたさぼ」への参加を促し、放課後も活用した丁寧な学習支援を行えるほか、教員と学童支援員・「すたさぼ」学習支援員との間で、児童に関する情報共有を行い、より多面的で丁寧な支援を行っています。

「子育て応援幼稚園」制度の開始と保育・幼児教育センターの設置

市内の保育ニーズの増大に伴い、平成23年度から始まった、私立幼稚園での預かり保育を推奨するための制度です。夏休みなどの長期休業中も8時から18時までの預かり保育を行っている私立幼稚園を「子育て応援幼稚園」と名付け、「子育て応援幼稚園」に通う園児の保護者に全国でトップレベルの補助金を支給しました。保育所等の受入を増大するのみではなく、保育を必要とする保護者にとっての選択肢が増えたことで、待機児童の解消につながりました。

保育所の担当部署が教育委員会に移管され、公立・民間や施設種別の垣根を越えて研修等を行う保

育・幼児教育センターを設置したことで、市内の保護者の幼児教育・保育のニーズを把握した上で、効果的な幼保連携ができたほか、財政的にも効率的な幼稚園・保育行政を実施することができました。また、私立幼稚園・保育所への協力要請も教育委員会が一元的に行うことでスムーズに行えました。

児童相談支援センターの設置

平成30年度に、一層漏れの無い十分な児童虐待対応を行うため、教育委員会内の関連部署の連携と専門性の強化を図り、児童虐待に特化した組織である児童相談支援センターを設置しました。児童相談支援センターにはソーシャルワーカーや保育士等の専門職を配置しているほか、学校との相談・連携を行うべき場面も多いため指導主事を配置しています。このことにより、児童相談に係る機能強化が進んだほか、学校にとっても教育委員会に児童の家庭状況等について相談しやすい体制が構築されました。

乳幼児健診を基点とした子育て支援

乳幼児健診に保健師のみではなく、保育士も参画することで、子育て支援の場としての機能も持たせています。各健診には94%以上の乳幼児が受診するため、産後早い段階で多くの乳幼児にアクセスできるようになり、健診を基点に、幅広い子育て支援が可能となる横の広がり、就学前教育・保育のみならず、小学校までつながる縦の広がりが展開しています。



子育て支援の様子



学校、放課後児童クラブ、児童館等が連携した 不登校児童・ヤングケアラー等への対応

(東京都練馬区)

※記載内容は令和6年6月時点のものです。

東京都練馬区では、平成24年4月から、事務委任を用いて児童福祉部門を教育委員会に移管し、こども家庭部を新設しました。それにより、保育所、放課後児童クラブ、児童館や子ども家庭支援センターに関する業務等が一元化され、各機関での子供に関する情報共有が適切に行われることで、不登校児童・ヤングケアラー等、支援が必要な子供達への支援が推進されています。

● 練馬区の基礎データ(令和5年5月1日時点)

	人口 (人)	小学校数 (校)	小学校児童数 (人)	中学校数 (校)	中学校生徒数 (人)
練馬区	740,341	65	33,503	33	13,482

1 背景

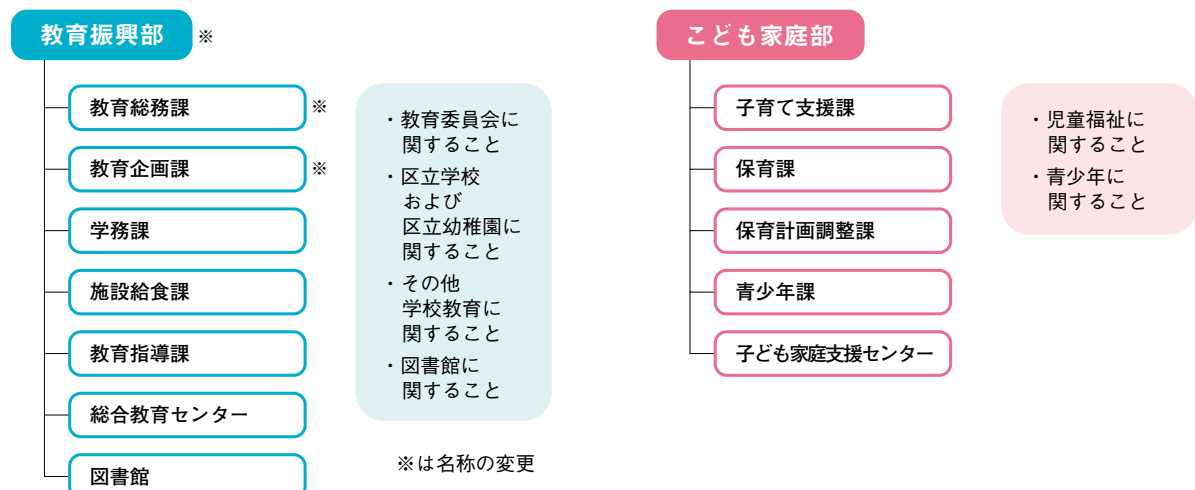
学校の授業中と放課後児童クラブ、幼稚園と保育園等、子供が置かれている状況によって担当部局が異なっていることで、企画部門と現場それぞれが、子供を1人の客体として見れていないことに課題感を持っていました。そこで、子供に対する担当部局を一元化することで、0歳から18歳に至るまでの子供に対する総合的かつ切れ目のない成長支援を行っ

ていくことを目指しました。

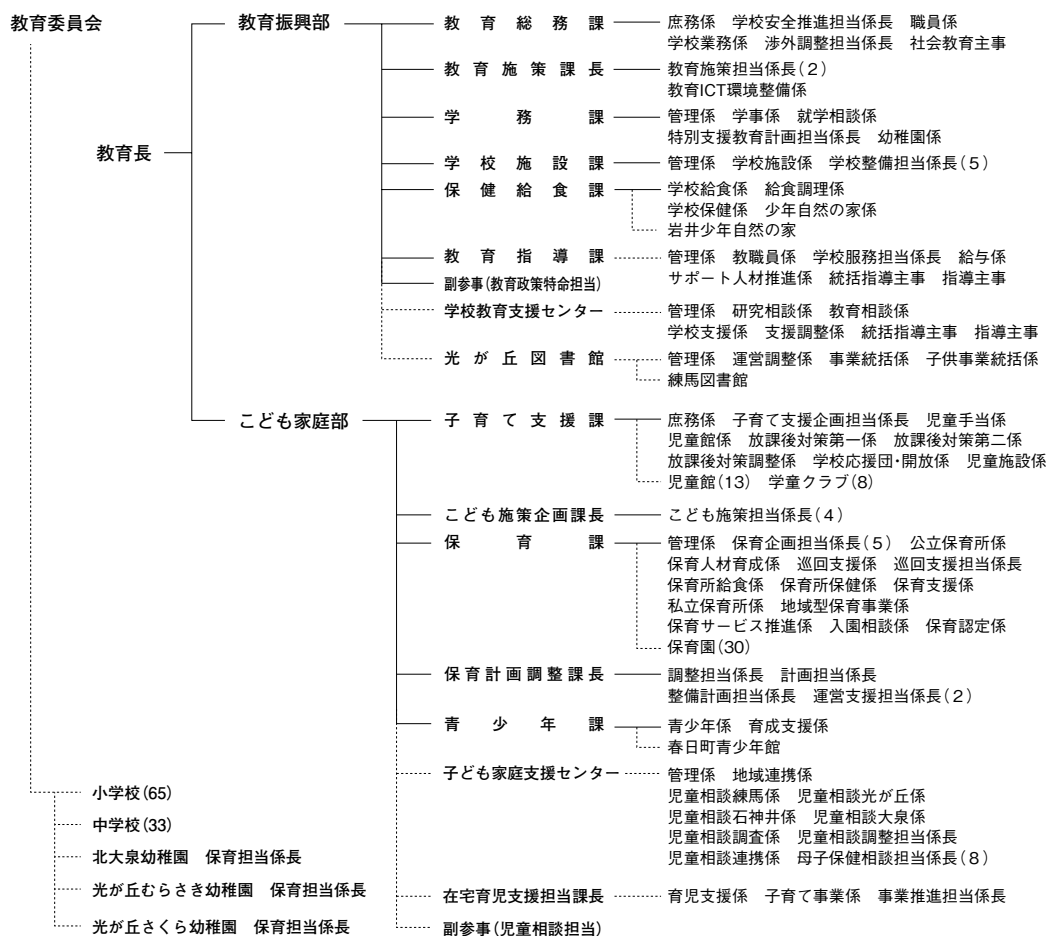
新設したこども家庭部では、児童手当等の子育て支援に関すること、保育所、放課後児童クラブ、児童館や子ども家庭支援センターの運営に関すること、青少年の健全育成に関すること等の子供関連施策を担うこととしました。

● 教育委員会の組織改正(平成24年4月)

組織概要



● 練馬区行政組織図(令和6年4月1日時点)



2

取組概要

練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」の開始・連携

平成28年度から実施している放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」は、放課後保育を必要とする児童を預かる「ねりっこ学童クラブ」と、保育を必要としない児童の遊び場の確保や異年齢児の交流、読書の推進を目的とした安全・安心な居場所である「ねりっこひろば」が小学校内で一体となって運営されています。

ねりっこクラブを導入する際には、教育委員会と小学校との間で協定を締結し、学校内で使用する設備や怪我等が発生した際の緊急時の対応等について明確化しています。

また、月に1回は、学校の副校長、ねりっこクラブの運営責任者、区の担当者で下校時間等のスケジュールの確認や子供たちの放課後の過ごし方に関

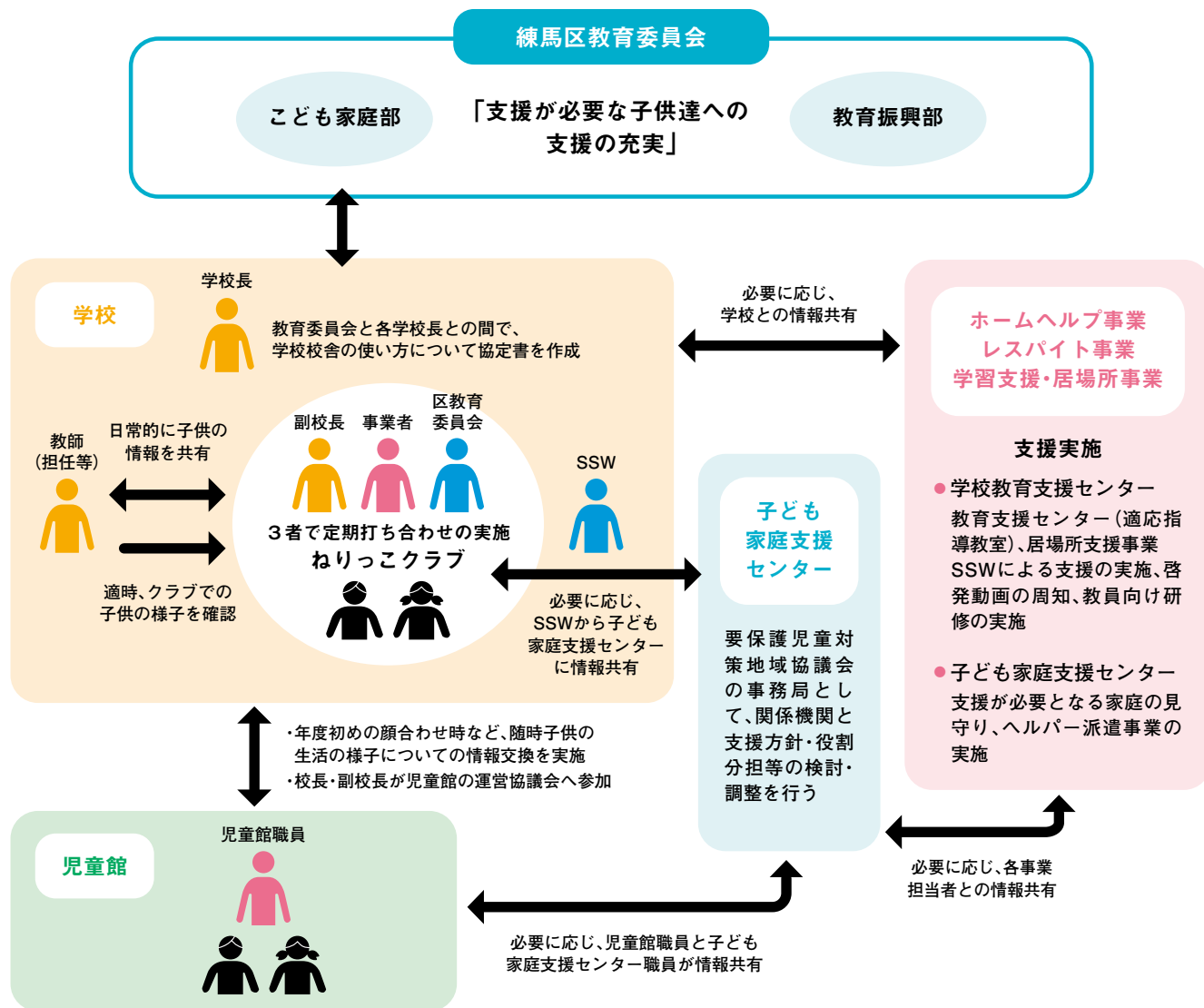
する運営上の打合せを行っています。

児童館との連携

児童館は児童福祉施設の一つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的としており、0歳～18歳の子供が自由に来館出来る施設となっています。児童館と学校・放課後児童クラブの間での連携として、年度初めに担当者の顔合わせを行い、それ以降も定期的に児童館職員が館内での子供の様子について適時学校と情報共有を行っています。児童館の運営協議会には、その児童館の担当地区の小中学校の校長・副校長が参加しています。

また子ども家庭支援センターに対しても、各関係機関の職員が集まる会議に児童館の職員が参加し情報共有を行っています。

● 学校、放課後児童クラブ、児童館等が連携した不登校児童・ヤングケアラー対策のイメージ図



児童館の図書室の様子



ねりっこクラブの運営に関する打ち合わせの様子



練馬区教育委員会教育長

堀 和夫

- ・令和3年7月より令和6年6月まで在職。
- ・平成24年の組織改正時には区長部局の総務部職員課長として、教育委員会への一元化に伴う条例改正等の事務を担当していた。

●教育委員会への移管を実現できた要因はどのような点がありますか？

企画部門と現場どちらか一方ではなく、双方が課題感を感じていたことが挙げられます。また移管を決定してから、関連条例の改正に至るまでスピード感を持って実行することができたことも、日ごろから問題意識を職員一人一人が持っていたことが要因だと考えています。

●一元化を行うことでどのような効果がありましたか？

放課後児童クラブの設置が進んだことに加え、直近の課題として表面化しているヤングケアラーへの対応についても、学校と児童福祉部門が連携して取り組むことができています。これは、一元化を行ったことにより、学校の中で児童福祉に対しての理解が進んでいることと、同じ教育委員会内にあることによって相談しやすい状況となっていることが要因として挙げられます。

練馬区教育委員会事務局
こども家庭部子育て支援課
放課後対策第一係長

安藤 耕司

- ・令和4年7月より令和8年3月まで在職。
- ・組織改正前には、福祉部局で学童クラブや児童館に配属されており、改正後は、主にこども家庭部で放課後児童対策に従事している。

●ねりっこクラブの促進のポイントになった点はどのような点がありますか？

ねりっこクラブの導入を行う際に、学校の校舎の使い方について整理を行いました。その結果、教育委員会と学校間で協定を結ぶこととし、設備の利用方法や、事故等に係る責任の範囲等について記載しています。ねりっこクラブの実施内容を明確に学校に伝えることで、放課後の事業に対する理解が深まり、結果として導入を受け入れやすい意識が醸成されていると感じています。

●ねりっこクラブと学校の情報共有はどのように行っていますか？

学校の副校長、ねりっこクラブの運営責任者、区の担当者で月に1回は運営に関する打ち合わせを実施しています。その中でねりっこクラブに参加している子供の様子を適時、情報共有しており、場合によっては、担任の先生にも情報共有することもあります。



練馬区教育委員会事務局
こども家庭部子育て支援課
土支田児童館館長

三好 美緒

- ・平成31年4月より令和8年3月まで在職。
- ・組織改正前には、福祉部局で児童館、保育園や学童クラブに配属されており、改正後は、児童館での業務に従事している。

●支援が必要な子供たちと関わる際、どのような点を意識していますか？

児童館の職員は子供にとって学校の先生でもなければ、親でもなく、近くにいる少し信頼のできる大人のような存在と受け止めています。それゆえ、不登校児童やヤングケアラー等、支援が必要な子供が本音を話してくれることも多いので、日頃からの子供たちとの信頼関係を崩さないことを前提に、学校や子ども家庭支援センターに適時情報共有を行っています。

●学校や子ども家庭支援センターと、どのように連携を図っていますか？

学校には年度初め及び課題が発生した場合に随時赴き、情報共有を行っています。ただ所管している小学校・中学校は1つではないので、児童館の運営協議会の際、同じ地区の学校の先生にお越しいただくこともあります。子ども家庭支援センターに対しては、各センターの職員が集まる会議にて児童館の職員が情報共有を行っています。児童館が、不登校児童やヤングケアラー等、支援が必要な子供達を選べる居場所の一つとして認識が高まっていることを実感しています。

4 取組の効果

支援が必要な子供達への多角的なアプローチ

組織が一元化され、学校内で放課後児童クラブや児童館に関する知識や理解がより深まることで、ねりっこクラブは約9割の区立小学校で導入が進み、学校施設を活用した子供たちの活動スペースの確保が推進されています。その中で、ねりっこクラブの運営上の打合せに小学校の先生が参加し、子供についての情報共有や、実際にねりっこクラブの活動の様子を担当の先生が確認することも行われています。授業時間以外の場面で、児童の様子を先生が把握することで、不登校傾向の子供や、ヤングケアラー等、支援が必要な子供たちに対しての多角的なアプローチが可能となっています。

また、児童館は受入対象を制限していないので、不登校児童やヤングケアラー等、支援が必要な子供

も足が運びやすいといった実態があります。学校からも児童館の子供の居場所としての機能が認識されており、児童館と学校間で連携が進むことで、スクールソーシャルワーカー（SSW）から子ども家庭支援センターに連携することも可能となっています。

加えて、児童館の職員から支援が必要な子供に対して各種制度の紹介や、子供本人の了解が取れた場合は子ども家庭支援センターにつながることが可能となっています。

上記のように、各機関の間で子供に関する情報共有が適切に行われることで、様々な角度から不登校児童・ヤングケアラー等、支援が必要な子供たちへの支援が推進されています。

「支援が必要な子供たちへの取組の充実」事業の立ち上げ

上記の経験や効果を踏まえて、令和6年度は、支援が必要な子供たちへの取組の充実を掲げ、これらに係る予算を教育委員会で計上しています。不登校児童やヤングケアラーへの支援に関しては、SSWによる支援の実施や、啓発動画の周知、教員向けの研修等を学校教育支援センターが実施し、児童生徒

の見守りや家庭へのヘルパー派遣事業を子ども家庭支援センターで行っています。教育と児童福祉に関する業務が教育委員会の下に一元化されていることで、放課後児童クラブの小学校内への設置促進や、各機関の間で適切な連携を行うことができ、意思決定も明確になり、スムーズな事業運営が可能となっています。

教育委員会と首長の連携体制構築

～いじめ重大事態対応と総合教育会議の活性化を通じて～

(埼玉県戸田市)

いじめや事故等の緊急事態の対応において、教育委員会と首長の機動的な連携が行えるよう、平時から、緊急事態対応に関する認識を共有し、対応に向けた連携の在り方を確認するための取組を行っているほか、総合教育会議についても教育委員会と首長の間で会議開催の目的意識を共有して開催することで、両者の連携体制の構築を図っています。

● 戸田市の基礎データ(令和8年4月1日現在)

	人口 (人)	小学校数 (校)	小学校児童数 (人)	中学校数 (校)	中学校生徒数 (人)
戸田市	143,022	12	7,416	6	3,636

1 背景

教育委員会と首長との連携の重要性の認識

いじめや事故をはじめとする緊急事態への対応においては、特に児童、生徒等の生命、身体に被害が生ずるおそれがあるため、教育委員会と首長が情報を迅速に共有して、それぞれの職務権限に即して連携した対応を行うことが重要です。その重要性に鑑みて、平成25年に制定されたいじめ防止対策推進法では、いじめ重大事態が発生した際、学校は教育委員会を通じて、首長に重大事態が発生したことを報告する義務が定められたほか、いじめ防止等に関する機関等の連携を図るために、いじめ問題対策連絡協議会が自治体に設置されることが規定されました。

また、平成26年には地教行法が改正され、首長と

教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために、総合教育会議の設置が義務化されました。

しかし、教育長と首長が連携の重要性について理解していたとしても、実際に、その重要性をそれぞれの教育委員や教育委員会事務局職員、首長部局職員に浸透させて、有事の際に機動的に自治体全体で対応できる体制を構築するためには、平時からの認識共有や連携が必要です。戸田市では、平成27年に現教育長が就任し、その必要性に鑑みて、緊急事態において迅速かつ的確な連携を可能にするために、日常的な両者の認識共有や関係構築に係る様々な取組を始めたほか、総合教育会議の活用を進めました。

2 取組概要① いじめ対応等に係る取組

戸田市生徒指導アクションプランの作成

平成27年、戸田市では、児童生徒の健全な育成のための戸田市生徒指導アクションプランを策定しました。このアクションプランでは、いじめ対策や非

行防止対策における、くらし安心課、こども家庭支援室、児童青少年課等の市長部局各課や、警察署、児童相談所をはじめとする関係機関の役割と、教育委員会を含めた各機関同士の連携構築の在り方につ

いてまとめられています。

作成に当たっては、教育委員会事務局職員が各機関や市長部局各課と、対応の仕方等について綿密にすりあわせを行い、行動方針を共有しながら作成しており、作成段階でまず職員間の丁寧な協議調整による認識共有が行われています。また、アクションプランでは、平時における児童生徒の健全育成のためのそれぞれの役割を示し、連携すべきことを明文化しています。それにより、各関係者に主体性を持たせ、連携することを意識づけることで、持続的な関係構築が図られています。

いじめ重大事態対応のマニュアルの策定といじめ重大事態対応訓練の実施

生徒指導アクションプランが形骸化せず、実際にいじめ対応が発生した際に、機動的に連携や情報共有が行えることを企図して、平成27年に、いじめ重大事態が発生した際の学校、教育委員会、市長等の対応の流れをまとめたマニュアルを作成しました。

また、同年には、そのマニュアルに基づきつつ、関係者が迅速かつ的確に行動できるか確認するとともに、対応の流れについて見直しを図ることを目的として、いじめ重大事態対応訓練を実施しました。訓練には、市長、教育長、教育委員、教育委員会事務局職員、児童福祉担当等の市長部局職員のほか、

市内小・中学校長、市議会議員等が参加して、具体的な仮想事例を基に関係機関の対応の流れを確認しました。

いじめ重大事態対応訓練により、関係者が有事を想定して、実際に行動を取ってみたことで、各職員の生徒指導アクションプランやいじめ重大事態対応マニュアルに対する理解が一層深まり、自らの取るべき行動、連携すべき相手やその事柄について浸透させることにつながりました。

いじめ問題対策連絡協議会による認識共有

戸田市では、市長を会長、教育長を副会長として、年2回いじめ問題対策連絡協議会が開催されています。協議会には、その他、教育委員会事務局職員や市長部局の子育て担当・健康福祉担当職員、市民医療センター所長、校長会代表、PTA 連合会代表が出席しており、いじめ状況調査の結果や各学校のいじめ対策に係る取組、関係各課や関係機関の最近の取組動向などが共有されています。

いじめ問題やその対応について協議や情報共有を行うことで、関係者間で認識を共有しており、関係者間の認識のズレによって、平時でのいじめ対策や、いじめ重大事態対応における連携体制が機能しないことを防いでいます。



いじめ重大事態対応訓練の様子



戸田市教育委員会教育長

戸ヶ崎 勤

- ・平成27年4月から現職。
- ・中学校教諭出身で、戸田市教育委員会教育部長、埼玉県教育委員会指導主事や、戸田市立小中学校長等を歴任。
- ・文部科学省中央教育審議会委員、質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する調査研究会委員等も務める。



総合教育会議の様子

●いじめ重大事態対応訓練について、今はどのように捉えていますか？

いじめ重大事態が発生した際に、マニュアルに基づき関係者が迅速かつ的確に行動できるか確認することを目的の一つとして行った取組ですが、緊急事態対応で重要なのは、マニュアルをいかに関係者が理解して、主体性をもって対応に当たるかということです。そのため、過去、市内で事件が発生した際には、総合教育会議において「マニュアルについては、基礎・基本を言語化したものであり、大切なのは臨機応変の応用力である。マニュアルどおりに動くのではなく、マニュアルを知って動けるようになることである」と伝えており、それ故にマニュアル自体も分厚いものではなく、簡潔に要点だけをまとめたものとしています。

いじめ対応においては、教育長のイニシアチブが非常に重要なので、いじめ重大事態対応訓練は、新任の教育長は必ず一回はやった方がよいと思っています。ただし、重要なのは、緊急事態が発生した際に、教育委員会と事務局が市長や市長部局と機動的かつ密接に連携が取れるように、危機管理対応に関する意識や、それに向けた連携を日常化しておくことであり、訓練はあくまでもその手段に過ぎません。戸田市では、平成27年に訓練を行い、その後は、訓練の構成員の多くが参加しているいじめ問題対策連絡協議会での協議に昇華させて、関係者間のいじめや、その対応について認識合わせや情報共有を行っています。

●教育委員会と首長との関係について、いかにあるべきと思いますか？

地教行法に定められる、教育委員会と首長それぞれの職務権限に則りつつ、首長は大綱の策定や総合教育会議の召集、教育関係予算の調製等を通じて、教育行政に対して一定の責任を負う立場でもあり、首長がしっかりと教育行政に対して当事者意識をもつことが重要です。そのことによって、教育委員会と首長との間で適度な緊張関係が生まれ、両者の間でより良い協議や調整が行われるようになり、結果として、一層の教育施策の総合的な推進につながっていくと考えています。

戸田市では、総合教育会議を活性化し、より効果的な連携による施策推進を進めるために、以下の二つの目的意識を構成員で共有して開催しています。

施策発信の場

総合教育会議において、市長と教育委員会が公開で協議・調整を行うことにより、市長と教育委員会の両者が同じ方針を共有していることを発信できます。例えば、防災・防犯対策に係る市全体の施策について、学校に何らかの依頼すべき事項があるとき、市長から教育委員会に協議・調整を行うことで、教育委員会及び各学校からの協力を得やすくなるほか、逆に、学校の防犯対策予算やいじめ対策予算等、教育関連で予算が必要となった際には、教育委員会から市長に総合教育会議の場で説明を行うことで、予算確保について市長及び市長部局からの協力を得ることにつながります。

また、学校に関わる予算案等について、市長が議会等に説明する際に、市長と教育委員会が総合教育会議で協議・調整を経たということは、両者共同で説明責任を果たす上で非常に重要です。例えば、学校の安全対策について、総合教育会議で市長と教育委員会が協議・調整を経た上で必要と認められた予算案が作成されていることで、両者が方針を共有していることを明示して、議会や関係者への説明における施策の必要性や適切性に係る説得力を補強する

ことにつながります。

教育委員から市長に意見を伝える場

総合教育会議は、教育委員から市長に対して、直接意見を伝える数少ない場としても機能しています。

例えば、緊急事態発生後の、教育委員に係る主な動きの流れとしては、まず発生後すぐに教育委員会事務局から連絡が入ります。その後、教育委員会会議で事務局から事故報告があり、さらに教育長及び教育委員で議論が行われることで、教育委員が執行機関の一員として主体的に当該事態及びその関連施策について理解を深められます。このような段階を経ることで、総合教育会議において、教育長ではなく市長に対して意見を述べるべきことが精選され、さらに十分に熟考された発言を、教育委員が教育行政に対する主体性をもって行うことができるようになっていきます。

地域住民等の代表者である教育委員が総合教育会議において主体的に発言し、参画することは、地域住民の意向の反映という教育委員会制度の趣旨と、首長と教育委員会という対等な執行機関同士で協議・調整を行い、地域の教育の課題やあるべき姿を共有するという総合教育会議制度の趣旨の徹底につながっています。

教育委員会と首長の連携強化

教育委員会と首長、また、教育委員会事務局職員と首長部局職員の連携は、緊急事態対応の際をはじめ、教育行政と福祉行政の連携、予算を要する教育施策の推進等において、極めて重要です。

このため、教育長や首長のみならず、職員一人一人が主体的に連携する趣旨や目的、その効果を理解しておく必要がありますが、その理解は、連携の重要性の指摘のみでは、十分に育まれることはありません。

その理解は、既に述べてきたような、いじめ対応や総合教育会議の活用等といった具体的かつ多角的な連携の取組が積み重なる中で、関係者に育まれ、深まるものです。そして、理解の深まりが、新たな連携の取組を生むという正のサイクルを描くこと、言わば『連携の取組』と『理解の深まり』の往還を生み出せるかが最大のポイントであり、特定の取組を行うこと自体や、「連携のために連携する」といったことが目的にならないよう十分留意する必要があります。

戸田市では、こうした「『連携の取組』と『理解の深まり』の往還」が機能している結果として、例えば、教育行政に関する有事の際、悪い情報こそすぐに首長に報告が入ったり、教育委員にも緊急事態には即時情報共有がなされています。また、同様に、この往還が機能している結果として、教育委員会、首長、教育委員会事務局職員、首長部局職員その他の関係機関が、教育行政に関し、それぞれの役割や、

対応方針について、質の高い共通認識を持つことができ、日常的な連携を生んでいます。

このように、十分な取組の効果を生むためには、特定の取組を行うことが大切なのではなく、それぞれの自治体に合った「『連携の取組』と『理解の深まり』の往還」を生み出せるかがポイントであり、そのことを意識して、教育長や首長、関係職員が取組をマネジメントし、実践することが大切です。

プロジェクトチームを通じた 大槌型特別ニーズ教育※による不登校対策

(岩手県大槌町)

岩手県大槌町は、不登校・不登校傾向にある児童生徒の急激な増加を受け、令和5年度から教育委員会と首長部局の福祉部局をはじめとした横断的な「けやき共育」推進プロジェクトチームを設置しました。また、総合教育会議を要として、プロジェクトチームが実施している事業の進捗管理、関係者・学識経験者からの意見聴取等を通して、確実な事業運営を行い、「誰一人取り残さない学びの保障」の実現を目指しています。

● 大槌町の基礎データ(令和8年5月1日現在)

	人口 (人)	義務教育学校数 (校)	前期、小学部児童数 (人)	後期、中学部生徒数 (人)
大槌町	10,095	2	401	227

1 背景

不登校・不登校傾向にある児童生徒の急激な増加

大槌町では、令和3年度以降、不登校・不登校傾向にある児童生徒が急激に増加しています。急激な増加の背景には、複雑化する家庭環境に加え、発達特性のある「グレーゾーン」や学校に行きづらいと

感じている低学年の児童数の増加が確認されており、その中で、特別ニーズ教育の視点を踏まえながら、「不登校児童生徒を未然に防ぐ取組」、「不登校児童生徒へのきめ細やかな支援体制の構築」が必要となりました。

2 取組概要① 「けやき共育」推進プロジェクトチーム

「けやき共育」推進プロジェクトチームの立ち上げ

大槌町の0歳から18歳までのすべての子供たちを対象に、特別ニーズ教育の視点で支援することによって、「目指す子供の姿(自立・協働・創造)」「誰一人取り残さない学びの保障」の実現を目指す「けやき共育」を立ち上げました。併せて特別ニーズ教育での連携を高め、訪問支援等日常的な相談体制の充実や継続的な研修会の実施等を推進するために、

教育委員会だけでなく、町内の学校、教育支援機関、首長部局(こども家庭センター)、地域、児童精神科医で構成された「けやき共育」推進プロジェクトチームを設置しています。また不登校児童生徒への支援を町ぐるみでできるようにするため、町全体で特別ニーズ教育についての理解を深め、一人一人に応じた適切な支援を行っていくことを目指しています。

※ 大槌型特別ニーズ教育：大槌町では、障がいだけでなく、不登校の要因となる家庭環境や発達特性などといった広い背景や困難さを把握し、支援することを特別ニーズ教育として捉えています。

すべてのこどもたちへ 誰一人取り残さない学びの保障

R8年度 大槌町「けやき共育」推進事業



総合教育会議の実施、会議の中での関係者・学識経験を有する者からの意見聴取

総合教育会議を実施し、その中で、「けやき共育」

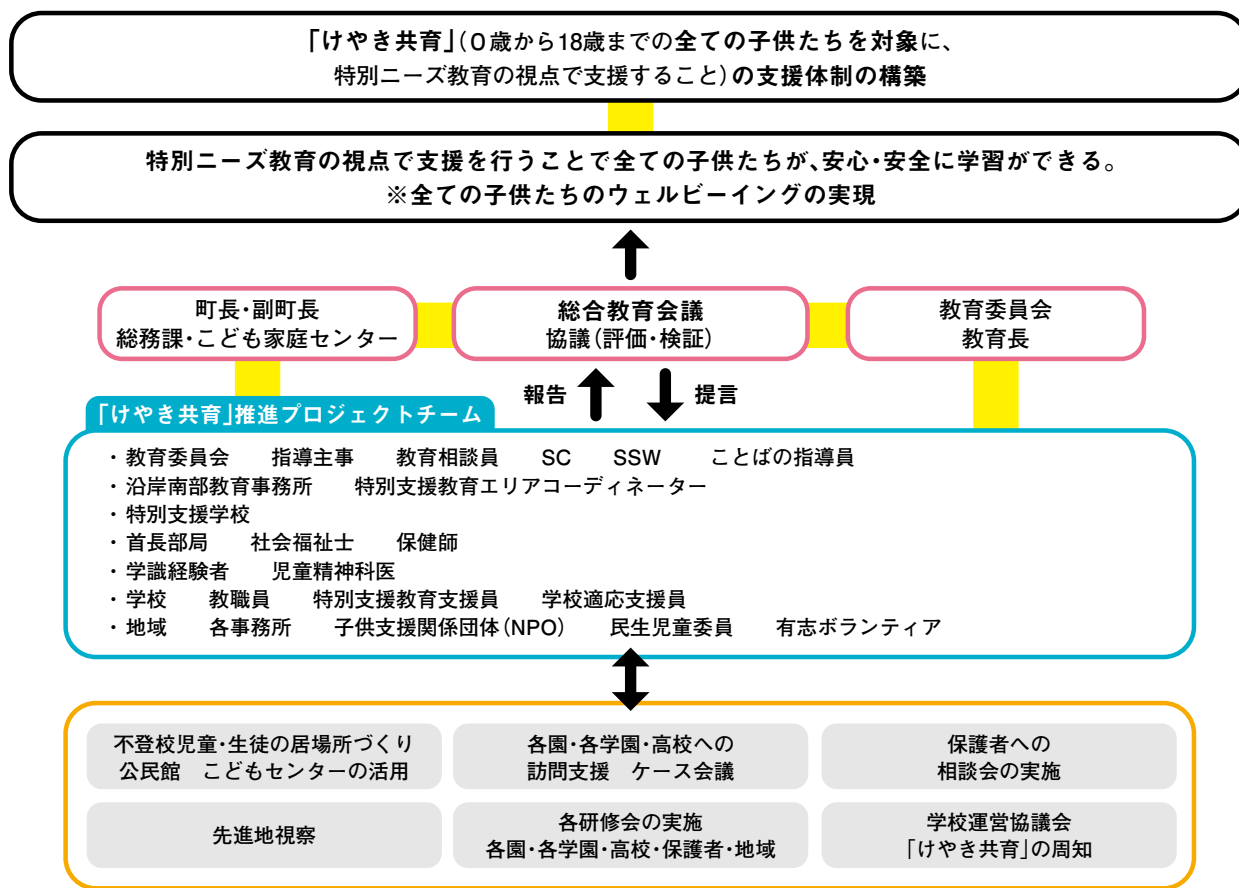
の計画や進捗状況をプロジェクトチームが報告の上、委員及び有識者による評価・検証を行い、継続的に改善・展開しています。

3 取組概要② 地域資源の有効活用と多機関連携の強化

令和6年度以降は、不登校児童生徒の多様なニーズに対応するため、移住定住支援員や地域おこし協力隊を「けやきルーム」のスタッフとして新たに配置し、ツリークライミングや砂金とりといった体験学習、表現教室など、学習支援の枠を超えた多様なプログラムを共同で開発・実践しています。また、家庭環境が複雑化しているケースに早期かつ包括的に対応するため、教育委員会が主導し、町長部局の

こども家庭センターや児童相談所などの福祉専門機関が一堂に会する「支援者定例会」を月に一度開催しています。この会議を通じて、児童虐待の予防から不登校児童生徒の回復過程まで、教育と福祉が同一のケースアセスメントシートを共有し、役割分担を明確にしながら迅速なアプローチを行っています。

●「けやき共育」の実施体制



研修会実施の様子



総合教育会議の実施の様子



大槌町教育委員会学務課

スクールソーシャルワーカー（SSW）

南 景元

- ・令和4年4月より現職。
- ・震災をきっかけに平成23年4月から大槌町の子供達のこころのケアに携わる。
- ・「けやき共育」推進プロジェクトチームの一員。

●福祉部局との連携について、SSWにはどのような利点がありますか？

学校とこども家庭センターとのつなぎの役割として、自分がSSWとして学校にすることで、首長部局のこども家庭センターとのやり取りは活発になったと考えています。着実にこども家庭センターと学校との距離は近くなっていて、報告や相談をよりスピード感を持ってできていると感じています。

●学校現場に入っているがゆえに、首長部局のこども家庭センターと対立してしまうこともありますか？

自分は福祉の専門職のため、その専門性に対して自分の考えをしっかりと持っている必要があると考えています。そのため学校に対しても福祉の仕組みの中で対応ができない場合はその旨をきちんと伝えているようにしています。そういった意味では、学校と首長部局のこども家庭センターの間に挟まれている専門職としての意義を感じることができています。



医 師

佐藤 駿一

- ・東京大学医学部附属病院こころの発達診療部の医師で令和5年8月より大槌町に在住。
- ・「けやき共育」推進プロジェクトチームの一員であることに加え、大槌町の総合教育会議に有識者として参加している。

●プロジェクトチーム及び総合教育会議にも参加していることは、どのような利点がありますか？

家庭と教育現場と医療の連携を考える際、日常的にプロジェクトチームの一員として関わることによって、教育委員会や学校といった教育現場だけでなく、家庭ともより深くつながっていくことができると考えています。不登校児童生徒への支援や個別の支援が必要な児童生徒の対応に当たって、御家族の納得感は重要と考えているので、納得感を得た上で、医学的なアドバイスを行っていきたいです。また、医師として総合教育会議に参加していますが、教育現場に医師が関わることは珍しいことだと思います。その中で、不登校のリスクが高い児童生徒の傾向や、学校と医療の連携方法について医師としての意見を自身が伝えることで、より多角的で内容が深まった議論ができると考えています。



大槌町教育委員会学務課長

米沢 俊哉

- ・令和7年4月より現職。
- ・学務課長の前は、指導主事として教育委員会で勤務しており、「けやき共育」推進プロジェクトチームの一員。

●「けやき共育」推進プロジェクトチームを設置することについてどのような利点がありますか？

プロジェクトチームを設置することで、より恒常的に事業を進める仕組みが構築できていると考えています。また、プロジェクトチームのメンバー構成についても、教育委員会だけでなく、福祉部局をはじめとして様々な所属のメンバーによって構成されているので、多角的な施策の展開ができています。

●「けやき共育」推進プロジェクトチームを設置する中で、総合教育会議を行うことについてどのような利点がありますか？

プロジェクトチームによる総合教育会議が「けやき共育」推進の手立ての要となっています。例えば、関係課との連携強化のほか、町長の教育課題への理解の深化につながり、課題解決に向けての総合的な指導・助言を受け、形式的に評価しながら本業務を遂行することができています。



大槌町こども家庭センター
主任社会福祉士

佐藤 秀樹

- ・令和3年から令和5年度まで大槌町健康福祉課で勤務。
- ・保育園の子供も含めた、町全体の児童相談の対応や虐待の関係の業務に携わっており、「けやき共育」推進プロジェクトチームの一員。

●首長部局の社会福祉士や保健師等の専門職が関わることでどのような利点がありますか？

不登校児童生徒の家庭の中には、家庭の養育や経済状況が難しい場合があるので、保護者への支援や家庭への介入が必要な場合があります。その際、学校の教員や教育委員会では対応が困難な場合、首長部局の専門職の介入を迅速に行うことは早期解決に結びつく利点だと考えています。

●教育委員会に関わる仕事以外にも担当している中で、負担感をどのように感じていますか？

大槌町では、学校関係の相談件数が近年で大きく増加しています。その中で学校から相談を受ける際、家庭に対しての支援方針を学校・教育委員会と一緒に組み立てることとしています。なお、方針を立てた後、一定期間問題が無ければ、学校内での対応とすることができます。確かに初期相談の件数は増加していますが、その後健康福祉課が継続的に対応する件数は減少しており、初動の対応を共に実施することで、業務全体での負担感はむしろ軽減している実感があります。

プロジェクトチームによる恒常的な事業の推進

プロジェクトチームを設置することで、より恒常的に事業を進める仕組みが構築されています。またプロジェクトチームのメンバー構成についても、教育委員会だけでなく、福祉部局をはじめとして様々な所属のメンバーによって構成されているので、多角的な施策が展開できています。

例えば、家庭環境に起因する不登校児童生徒については、当該児童生徒への対応だけでなく、兄弟や親へのアプローチについても、プロジェクトチームが一元的に対応することによって、情報共有を漏れなく実施しながら家庭に対しての総合的な問題解決を図ることが可能となっています。

また、個別の支援を必要とする不登校児童生徒については、児童精神科医が医学的な知見に加え、プロジェクトチームの活動の中で、地域の児童生徒の様子を実際に見ながら、どのように対応することができるかを協議することが可能となっています。

総合教育会議を活用したより持続的かつ多角的な課題へのアプローチ

プロジェクトチームが設置されていることで、福祉部局や学校等の関係機関と教育委員会との日々のコミュニケーションや、恒常的な事業の推進は可能となっている一方で、今後人事異動等でプロジェクトチームがいつまで継続できるかは不明瞭な点があります。その中で総合教育会議を活用することによって、より事業の推進を持続的にしていくことが可能となっています。また、総合教育会議には、首長部局の企画財政部門等や有識者も参加しているので、更なる推進が必要な点について、協議も柔軟に行うことが可能となっています。

例えば、有識者からの意見聴取を踏まえ、特に医学的な観点からどのような環境下にある児童生徒が不登校になってしまうかの分析や、そもそも不登校が起こらないようにする予防法等、専門知識に基づいたアプローチを行うことが可能となっています。

各学校の教員や地域を巻き込んだ事業の推進

今後は、不登校児童生徒への支援をより町ぐるみでできるようにするため、当該事業をより各学校の教員や町民に周知していく必要があると考えられています。



小規模自治体への対応・広域行政の推進について



小規模自治体への対応・広域行政の 推進が求められる背景・現状

少子高齢化の急速な進展の中、過去10年間で公立小中学校の学校数や児童生徒数は約1割減少している※1など、学校教育の在り方にも大きな影響を及ぼしています。また、過疎化の影響も深刻で、過疎地域の人口は全国の約1割ですが、市町村数では半数近く、面積では国土の約6割を占めています※2。

教育委員会においても過疎化等の影響があり、人材確保に困難を抱えている自治体も存在します。「はじめに」でも述べたように、事務局職員数が10人以下の教育委員会は全体の約3割、指導主事の配置が行われていない教育委員会は2割以上に及ぶ※3厳しい実態があります。

他方、これまでも述べたとおり、教育課題は日々、多様化・複雑化しており、不登校児童生徒、特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒等への適切な支援、いじめや子供の貧困への対応など子供が直面する課題に向けた対応の多様化・複雑化、学校の働き方改革の更なる推進、GIGAスクール構想により整備された1人1台端末も活用した主体的・対話的で深い学びへの対応など様々な課題について対応する必要性が生じています。

このような課題は、自治体の規模にかかわらず生じるものであり、財政面や人材確保に困難を抱えるなど十分な対応が難しい中で、自治体の規模による地域間格差が出ないように教育の機会均等を実現するため、様々な課題への対応に迫られている小規模自治体も少なからず存在することに目を向ける必要があります。

こうした中、小規模自治体における事務処理体制の強化のために、近隣の市町村教育委員会等と協働して事務を管理・執行することも一つの方策ですが、例えば、職員の共同設置を行っている自治体は約5.1%となっており※4、十分な取組が行われているとは言い難い状況です。

教育行政に係る運営体制を強化していく観点から、広域自治体である都道府県の教育委員会による支援が重要であるとともに、各市町村において様々な創意工夫の余地があり、広域連携も含めたより一層の取組が必要となっています。

※1 「学校基本調査」より

※2 「過疎対策の現況」より

※3 「教育委員会の現状に関する調査（令和6年度間）」より

※4 「教育委員会の現状に関する調査（令和6年度間）」より

小規模自治体間連携に活用可能な事務の 共同処理制度について

これまで述べたように、小規模自治体における教育委員会の事務処理体制の強化のためには、近隣の市町村等と共同して事務を管理・執行することが有効です。地方自治法においては、複数の地方公共団体間での事務の共同処理に活用可能な制度として、法人格を有する特別地方公共団体を設置する「一部事務組合」、「広域連合」のほか、法人の設立を要しない「協議会」、「機関等の共同設置」、「事務の委託」等が規定されています。これらの制度は、教育委員会そのものを共同設置すること、教育委員会の担当する学校の設置管理、教職員の研修、学校給食といった一部の事務を共同処理することや、指導主事をはじめとした教育委員会事務局職員、教育委員会の附属機関としての会議体等を共同設置することにも活用可能です。

一方で、各自治体においては、そもそもこうした制度に関する知見や、実際に教育事務において活用するイメージが持ちにくく、具体的な検討を始めることができないという課題も考えられるところです。

そこで、各制度について、関係法令の規定や教育事務における活用のイメージ図、実際の事例を文部科学省において整理した資料を作成しました。また、巻末の付録として、各制度を活用する際に関係市町村等間で定めなくてはならない規約の例を添付しています。

各市町村等教育委員会におかれては、本資料を広域連携の具体的検討の一助としていただければと考えています。

また、都道府県教育委員会におかれても、域内の小規模市町村等への支援や連携促進をリードする広域自治体として、本資料を域内への助言等に御活用いただければと考えています。

一部事務組合

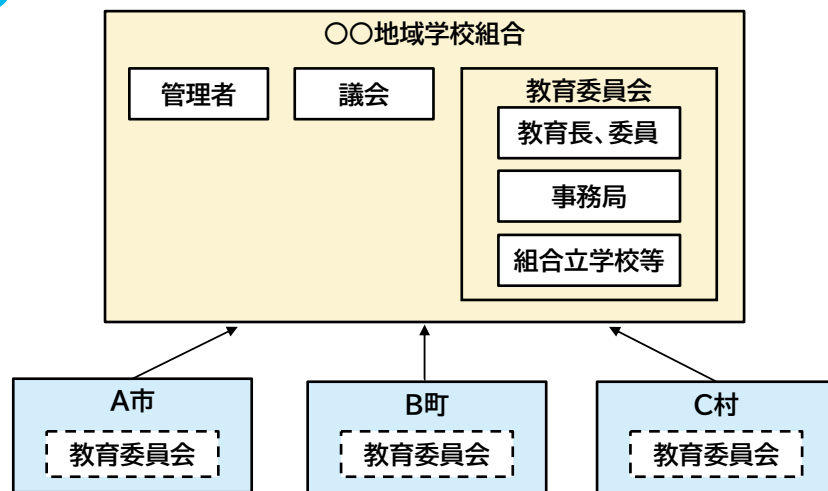
(1) 関係規定

地方自治法第284条～第291条、学校教育法第39条、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第60条

(2) 制度概要

- ・複数の地方公共団体が協議により規約を定め、その事務の一部を共同して処理するために設置する特別地方公共団体。

イメージ



(3) 特徴

- ・特別地方公共団体として法人格を有し、管理執行の効果は組合に帰属する。
- ・地方公共団体であるため、組合固有の管理者（市町村長に相当する執行機関）や議会の設置が必要。
- ・一部事務組合が設立されると、共同処理の対象事務は構成団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる（教育委員会の事務の全てを一部事務組合が処理する場合は、構成団体の教育委員会は消滅する）。

事例（中学校の設置管理を目的とする事務組合）

- ・隣接する2町の教育委員会のうち、中学校の設置管理の事務を担う一部事務組合を設置している。両町の教育委員会は引き続き存在し、中学校の設置管理以外の事務（小学校や社会教育施設の設置管理、文化財に関する事務等）を担う。
- ・2町に在住する学齢児童生徒は、小学校段階ではそれぞれの町が設置する小学校に、中学校段階では組合が設置する中学校に進学・在籍することとなる。

※その他、給食センターの設置管理や生涯学習センターの設置管理等に関する事務を担う一部事務組合の例あり。

広域連合

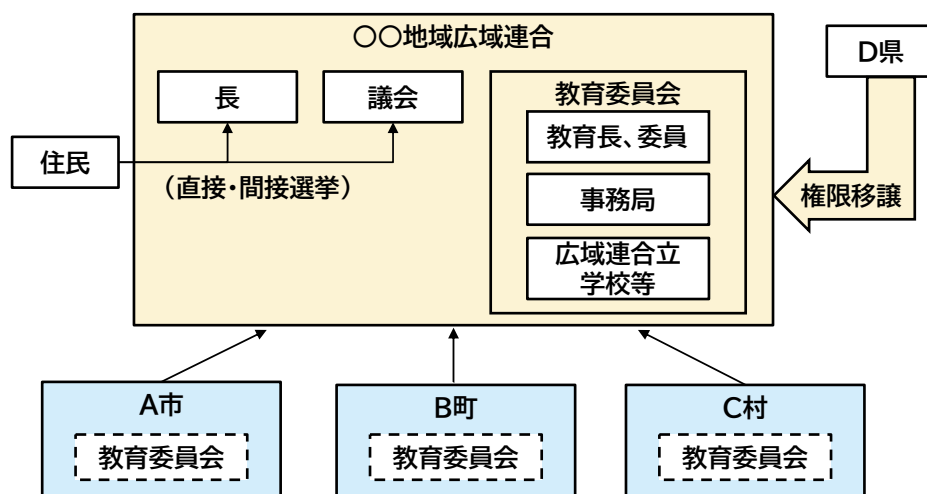
(1) 関係規定

地方自治法第284条、第285条の2、第291条の2～第291条の13、学校教育法第39条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第60条

(2) 制度概要

- ・複数の地方公共団体が協議により規約を定め、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務に関して、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために設置する特別地方公共団体。

イメージ



(3) 特徴

- ・制度上の位置付けは、一部事務組合とほぼ共通する。
- ・一部事務組合との相違点としては、広域連合の長及び議会委員の選挙が住民による直接選挙又は構成団体の議会における間接選挙とすること、国・都道府県から直接に権限移譲を受けることができること等が挙げられる。

事例(教育事務の全部を3町村で共同実施)

- ・教育事務を含め、3町村共通の事務を広域連合において一体的に処理する体制を構築した。(教育事務の他、広報誌の発行、障がい者支援、じんかい処理施設等に関する事務も処理。)
- ・3町村の教育事務の全部を広域連合教育委員会で処理するため、3町村それぞれには教育委員会が存在しない。また、管内の小・中学校の設置者は広域連合である。
- ・教育委員会は、3町村から派遣された職員と3町村からの分担金(人口割・均等割・町村独自の3種類)により運営している。学校施設費について町単独では計上できない施策が可能になった他、各町村にとっては教育への歳出を効率化することにつながった。

協議会（管理執行協議会）

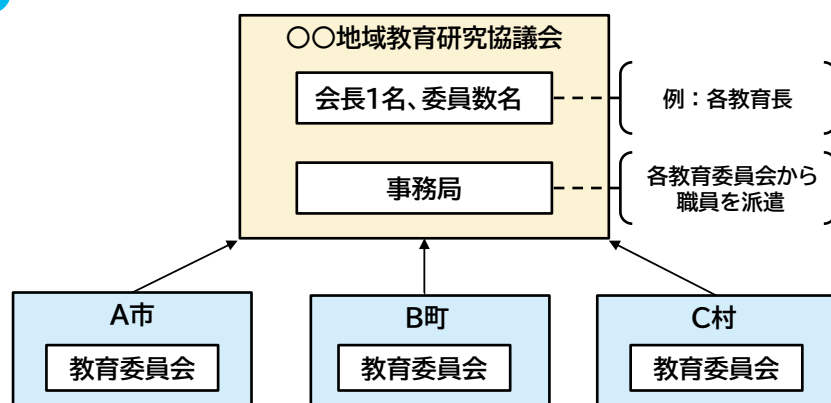
（１）関係規定

地方自治法第252条の2の2～第252条の6の2

（２）制度概要

- ・複数の地方公共団体が協議により規約を定め、事務の一部を共同して管理執行を行うための制度。（管理執行協議会のほか、連絡調整協議会・計画作成協議会がある）

イメージ



（３）特 徴

- ・法人の設立を要しない。
- ・協議会は、会長・委員から組織される（会長・委員は構成団体の職員から選任）。
- ・固有の機関・職員を有さない。事務処理は、各構成団体の職員が協議会事務局に派遣されるなどの形式により行う。
- ・共同処理することとされた事務は、各構成団体の名において事務を執行する。このため、管理執行の法律効果は、各構成団体に帰属する。

（４）予算上の取り扱い

- ・協議会の経費は、関係構成団体が負担・支弁する（具体的な負担割合等は規約で定める）。

事例（４町協議会の設置による指導主事の共有）

- ・協議会を構成する４町がそれぞれ任用している指導主事について、各１人を「協議会の指導主事」として指名し、４人の指導主事が４町全体の指導事務を担っている。各町単独で複数の専門教科の指導主事を任用することは難しいが、４町で指導主事を共有することにより、学校訪問等の指導事務を効果的に行える体制を構築している。
- ・協議会の事務局はＡ町役場内に置かれ、Ａ町の指導主事が事務局長を務める。各指導主事の任用上の上司は各町教委の課長であるが、協議会における日常的な上司役は事務局長が担っている。

機関等の共同設置（教育委員会の共同設置）

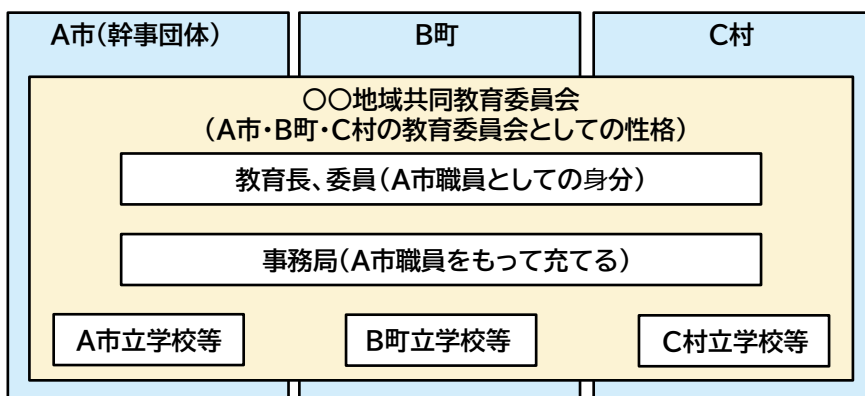
（１）関係規定

地方自治法第252条の7～第252条の13

（２）制度概要

- ・複数の地方公共団体が協議により規約を定め、地方公共団体の機関等を共同で設置する制度。この制度を活用することにより、教育委員会及びその事務局を共同設置することが可能。

イメージ



〔※各市町村には個別には教育委員会が置かれない〕

（３）特 徴

- ・法人の設立を要しない。
- ・共同設置された教育委員会は、各構成団体の共通の機関としての性格を有する。このため、共同設置した教育委員会による管理執行の効果や財産は、各構成団体に帰属する。
- ・市町村長や議会、その他の執行機関等は各構成団体に個別に存在する。
- ・教育長、教育委員の身分上の取扱いは、「規約で定める地方公共団体」（幹事団体）の職員とみなす。
- ・教育委員会事務局職員は、幹事団体の職員をもって充てる。
- ・各学校等の職員は、各市町村の職員の身分を有する。

（４）予算上の取り扱い

- ・教育委員会の共同設置に要する経費は、関係構成団体が負担し、幹事団体の歳入歳出予算に計上して支出する（具体的な負担割合等は規約で定める）。

事例（２町で教育委員会を共同設置）

- ・X郡に属するA町、B町において「X郡二町教育委員会」を共同設置し、管内のA町立学校、B町立学校に関する教育事務を一元的に処理。
- ・教育委員報酬等、教育委員会の運営に係る経費の削減や、郡全体の特色を活かした活動や行事が可能になっている。

機関等の共同設置（指導主事等の職員の共同設置）

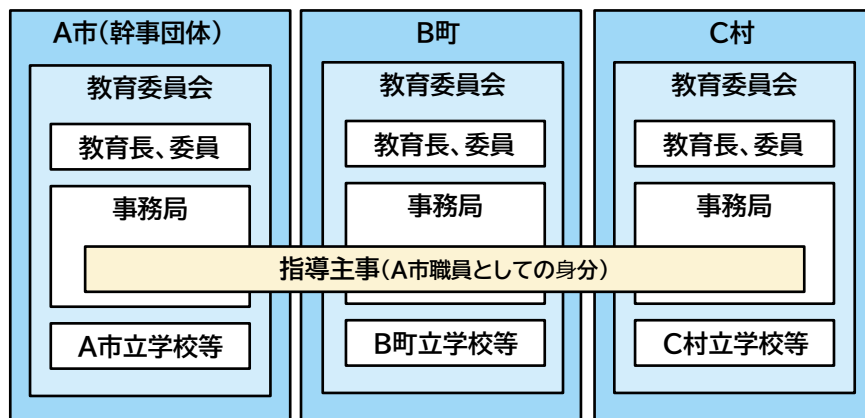
（１）関係規定

地方自治法第252条の７～第252条の13

（２）制度概要

- ・複数の地方公共団体が協議により規約を定め、地方公共団体の機関等を共同で設置する制度。この制度を活用することにより、指導主事等を共同設置することが可能。

イメージ



（３）特 徴

- ・法人の設立を要しない。
- ・共同設置された指導主事は、各構成団体の共通の指導主事としての性格を有する。
- ・共同設置された指導主事の身分上の取扱いは、「規約で定める普通地方公共団体」（幹事団体）の職員とみなす。

（４）予算上の取り扱い

- ・指導主事の共同設置に要する経費は、関係構成団体が負担し、幹事団体の歳入歳出予算に計上して支出する（具体的な負担割合等は規約で定める）。

事例（２村共同での指導主事の設置）

- ・各村単独で指導主事を設置するには財政上の制約から困難があったところ、２村がそれぞれ人件費等を負担し、指導主事を共同設置している。
- ・両村における勤務時間は１：１とし、両村バランスよく業務を行うこととしている。
- ・執務担当村を決め、指導主事の担任する事務に関する庶務や人件費の予算計上等を行っている（執務担当村は３年交代）。

機関等の共同設置（附属機関の共同設置）

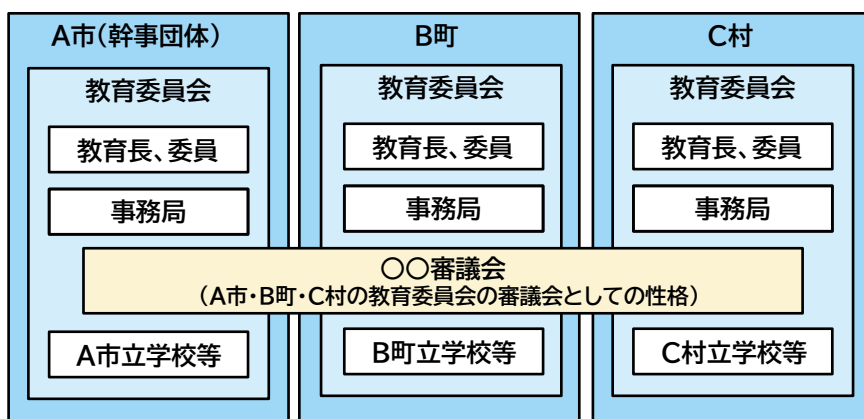
（１）関係規定

地方自治法第252条の7～第252条の13

（２）制度概要

- ・複数の地方公共団体が協議により規約を定め、地方公共団体の機関等を共同で設置する制度。この制度を活用することにより、教育委員会の附属機関（審議会等）を共同設置することが可能。

イメージ



（３）特 徴

- ・法人の設立を要しない。
- ・共同設置された附属機関は、各構成団体の共通の機関としての性格を有する。このため、共同設置した附属機関による管理執行の効果は、各構成団体に帰属する。
- ・附属機関の委員等の身分上の取扱いは、「規約で定める地方公共団体」（幹事団体）の職員とみなす。

（４）予算上の取り扱い

- ・附属機関の共同設置に要する経費は、関係構成団体が負担し、幹事団体の歳入歳出予算に計上して支出する（具体的な負担割合等は規約で定める）。

事例（いじめ防止等や児童生徒の就学指導等のための附属機関の共同設置）

- ・複数の市町村が共同して、いじめ防止等のための調査研究等について専門的知見から審議を行うことや、いじめ重大事態が発生した場合に事実関係を明確にするための調査を行うことなどを業務とする会議を設置している。
- ・複数の市町村が共同して、障害のある児童生徒の就学指導及び教育相談に関する事項について調査審議する会議を設置している。

事務の委託

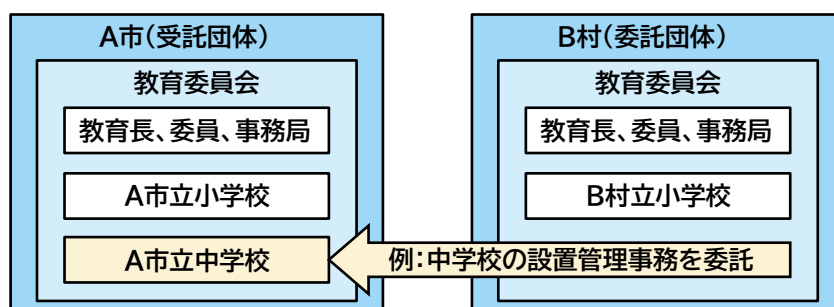
(1) 関係規定

地方自治法第252条の14～第252条の16、学校教育法第40条

(2) 制度概要

- ・複数の地方公共団体が協議により規約を定め、一方の地方公共団体の事務の一部の管理執行を、他の地方公共団体に委ねる制度。

イメージ



(3) 特徴

- ・法人の設立を要しない。
- ・委託団体は当該事務に関する義務・権限を有しなくなり、受託をした団体が自らの事務として処理することとなる。このため、管理執行の効果は、受託をした団体に帰属する。
- ・権限が受託団体に一元化されるため、責任の所在が明確化される。

(4) 予算上の取り扱い

- ・委託事務に要する経費は、委託団体が負担する（委託団体においては、委託費として予算計上して受託団体に交付。受託団体においては委託費の交付を受けた上で、委託事務に関する経費を予算計上）。

事例（B村からA市への中学校設置事務の委託）

- ・B村は中学校を設置しておらず、B村内の中学生はA市内にあるA市立中学校に就学している。当該中学校には、B村の小学生全員と、A市の小学生の一部が進学する。
- ・本来、B村は、村内の学齢生徒を就学させるのに必要な中学校を設置する義務を負っている。しかし、中学校の設置管理の事務をA市に委託することによって、A市がB村の学齢生徒を含めた中学校の設置義務を負うこととなり、B村は中学校の設置義務を負わないこととなる。

連携協約

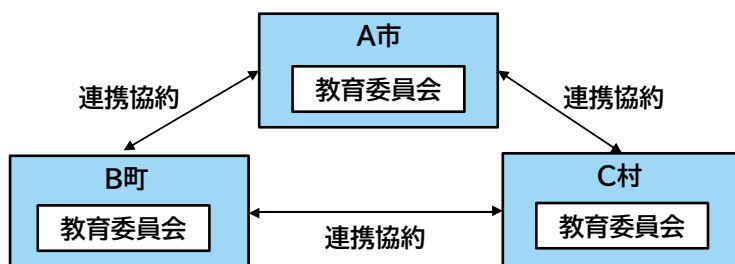
(1) 関係規定

地方自治法第252条の2

(2) 制度概要

- ・複数の地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。
- ・連携協約に基づき、事務の委託等による事務の共同処理を行う場合は、別途共同処理制度に関する手続きを経る必要がある。

イメージ



事務の代替執行

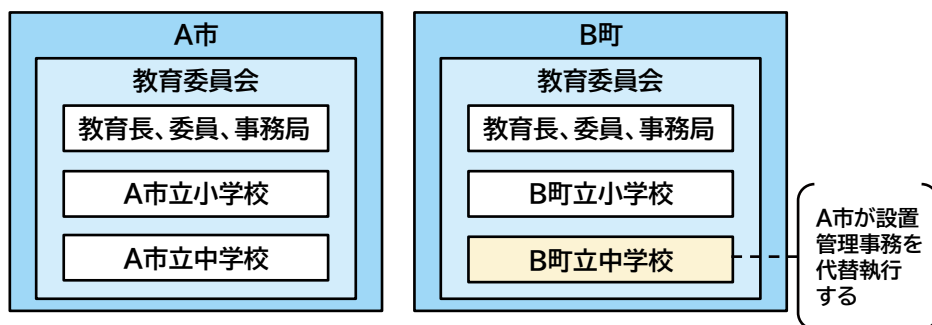
(1) 関係規定

地方自治法第252条の16の2～第252条の16の4

(2) 制度概要

- ・複数の地方公共団体が協議により規約を定め、一方の地方公共団体の事務の一部の管理執行を、他の地方公共団体に行わせる制度。
- ・他の地方公共団体に事務を代替執行させることにより、事務を任せた地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。管理執行の効果は、事務を任せた地方公共団体に帰属する。

イメージ



事例から見てくる小規模自治体への対応・ 広域行政の推進に取り組む上でのポイント

● 小規模自治体間連携の事例について

小規模自治体間連携の事例として今回掲載したのは、静岡県賀茂地域1市5町による指導主事や幼児教育アドバイザーの共同設置等の取組、長野県1市2村による塩筑南部教育事務支援室の設置（学校事務職員を中心に据えた学校の働き方改革）の取組になります。

まず、2つの事例に共通しているのは、従前から密接な地域的つながりがあったことに加え、自治体間連携を円滑に進めることを可能とした背景があったという点です。

賀茂地域の事例では、静岡県が広域自治体として様々な行政分野において、賀茂地域の自治体間連携をリードしていたという経緯がありました。

また、塩筑南部地域の事例では、学校事務職員は通常、各学校に配置されているため、各学校の枠、さらに自治体の枠を超えて連携するに当たってはハードルが感じられることもあります。塩筑南部地域の事例では、塩尻市で、過去に給食費の公会計化を教育委員会事務局職員と学校事務職員がチームを組んで進めたことで、両者が密接に協働する経験がありました。

加えて、双方の事例において、指導主事や幼児教育アドバイザー、学校事務職員といった、小規模自治体では非常に少数となるスタッフの業務に着目し、その連携を図っており、喫緊のニーズを捉えていたとも言えます。

賀茂地域の事例について特に重要なポイントは、静岡県が広域自治体として連携をリードしたことに加え、5町が指導主事を共同設置した後も、賀茂地域教育振興センターを設置し、そのセンター内に共同設置した指導主事や幼児教育アドバイザーを配置するのみならず、センター長には静岡県職員を配置し、恒常的に静岡県が強いコミットメントをしている点にあります。

このように、市町村のみならず、都道府県が広域自治体として恒常的に参画する自治体間連携の取組は、様々な観点で枠組みとして強固なものとなりやすく、大きなポイントと言えます。

塩筑南部地域の事例について特に重要なポイントは、教育事務支援室という枠組みを設定することにより、教育委員会と各学校の校長、そして各学校事務職員を密接に結びつけ、各事務職員が各学校や各自治体の枠を超えて活動しやすくしている点です。

学校事務職員は、本来、「学校の唯一の行政職」として、同じ行政職である教育委員会事務局職員との連携がしやすい立場にありますが、各学校に1名の配置が多く、日常的な

業務は、自校の業務が中心になりがちです。

この点、教育事務支援室という「仕掛け」により、各学校の事務職員の意識を広げていることが浮かび上がってきます。

● 都道府県による広域的支援について

都道府県による広域的支援の観点としては、これまで述べたような域内の小規模自治体間連携をリードする役割のみならず、実際に運営が困難となっている小規模自治体の教育行政を直接支援し、行政機能を垂直的に補完する役割も期待されるところです。こうした背景から、三重県による教育支援事務所を通じた支援の事例を掲載しました。

三重県の教育支援事務所は、指導主事の配置人数をはじめ事務局体制に課題のある市町教育委員会を対象とし、県の指導主事の訪問等による学力向上支援を行う組織となっています。平成11年以降進められた大規模な市町村合併に伴い、従来より地域ブロック毎に教職員人事や指導行政を担ってきた教育事務所を再編する動きはいくつかの都道府県において見られましたが、三重県では、そうした教育事務所の再編の流れを経たうえで、県本庁と教育支援事務所が緊密に連携しながら、小規模市町への支援機能に焦点を当てた指導行政を行っている点が大きな特徴です。

教育支援事務所の所管する3地域は、それぞれの地域性があり、各学校が県の指導主事を受け入れる際の態様も異なっています。そうした中、地域ブロック毎に明確化された教育支援事務所の指導主事が継続的に学校に入ることで、学校との良好な関係性を構築し、小規模市町単体では賄いきれない指導行政の補完にとどまらず、県全体としての学力向上施策の趣旨浸透・理解醸成をスムーズに進めていくことができることもポイントと言えます。

教育事務所の役割を含め、域内の市町村教育委員会や市町村立学校と都道府県教育委員会との関係性については、それぞれの地域の実情に応じて確立されていくものですが、指導主事の配置状況をはじめ、域内の小規模市町村教育委員会の事務局体制や取組状況に目を配り※、都道府県の指導主事の派遣等による垂直的補完や、市町村間の水平連携の促進等、適切な対応を検討する役割が期待されます。

※ 文部科学省の行う「教育委員会の現状に関する調査」では、都道府県毎に域内の調査結果全体のローデータを返却しておりますので、御活用ください（令和6年度間の結果については令和8年8月31日付通知に添付して送付）。

静岡県賀茂地域 1 市 5 町における広域連携

～指導主事・幼児教育アドバイザー等の共同設置～

(静岡県・下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町)

※基礎データを除く記載内容は令和6年6月時点のものです。

平成27年に静岡県は、県と賀茂地域の首長で構成された賀茂地域広域連携会議を立ち上げ、その下に設置された教育委員会の共同設置専門部会における議論の結果、賀茂地域の指導行政を担う賀茂地域教育振興センターの設置や、指導主事・幼児教育アドバイザーの共同設置を行っています。

1 背景

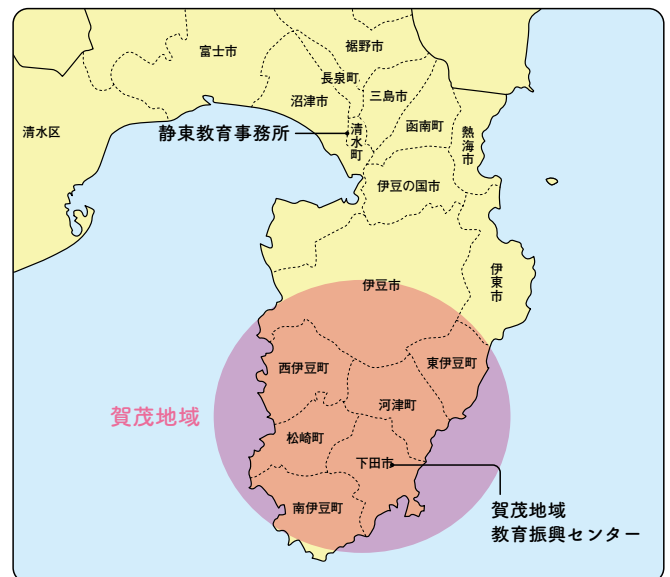
平成の大合併と人口減

賀茂地域では、平成17年に西伊豆町と賀茂村が合併し、西伊豆町となった他には合併が行われず、その結果、比較的小規模な市町が併存しています。

また、各市町では出生児数の減少が続き、小中学校の再編が進行しています。

従来からの教育における地域的一体性

賀茂地域 1 市 5 町の市町立学校の教職員は「賀茂教育研究会」に加入しており、教育行政における賀茂地域の一体性は従来強い傾向にありました。



● 賀茂地域の基礎データ (令和8年5月1日現在)

	人口 (人)	小学校数 (校)	小学校児童数 (人)	中学校数 (校)	中学校生徒数 (人)
下田市	17,607	7	544	1	389
東伊豆町	10,036	2	250	2	161
河津町	6,064	1	186	1	133
南伊豆町	6,880	3	211	1	138
松崎町	5,127	1	143	1	86
西伊豆町	5,945	2	113	1	88

賀茂地域広域連携会議の設立

静岡県は、賀茂地域の人口減少社会の到来を見据えて、各行政分野の連携推進等を目的とした、静岡県と賀茂地域1市5町長からなる賀茂地域広域連携会議を平成27年に立ち上げました。

そして、広域連携会議の下に各専門部会が設けられ、その1つとして、教育委員会の共同設置専門部会が設立されました。

指導主事の共同設置

平成26年、静岡県は県内の市町村における指導主事未配置の解消に向けて、期間を限定して、平成26～28年度に静東教育事務所の指導主事を賀茂地域担当の指導主事として派遣しました。

この間、賀茂地域広域連携会議で指導主事の配置について議論がなされ、各市町で1人ずつ指導主事を配置することは人材的にも予算的にも容易ではなく、5町で3人の指導主事を共同設置することとなりました。

そして、平成29年度から5町で3人の指導主事共同設置が始まりました。幹事町は南伊豆町が担当しており、任命や給与支払い等の指導主事に関する庶務は南伊豆町が担い、3人の指導主事の身分も形式上は南伊豆町に属しています。3人の指導主事の給与負担については、学校数や児童生徒数等も勘案して、各町の負担金額が5町長の間で協議されます。その負担金は4町から南伊豆町に納付され、南伊豆町が3人の指導主事に給与支払いを行っています。各指導主事の担当は、地域ごとに分かれており、1人は西伊豆町・松崎町担当、1人は河津町・東伊豆

町担当、1人は南伊豆町担当という分担となっています。

賀茂地域教育振興センターの開設

指導主事の共同設置に伴い、その拠点として平成29年度から静岡県下田総合庁舎内に賀茂地域教育振興センターが開所されました。静岡県が設置管理する下田総合庁舎の一角を1市5町が借り受ける形で設置され、1市5町は光熱水費等のみを負担しています。賀茂地域教育振興センターには、静岡県静東教育事務所の参事（センター長）、共同設置の指導主事3人、共同設置の幼児教育アドバイザーが常駐しており、5町内の教職員の指導力向上のために、研修会の開催や学校訪問を行っています。その際、単独で設置されている下田市教育委員会の指導主事とも連携しながら活動しています。賀茂地域教育振興センターは単に1市5町のエデュケーションを担うだけでなく、教育行政に係る広域連携の象徴的存在としての役割も果たしています。

幼児教育アドバイザーの共同設置

同じく平成29年度から、賀茂地域教育振興センターに、県から幼児教育アドバイザー（元下田市立幼稚園の園長）が派遣されており、1市5町内の幼児教育施設のほか、小学校への訪問や、公開保育等の研修を実施していました。平成31年度からは同じ幼児教育アドバイザーが県の任用から1市5町の共同設置に切り替えられ、今は共同設置のアドバイザーとして賀茂地域教育振興センターに在籍しています。

県による期間限定の指導主事派遣

平成26年度、静岡県が3年間と期間限定で指導主事を派遣したことにより、各町の教育委員会・学校において、指導主事が配置されることの効果が示され、指導主事の共同設置につながりました。

県主導の広域連携会議

静岡県が主導して、賀茂地域広域連携会議を立ち上げることで、教育行政を含む各分野において、広域連携の成果が上がっています。例えば、指導主事の共同設置のほか、他分野では賀茂広域消費生活セ

ンターの1市5町共同設置や、税の徴収事務の共同処理等も行っています。

静岡県が強力に主導して、賀茂地域の広域連携に関する複数の実践的な成果を上げることで、賀茂地域の連携をより強固なものにするほか、県内の他地域へ展開可能なモデルケースを構築しています。

指導事務に専念する共同設置指導主事

共同設置や賀茂地域教育振興センターが始まった当初、各町間で共同設置の指導主事に対して期待する業務に不一致があり、指導主事の業務について整理が行われました。その結果、賀茂地域教育振興センターに勤務していることもあり、一般的な指導主事であれば従事することも多い、各町教育委員会における行政事務はほぼ行わず、概ね学校教育におけ

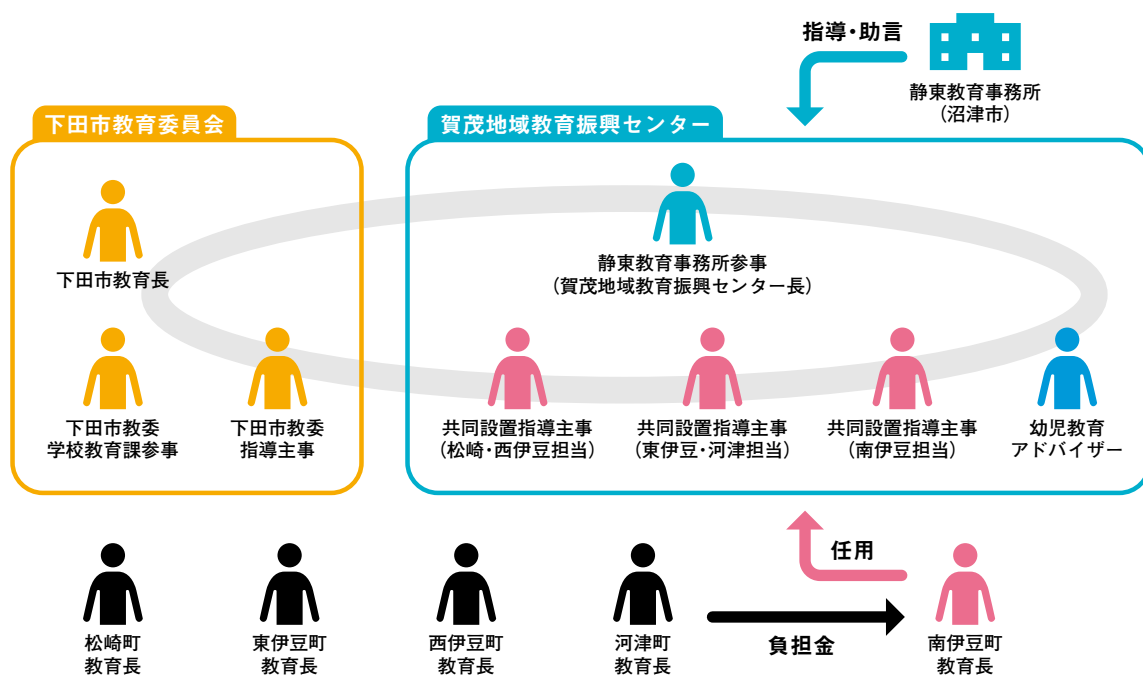
る専門的な指導業務に専念することで、各町、円滑な運営がなされています。

指導主事はそれぞれ担当する町の教育委員会と密接に連携し、各町の学校訪問等においても、各町の教育長と直接連絡相談を行いながら進めています。

下田市教育委員会の指導主事の関わり

単独設置されている下田市教育委員会の指導主事は、下田市庁舎に常駐しているものの、賀茂地域教育振興センターと日常的に連携しているほか、月に1回賀茂地区指導主事連絡協議会を開催し、下田市教育委員会の指導主事と5町共同設置の指導主事の間で、実施した各市町の研修会や、各地域の学校・教職員に関する情報交換を行っており、両者の指導業務のさらなる質の向上に寄与しています。

● 賀茂地域広域連携関係者



共同設置指導主事研修会の様子



幼児教育アドバイザーによる小学校訪問の様子



賀茂地域教育振興センター長

土屋 一巳

- ・ 静岡県静東教育事務所参事も併任。
- ・ 賀茂地域教育振興センターで勤務
(教育事務所の方針や施策を賀茂地域教育振興センターと共有)。
- ・ 平成29年度～令和元年度に共同設置の指導主事として勤務。

●共同設置の指導主事とはどのような関係ですか？

私は賀茂地域教育振興センターのセンター長ですが、静岡県による任用なので、共同設置されている3人の指導主事とは、法令上、服務監督をする関係にはありません。しかし、日常的に一緒に仕事をしているので、相談を受けたり、助言したりしています。一方で、指導主事の任命権者にあたる南伊豆町の教育長や事務局長にも指導主事のことについて、よく相談しています。

●共同設置の指導主事と、どのような業務を行っていますか？

賀茂地区全体を対象とした合同研修会（初任研等）はセンター皆で企画運営を行っているほか、各町ごとの研修会（生徒指導研修会・研修主任研修会等）もそれぞれの指導主事で実施しています。また、指導主事はそれぞれ各担当町の学校訪問も行い、授業や生徒指導等に関する学校支援を行っています。

●単独設置の下田市の指導主事とはどう連携していますか？

相談したいことがあればすぐに連絡しています。また、共同設置の指導主事と下田市の指導主事が月に一回センターへ集まっており、そこで、各市町で実施した研修会の具体的な内容や各学校の授業の様子等の情報交換を行っています。



賀茂地域幼児教育アドバイザー

土屋 幸子

- ・元下田市立下田幼稚園園長。
- ・平成29年度から、静岡県任用の賀茂地域担当幼児教育アドバイザーとして2年間勤務。
- ・その後、1市5町共同設置の幼児教育アドバイザーとして勤務。

●共同設置となったことで、どのような意識の変化、仕事を行ううえでの利点がありましたか？

共同設置による任用となり、それぞれの市町のアドバイザーであることで、より主体的な活動が多くなりました。賀茂地域のそれぞれの園や、その先生方の良さや強みを引き出せるように、先生方の主体的な学びにつながる自分なりの助言、支援をするようになりました。また、賀茂地域教育振興センターを拠点に活動することで、指導主事と連携して仕事ができている。例えば、指導主事と一緒に小学校を訪問することで、幼小連携についての多角的な支援につながっています。

●1市5町の幼児教育アドバイザーとして働くことで、どのような効果がありますか？

単純に賀茂地域全体で市町を越えての幼稚園同士の研修や意見交換の場が広がっただけではなく、さらに保育所等からの参加や私立園からの参加も増えました。研修に参加する風土が賀茂地域全体に浸透しているのを感じます。この背景には、教育振興センターの指導主事が各地域で研修についての広報をしてくださり、チームとして活動できたことが大きな要因としてあるように感じます。

5 取組の効果

教職員からの評価

賀茂地域教育振興センターと指導主事の共同設置について、下表のとおり、賀茂地域の小中学校教職員は「自校の教育活動の活性化につながった」「教員個々の研修意欲の向上につながった」ということに、ほぼ全員が肯定的であり、指導主事は著しく高い評価を受けています。

また、指導主事が各町担当として挙げている効果として、

- ・学校から近いところにいる指導主事として、教育委員会や学校等の授業改善、生徒指導等への積極的な関わりができた。
- ・各種研修会、要請訪問等を通して、授業改善に対する意識の高揚が図られた。

- ・要請訪問等を通して、県の施策、学習指導要領実施に向けてのポイント等を周知することができた。
 - ・市町、教育委員会間の情報交換が密になり連携が進んだ。
- といったことなどがあります。

幼児教育アドバイザーの共同設置による効果

幼児教育アドバイザーについては、県による任用から1市5町の共同設置となったことで、主体的に賀茂地域それぞれの園に対して指導・助言等を行うようになりました。また、アドバイザーが賀茂地域における幼児教育のハブとしての役割を担うことで、単に公立幼稚園だけではなく、私立も含めた幼

稚園・保育所・認定こども園の施設種の違いを越えて、訪問の要請が増え、各園の教員・保育士等の間で連携ができたことで、域内全体の幼児教育の質の向上につながりました。

公開保育や研修を行う際、同じ賀茂地域教育振興センターに勤める指導主事が各担当地域の園に対して研修についての広報を行うほか、幼小連携に向けた小学校への学校訪問では、指導主事が同行するなど、センター内での効果的な連携につながっています。

未来を切り拓く Dream 授業・賀茂版の開催

令和2年度から賀茂地域の中学生を対象として、

参加希望者30名程度を募り、2日間程度のふるさとに関する特別授業（Dream 授業）を実施しています。Dream 授業は、賀茂地域で活躍する講師等による講義やフィールドワークを行い、生徒が自分や地域の将来について考え、また、生徒同士のグループワークにより、互いに刺激し合える仲間を、市町を越えて地域内につくすることも目的としています。

本 Dream 授業についても、県教育委員会と賀茂地域教育振興センター、1市5町の教育委員会とが連携して開催しており、賀茂地域内のふるさと教育振興の一助となっています。

● 共同設置指導主事による賀茂地区小中学校訪問の振り返りより（平成29年12月）

	とても そう思う	ある程度 そう思う	あまり そう思わない	まったく そう思わない
自校の教育活動の 活性化につながった	89.7%	10.3%	0%	0%
自校が抱える課題解決の きっかけとなった	79.3%	20.7%	0%	0%
今後の自校の取り組むべき 課題が明確になった	82.8%	16.2%	0%	0%
教員個々の研修意欲の 向上につながった	89.7%	10.3%	0%	0%

長野県 1 市 2 村による教育事務の共同処理

～学校事務職員を中心に据えた学校における働き方改革～

(長野県塩尻市・山形村・朝日村)

令和 2 年 12 月に塩尻市は近隣 2 村の教育委員会と共に、塩筑南部教育事務支援室を設置しました。管内の学校事務職員、各教育委員会による学校事務の改善に関する研究活動等を行うことで、事務処理の効率化や業務内容の連携を進めることにより、小規模自治体の教育行政の充実を図っています。

● 1 市 2 村の基礎データ (令和 8 年 5 月 1 日現在)

	人口 (人)	義務教育学校数 (校)	小学校数 (校)	小学校、前期児童数 (人)	中学校数 (校)	中学校、後期生徒数 (人)
塩尻市	65,244	1	8	3,001	4	1,475
山形村	8,133		1	438		
朝日村	3,933		1	210		

1 背景

塩筑南部教育事務支援室の設置

塩尻市では、文部科学省から先行事例として紹介されている、平成 25 年度に開始した給食費の公会計化といった学校運営に係る内容の業務に対し、プロジェクトベースで教育委員会と学校事務職員が協力して取り組んだことをきっかけとして、教育委員会と学校事務職員の距離が近く、互いに相談しやすい風土が形成されていました。

その中で、教育委員会では、平成 29 年の勤務実態調査の結果を踏まえ、本格的に学校における働き方改革を進めるにあたり、学校事務職員の事務改善を

重視しており、学校事務職員としても教育委員会の協力があれば、事務改善をより積極的に進めることができると考えていました。

このようにお互いが共通の目的意識を持っていることにより、教育委員会と学校事務職員間の勉強会組織による共同研究が開始され、令和元年 5 月には近隣の山形村と朝日村の学校事務職員も含め、教育事務協議会が設置されました。その後、学校間連携に関する協定書を締結することで、令和 2 年 12 月に塩筑南部教育事務支援室が設置されました。

2 取組概要

組織編制

塩筑南部教育事務支援室は、塩尻市立塩尻西小学校を拠点校として、校舎 4 階に設置されています。支援室は、統括としての校長、室長と副室長（いずれも学校事務職員）、それぞれの教育委員会管内の

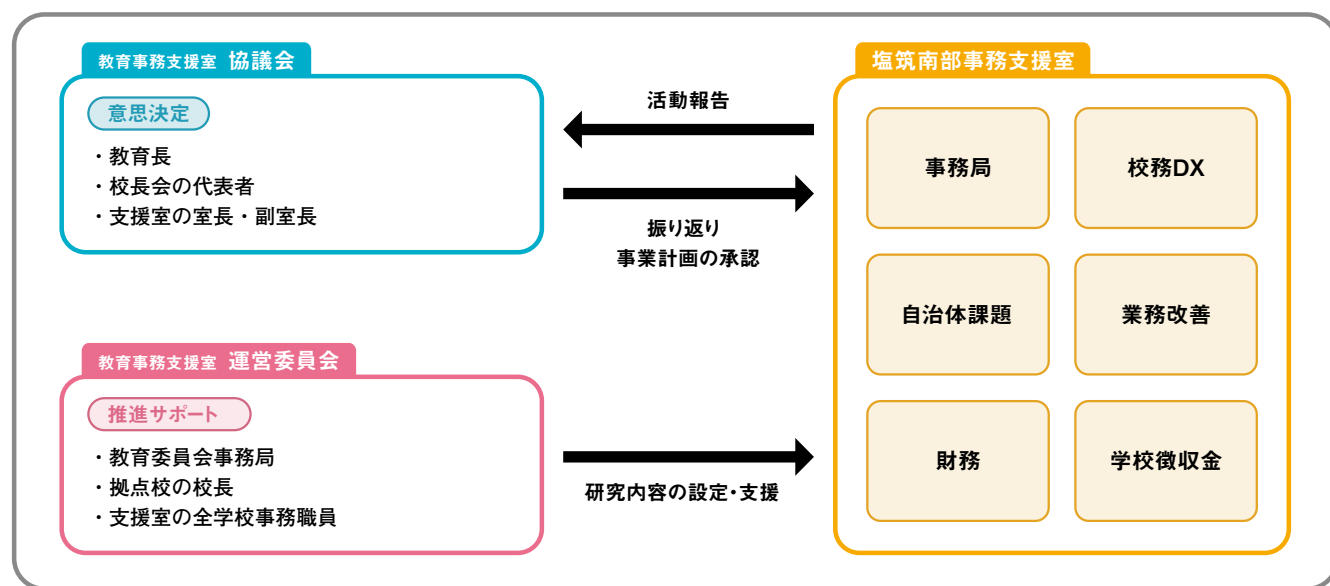
学校事務職員で構成されており、全職員が元々の勤務校と管内全校の兼務発令になっています。拠点校では、室長と副室長が勤務しており、室長が支援室の実務業務を、副室長が学校業務を担当しています。通常はそれぞれの所属で勤務を行っており、月

1 回程度支援室に参集し、事務改善についての研究活動や研修業務を行い、所属での活動に還元することが可能となっています。研究活動については、現時点では財務・学校徴収金・校務支援システム等をテーマとして取り組んでいます。

また支援室には、各教育委員会の教育長と校長会、支援室の室長・副室長で構成された協議会および、各教育委員会事務局の担当、支援室の学校事務

職員、拠点校校長で構成された運営委員会を設置しています。年度当初に協議会の意見を踏まえた上で、支援室の経営計画を策定しています。運営委員会については、年5回程度実施し、各研究活動状況の報告・共有や実施可能な内容へのブラッシュアップを行っています。運営委員会と協議会の設置によりPDCAを仕組み化することで、より効果的な業務実施が促進されています。

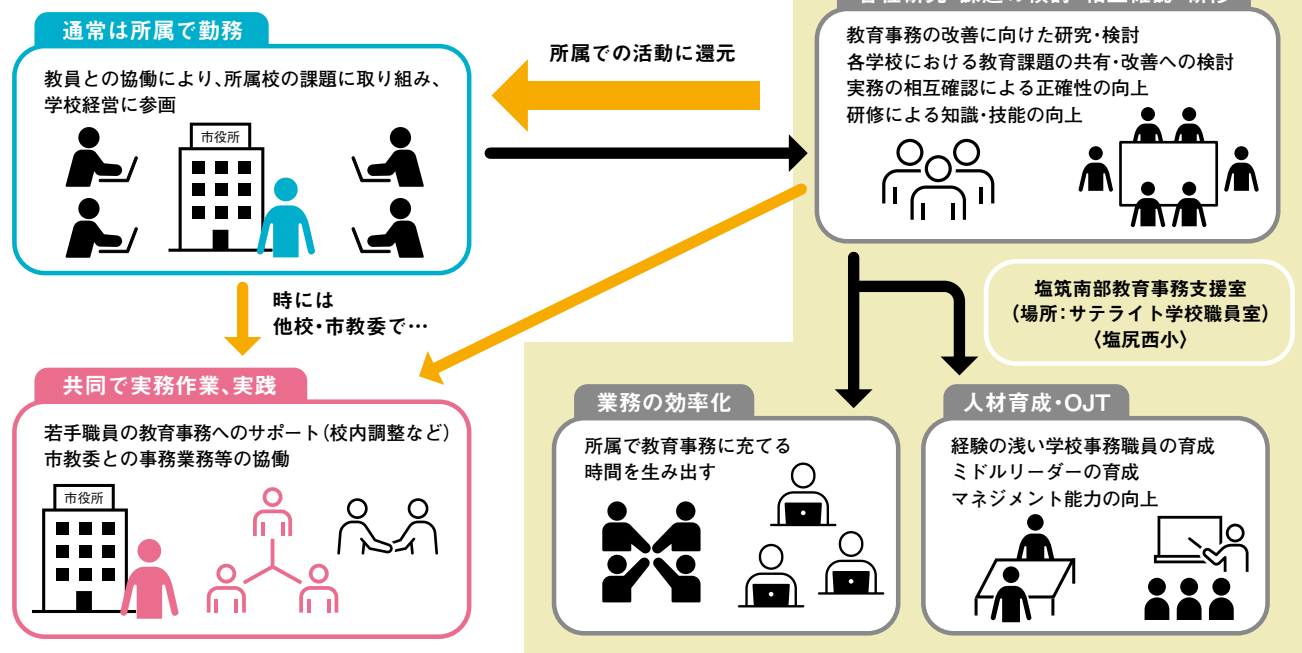
● 塩筑南部教育事務支援室の組織編制



校長・教育委員会の視点を反映

● 塩筑南部教育事務支援室の業務内容

業務の形態





運営委員会の実施の様子



グループ毎の研究活動の様子

3

Interview



塩尻市教育委員会教育総務課
課長補佐兼学校支援係長

小松 義宏

- ・令和4年度より令和8年3月まで在職。
- ・教育委員会での業務の他に市の財務部門で予算編成や執行審査に関する業務に携わったこともあり、学校事務の改善に取り組んだ。

●教育委員会からの視点で、学校事務職員との距離が近い理由はどのようなものですか？

平成25年から開始した給食費の公会計化を、学校事務職員の方と相談しながら実現できたことが、垣根が無くなった大きなきっかけだと考えています。現在も学校事務職員の方々とは、日頃から支援室での研究活動や、業務改善に関係するやり取りを行っているので、お互いが気軽に相談しやすい雰囲気が構築されています。

●学校事務職員に今後担ってほしいことはどのようなことですか？

教育委員会として、学校の働き方改革のキーパーソンは学校事務職員だと考えており、教員の業務を学校事務職員がサポートしていく必要があります。例えば塩尻市では、学年会計の処理は全ての学校で学校事務職員の業務となっていますが、他の教育委員会では、教員が対応している話も聞いています。ただし、学校事務職員の業務が増大しないよう、外部委託の検討や、学校事務職員の仕事の精選と業務効率化等を同時に進めていくことが重要だと考えています。



塩筑南部教育事務支援室長
(塩尻市立広陵中学校副参事)

吉江 栄美

- ・令和3年度から令和5年度まで在職。
- ・室長として、教育環境整備のため、教育委員会や校長会と連携し、教職員の業務負担軽減や連携による学校事務職員の能力向上に取り組んだ。

●教育委員会と学校事務職員の連携が進むこととなった契機はどのようなものですか？

プロジェクトを共同で進めていく中で、教育委員会と学校事務職員が互いに協力し、一緒に経験をしていくことで関係構築が進んでいきました。また前段として予算の執行については、学校事務職員と教育委員会が日常的にやり取りを行っていたので、教員の方よりも教育委員会との距離が近いという背景も存在していました。

●支援室の体制で特徴的だと考える点はどのようなものですか？

協議会のメンバーに教育長が加わっていて、運営計画策定の際に意見をいただく仕組みができています。実際に教育長本人から支援室に何を求めているかをお話いただけることで、教育委員会の担当や学校事務職員のミクロな目線だけでなく、トップから見たマクロな視点からも運営計画を作成することが可能となり、教育委員会と学校双方にとって効果的な事務改善の研究とその実現に向けた役割分担が明確になっています。



塩筑南部教育事務支援室副室長
(塩尻市立塩尻西小学校主査)

丸山 広次

- ・令和4年度から令和6年度まで在職。
- ・副室長として、運営委員会や実務研究部会等の計画、運営や、各校への業務サポート等を行っていた。

●学校事務職員からの視点で教育委員会との距離が近い理由はどのようなものですか？

プロジェクトを共同で進めていく中で、信頼関係が構築できたと考えています。その後も、支援室が始まる前の研究部会に教育委員会の担当者が参加してくれていて、顔の見える関係ができていますので、学校事務職員からも相談がしやすいと感じています。事務改善を双方が連携しながら着実に進めることができていると考えていますし、学校事務職員の日々のモチベーションの向上にもつながっています。

●学校事務職員にとって教育委員会と協力することの利点を感じるのとはどのような時か？

事務改善を行う際に、市の規則改正等が伴う内容や専門的な内容のため外部委託を実施したい等、学校事務職員だけの権限だと実施が困難になる場合があります。その際に教育委員会からのサポートがあることで、実現可能性がより高まっていくと考えています。

卒業証書の共同調達

卒業証書の準備については、従来各学校ごとに証書を購入し、氏名等については揮毫していましたが、令和5年度より、氏名等を全て印刷したものを共同調達することとしました。元々は1つの学校で全て印字していたものを調達する取組を行っていましたが、支援室の研究活動を踏まえ、全校での共同調達を行うこととなりました。従来の業務手順に疑問を持ち、改善策のアイデアを持つ学校事務職員もいるので、支援室での研究活動によって各学校にアイデアが共有され、教育委員会が予算確保を行い、学校と教育委員会が共に課題を解決することが促進されています。また、学校事務職員が自ら業務改善を提案することは、自身の資質・能力や、日々の業務に対してのモチベーションの向上につながっています。

学校徴収金の運用改善

学校徴収金の集金方法について、口座振替払いで対応している学校が大半となっていましたが、一部現金で徴収している学校があったため、研究部会にてノウハウの共有、移行へのサポートを行うことで、該当校では、令和6年度より口座振替払いでの対応が可能となりました。また各学校が公費と保護者負担で払うものの仕分けを、どのようにルール化しているか比較分析し整理することで、最終的には

どの学校でも同程度の予算感に平準化できるように取り組んでいます。支援室を通して、各教育委員会の連携が進むことで、教育委員会毎の固有の課題の解決への糸口が見つかることや、自身の教育委員会では当たり前だったことについても改善できるのではないかと意識が働き、業務改善につなげることができています。令和8年度以降も各学校の実情や課題を共有しながらグループでの研究を継続しており、教育委員会もアイデアを持ち寄りながら検討を進めています。

校務支援システムの情報の一元化

児童生徒に関する名簿については、様々な用途ごとに作成されており、作成や確認の手間等で教員及び学校事務職員の負担が発生しているので、県で調達した校務支援システムに名簿情報を一元化する作業を行っています。支援室の研究部会で名簿に記載すべき情報に関する指針を作成し、市教育委員会では事業者へ外部委託を行い、データ入力作業等の負担感を軽減することで、学校事務職員の負担を増やすことなく作業の負担軽減を行っています。名簿の運用についても教育委員会が学校事務職員のシステムへの閲覧制限を適切化することで、学校事務職員が対応可能となり、教員の作業負担が軽減されています。

オンライン環境を利用した更なる連携促進

歴史的に、塩尻市周辺は、山形村及び朝日村に加え、生坂村、筑北村、麻績村の3村からなる東筑摩郡を含めた1市5村が、塩筑地区という一体の地域となっていました。近隣の市町村合併の影響で、現在、東筑摩郡の3村とは地続きになっておらず、距離も遠いため、共同での研究活動や情報共有を行うことが困難となっています。

塩筑南部教育事務支援室の設置もあり、塩尻市、山形村及び朝日村の塩尻・中央ブロックの連携は着実に推進されていますが、3村からなる北部ブロックも含めた連携を促進するため、令和5年度に塩筑南部教育事務支援室を核として、1市5村の管内全ての教育委員会の担当者及び学校事務職員がオンライン上でグループ化し、オンライン会議システム等を用いて常時連携できる体制を構築しました。令和8年4月時点で支援室には室長・副室長を含む24人が所属しており、事務改善や人材育成の研修に業務として取り組んでいます。

「校務DX」「自治体課題」「業務改善」「財務」「学校徴収金」と5つの研究テーマについて対話をもってグループごとに研究を進めております。今後も教育委員会がこのような取組に対し、直接コミュニケーションを図ることで円滑に進められるような関係性の構築をしていきます。

● 1市5村の地図

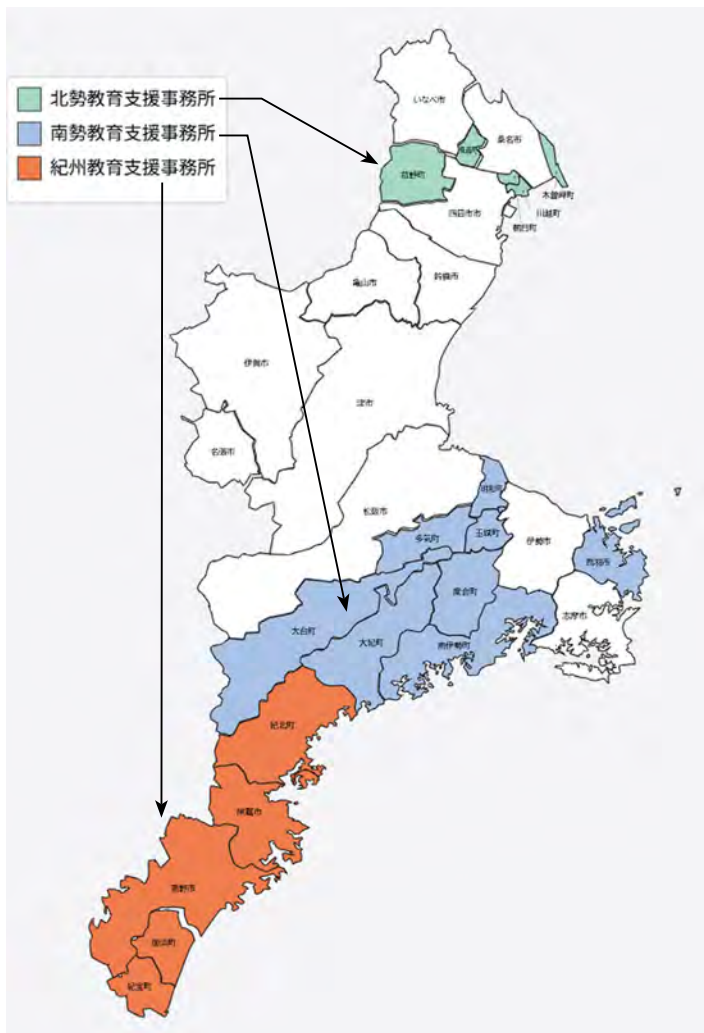


「教育支援事務所」による、 小規模市町教育委員会の指導行政への支援

(三重県)

三重県では、平成18年に従来の教育事務所を廃止しましたが、小規模市町教育委員会の指導行政を県教育委員会として支援し、地域の状況に応じたきめ細かな学力向上支援を行う必要があったことから、平成28年に教育支援事務所を設置しました。教育支援事務所では、指導主事を十分な人数配置することが容易ではない小規模市町と連携し、教育支援事務所の指導主事が学校訪問や勉強会等を積極的に行っています。

● 三重県の基礎データ



名 称	所管市町教育委員会	設置場所
北勢教育支援事務所	5 町 (22 校)	四日市庁舎
南勢教育支援事務所	1 市 7 町 (42 校)	伊勢庁舎
紀州教育支援事務所	2 市 3 町 (45 校)	熊野庁舎

※教育支援事務所の所管外である 11 市については、県教育委員会事務局本庁の学力向上推進プロジェクトチームが指導・助言等を担当

● 教育支援事務所管内の町教育委員会の状況例(令和 8 年 5 月 1 日現在)

	人口 (人)	事務局本庁職員数 (人)	指導主事の配置人数 (人)
木曽岬町 (北勢)	約 5,700	6	2
南伊勢町 (南勢)	約 9,000	10	1
紀宝町 (紀州)	約 9,500	7	1

三重県では、平成18年3月末に、市町村合併や地方分権改革の進展に伴い、地域住民に最も身近な市町教育委員会が、地域の課題を把握して特色ある教育を進める観点等から、従来の教育事務所（7つの教育事務所で県下全域を分割して所管）を廃止しました。教育事務所の廃止により、県教育委員会では業務の本庁への集約により専門性・効率性が向上し、市町教育委員会においては指導主事の設置等の体制整備が一定進んだものの、指導主事を十分に配置することが難しい市町教育委員会からは、地域の状況に応じたきめ細かな支援を希望する声が挙がりました。指導主事を設置できている市町についても、1

～2名程度の少数が事務局内のあらゆる業務を所掌するような状況となり、業務の分担が難しい、学校への指導・助言に専念することができない、といった課題が顕在化していました。

そこで、平成26年10月から、東紀州地域に県の指導主事3人を駐在させ、市町教育委員会や学校の実情に応じたきめ細かな学力向上支援を開始しました。この東紀州地域への駐在において成果が上がったことから、平成28年4月に「教育支援事務所」を設置し、北勢地域と南勢地域も含め、小規模な市町教育委員会を対象とした県による「オーダーメイド」の支援を開始しました。

教育支援事務所の体制

教育支援事務所は、教職員人事を行う地域ブロックとの関係や地理的距離等を勘案し、現在の3か所に配置されています。

各教育支援事務所は、校長経験者の所長1名と、指導主事3名の体制となっており、一部の教科等については、県本庁の学力向上推進プロジェクトチームの指導主事と連携を取りながら対応しています。

県本庁と各教育支援事務所との間では、月1回程度、担当課長と所長による情報共有や協議を行い、学力向上に向けた取組の改善・充実を図っています。また、3事務所間でも随時の情報共有が図られており、県としての学力向上施策について共通の方向性で推進できるような体制としています。

教育支援事務所による具体的な支援内容

教育支援事務所は、学校訪問や校内研修会、市町教育委員会への支援等を通じて、主に学力向上や教科指導等の教育課程に係る専門的事項の指導・助言を担っています。

学校訪問については、所管する全ての小中学校を

巡回しており、例えば紀州教育支援事務所の場合、年間の訪問回数は約500回以上に達しています。3教育支援事務所では、学校からの要請を受けて訪問する場合や、教育支援事務所から連絡を取ってプッシュ型で訪問する場合など、それぞれが地域の実情に応じた対応を行っています。「信頼感と使命感のある事務所をつくる」ことを重点的な取組の一つとして掲げる北勢教育支援事務所においては、指導主事と校長等との信頼関係構築が進み、現在では毎日のように学校からの要請を受けて訪問を行っています。さらに近年は、要請に応じた指導・助言に加え、学校の状況や課題を把握し、その課題に応じた伴走型の支援も増えています。

各学校に対する「オーダーメイドの学力向上支援」を行うために活用する資料の準備については、県本庁の学力向上推進プロジェクトチームと連携して行っています。例えば、「みえスタディ・チェック」（県独自の学力調査）の結果分析を踏まえた授業改善についての指導・助言を行う際には、学級毎のS-P表*を準備しているほか、結果データの分析・活用方策に関して説明を行う際には、各学校の実態

*学級内の児童生徒について、平均正答率だけでは把握しにくい、学校や学級の強み・弱み、児童生徒一人一人のつまづきや、比較的克服しやすい問題等を把握することができる資料（Student-Problem chart）。

市町教育委員会への支援については、各市町の学力向上委員会において要望があったテーマに関しての情報提供や講演の実施、学習指導要領の趣旨をは

●「オーダーメイドの学力向上支援」に用いる資料の例（「みえスタディ・チェック」のS-P表）

左から右へ、県平均正答率の高い順に問題番号を記載

上から下へ、正答数の多い順に見童生徒を記載

児童番号		4(1)	1(3)	3(1)	2(1)	1(1)	5(3)	3(1)	4(2)	2(2)	2(3)	3(4)	3(3)	4(3)	1(2)	5(2)						
領域		0	A	A	B	AD	0	0	0	B	B	AD	A	A	B	A	0					
職業																						
平均正答率		87.0	96.3	74.6	70.5	66.6	66.5	62.8	60.9	57.1	52.5	52.5	34.6	34.6	27.6	26.7	22.2					
人数の割合		76.2	76.2	47.6	90.5	90.5	57.1	81.0	71.4	52.4	57.1	28.6	47.6	33.3	42.9	57.1	14.3					
正答人数		16	16	10	19	19	12	17	15	11	12	6	10	7	9	12	3					
学年	期	番号	氏名記入欄	付記													正答数	正答率				
S	1	17			1	1	1	1	1	1	1	1	9	1	1	1	1	15	83.8			
S	1	10			1	1	1	1	1	1	1	1	9	1	1	1	1	15	83.8			
S	1	19			1	1	1	1	1	1	1	1	9	1	1	1	1	15	83.8			
S	1	21			9	1	1	1	9	1	1	1	1	1	1	1	3	13	81.3			
S	1	14			1	2	1	1	1	9	1	1	1	1	1	4	1	3	12	75.0		
S	1	8			1	1	2	1	1	1	1	9	1	1	1	1	1	2	12	75.0		
S	1	2			1	1	1	1	1	9	1	1	9	1	1	1	5	2	11	68.8		
S	1	7			1	1	1	1	1	1	1	1	9	9	9	1	4	9	10	82.5		
S	1	1			9	1	1	9	1	1	1	1	9	9	1	0	1	3	9	56.3		
S	1	6			1	1	3	1	1	9	1	1	9	9	1	9	1	1	4	9	56.3	
S	1	12			1	1	2	1	1	9	1	1	9	9	1	0	0	1	3	9	56.3	
S	1	4			1	1	3	9	1	1	1	9	9	1	9	0	1	1	2	8	50.0	
S	1	20			1	1	9	1	1	9	9	1	1	1	9	9	9	5	1	4	8	50.0
S	1	3			1	1	1	1	1	9	1	9	9	1	9	0	0	4	4	7	43.8	
S	1	16			1	9	3	1	1	1	1	1	9	9	9	9	5	4	7	43.8		
S	1	5			1	1	3	1	1	1	1	1	9	9	9	9	9	3	7	43.8		
S	1	9			9	2	3	1	1	9	1	9	1	1	9	0	0	1	4	7	43.8	
S	1	15			1	1	3	1	1	1	9	1	9	9	9	9	4	2	4	6	37.5	
S	1	18			1	1	0	1	1	1	1	9	1	9	9	9	2	9	6	37.5		
S	1	13			9	2	1	1	9	9	1	9	9	9	1	0	0	4	2	4	25.0	
S	1	11			1	2	0	1	9	1	9	9	9	9	1	9	0	0	0	0	4	25.0

● 南勢教育支援事務所が主催し、担当市町の指導主事が参加する研修会でのグループ協議の様子





三重県教育委員会事務局

学力向上推進プロジェクトチーム担当課長

川口 裕子

- ・平成24年度から令和4年度まで県教育委員会事務局に勤務し、学力向上に関する業務を担当。
- ・令和6年4月から現職。

●小規模市町教育委員会の指導行政に関して、県が「教育支援事務所」の形で積極的に支援を行う意義や成果をどのように捉えていますか？

学力向上の取組を着実に進めるためには、県の施策を地域や市町の実情に応じて学校まで確実に届け、組織的・継続的な取組につなげていくことが重要です。そのため本県では、平成28年4月に教育支援事務所を設置し、小規模な市町教育委員会を中心に、地域できめ細かな支援を行っています。本庁と教育支援事務所が同じ方向性をもって、市町教育委員会や学校の実情・課題に応じた学力向上支援を進めることで、地域や市町の規模にかかわらず、県の施策を市町教育委員会や学校の取組につなげ、学力向上を県全体で推進することができています。

●県全体として共通の方針で学力向上施策を推進するために、県本庁と教育支援事務所との間では日々どのような連携を図っていますか？

県全体で共通の方向性をもって学力向上施策を推進するため、本庁と教育支援事務所間で日常的に情報共有を行っています。月1回、本庁の担当課長・課長補佐と各事務所長が、市町教育委員会や学校の状況、具体的な指導・助言について共有しています。加えて、教育支援事務所と学力向上推進プロジェクトチームの教科担当者が協力してワークシート等を作成するとともに県指定の推進校の授業の状況や課題を共有し、授業改善について協議しています。こうした連携を通じて、現場の実態を県の施策の改善に生かしています。



三重県教育委員会事務局
紀州教育支援事務所所長

前田 綾

- ・平成29年度から平成30年度まで紀州教育支援事務所の指導主事として勤務。
- ・平成31年度（令和元年度）から管内小学校管理職として勤務。
- ・令和6年4月から現職。

●教育支援事務所による指導・助言等を通じて、小規模市町教育委員会の指導行政や、各学校における学習指導はどのように変容していると捉えていますか？

県や市町の教育課題や取組を共有し、各市町教育委員会では、地域や学校の実態を把握し、課題に応じた学力向上の取組を進めています。生徒数の減少により教科担当者が一人となり、校内で相談しにくい状況も踏まえ、教科部会や研修を設定するなど、学校が抱える課題に応じて具体的に支援しています。学校では、子供の実態やつきたい力、指導事項を意識した研究授業や校内研修を進め、授業改善につなげています。

●地域柄が異なる小規模市町教育委員会やその域内の学校との関係性構築に当たり、日々の指導・助言等の中でどのようなことに気を付けていますか？

市町教育委員会の教育方針や取組を聴き取り、市町の指導主事と課題を共有した上で、必要な支援を行っています。学校においては、全校訪問し、校長先生の経営方針を丁寧に理解するとともに児童生徒の様子から実態を把握し、課題を共有しています。要請訪問では、先生方の困り感に寄り添い、解決に向けて次につながる指導助言を心がけています。

4

取組の効果

小規模市町教育委員会への指導・支援

指導主事の配置人数が僅少で、単独では十分な指導行政を展開することが容易ではない小規模市町教育委員会を、教育支援事務所によって県が広域的に支援・補完する構造となっています。また、教育支援事務所内でも指導主事向けの研修が盛んに行われ、県全体での指導・助言等の質の担保としても機能しています。

市町間における学習指導の質や情報量の格差の改善

県本庁の学力向上推進プロジェクトチームと3事務所が緊密に連携し、県全体として共通した方向性のもと、学力向上施策を展開することが可能となっ

ています。また、市町教育委員会における研修会・勉強会等を通じて、ニーズのある情報を教育支援事務所が積極的に提供することで、従前存在していた市町間での情報量格差も改善されてきています。

県と小規模市町との関係性構築

従来の教育事務所の廃止後、県と市町との連携を地域の実情に応じて支援するため、教育支援事務所が設置されています。また、従来の教育事務所と比べ、教育課程に係る専門的事項に関する指導・助言等の機能に特化した形となり、頻繁な学校訪問が可能になったことで、県と小規模市町教育委員会・学校との関係性構築に寄与しています。

【付 録】 事務の共同処理制度において関係自治体間で定める規約例

本規約例は、本手引きにおいて紹介した事務の共同処理制度を活用する際に関係自治体間で定めることとされている規約について、地方自治法の規定に基づき規約で定めなくてはならない事項や、教育事務における実際の活用事例で定められている規約の実態等を踏まえ、文部科学省において「参考例」として作成したものです。

実際に規約を定める際には、本規約例を参照しつつ、関係法令の規定や自治体間での協議の内容等を踏まえて適切な内容を作成いただきますよう、お願いします。

管理執行協議会の規約例

A市B町C村〇〇協議会規約

令和〇年〇月〇日

規約第〇号

第一章 総則

(協議会の目的)

第一条 この協議会（以下「協議会」という。）は、〇〇に関する事務を共同して管理し及び執行することを目的として、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二の二第一項の規定により設けられるものとする。

(協議会の名称)

第二条 協議会は、A市B町C村〇〇協議会という。

【その他の名称の例】

- ・ A市外二町村〇〇協議会（協議会を設ける地方公共団体が多く、概括的に表示する例）
- ・ △△地域〇〇協議会（協議会を設ける地方公共団体を包含する地域名を協議会の名称に冠する例）

(協議会を設ける地方公共団体)

第三条 協議会は、次に掲げる地方公共団体（以下「関係団体」という。）が、これを設ける。

- 一 A市
- 二 B町
- 三 C村

(協議会の担任する事務)

第四条 協議会は、次に掲げる事務を管理し及び執行する。

- 一 ○○に関する事務
- 二 ○○に関する事務
- 三 その他前二号に係る事務であつて、第十二条に規定する会議の議決により必要と認められた事務

(協議会の執務場所)

第五条 協議会の執務場所は、会長の属する地方公共団体の教育委員会事務局に使用されている庁舎内とする。

第二章 協議会の組織

(組織)

第六条 協議会は、会長及び委員○人をもってこれを組織する。

(会長)

第七条 会長は、関係団体の教育委員会が、その協議により、関係団体の教育委員会の教育長の中から選任する。

- 2 会長の任期は、○年とする。
- 3 会長は、非常勤とする。
- 4 関係団体の教育委員会は、会長が心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は会長に職務上の義務違反その他会長たるに適しない非行があると認めるときは、その協議により、任期中においても会長を解任することができる。

(委員)

第八条 委員は、各関係団体の教育委員会の教育長（会長である教育長を除く。）をもって充てる。

- 2 委員の任期は、各関係団体の教育委員会の教育長としての任期による。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 前条第四項の規定は、委員に準用する。この場合においては、あらかじめ会長の同意を得なければならない。

(会長の職務代理)

第九条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第十条 協議会の担任する事務を処理させるため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の内部組織は、協議会が別に定める。

(協議会職員)

第十一条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「協議会職員」という。）の定数及び当該定数の各関係団体別の配分については、関係団体の教育委員会の協議により、これを定める。

2 会長は、関係団体の教育委員会の事務を補助する職員のうちから、当該教育委員会の同意を得て、協議会職員を選任するものとする。

3 会長は、協議会職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は協議会職員に職務上の義務違反その他協議会職員たるに適しない非行があると認めるときは、当該協議会職員を解任することができる。

第三章 協議会の会議

(会議)

第十二条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第十三条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、○人以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第十四条 会議は、会長及び在任委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

第四章 協議会の担任する事務の管理及び執行

【特定団体の条例等に基づき管理執行する場合】

(各関係団体の教育委員会の名においてする事務の管理及び執行)

第十五条 協議会がその担任する事務を各関係団体の教育委員会の名において管理し及び執行する場合においては、協議会は、A市（以下「特定団体」という。）の当該事務に関する条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を各関係団体の当該事務に関する条例等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し及び執行するものとする。

2 関係団体（特定団体を除く。）は、前項の協議が整ったときは、直ちにその旨を公表しなければならない。この場合において、当該条例等について公表を要するものがあるときは、

併せてこれを公表するものとする。

- 3 特定団体は、第一項の条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ他の関係団体と協議しなければならない。
- 4 第一項の条例等を制定し、又は改廃したときは、特定団体は、その旨を他の関係団体及び会長に通知するものとし、関係団体は、当該条例等について公表を要するものがあるときは、直ちにこれを公表するものとする。

【各関係団体の条例等に基づき管理執行する場合】

（各関係団体の教育委員会の名においてする事務の管理及び執行）

- 第十五条 協議会がその担任する事務を各関係団体の教育委員会の名において管理し及び執行する場合においては、協議会は、当該事務を各関係団体の当該事務に関する条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところにより管理し及び執行するものとする。
- 2 関係団体は、前項の条例等を制定し、又は改廃しようとする場合及び制定し、改廃した場合においては、その旨を会長に通知しなければならない。

第五章 協議会の財務

（経費の支弁の方法）

- 第十六条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、各関係団体が負担する。
- 2 前項の規定により各関係団体が負担すべき金額（以下「負担金」という。）は、各関係団体の長が遅くとも年度開始前〇日までにその協議により決定しなければならない。この場合においては、各関係団体の長は、あらかじめ協議会に、協議会が要する経費の見積に関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を求めるものとする。
 - 3 各関係団体は、前項の規定により決定した負担金を、年度開始後直ちに〔毎四半期の始〇日以内に〕協議会に交付しなければならない。

（歳入歳出予算）

- 第十七条 協議会の歳入歳出予算は、前条第三項の規定により交付される負担金及び繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要するすべての経費をその歳出とするものとする。

（歳入歳出予算の調製等）

- 第十八条 会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に会議の議決を経なければならない。
- 2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。
 - 3 会長は、第一項の規定により歳入歳出予算が会議の議決を経たときは、速やかに、当該歳入歳出予算の実施計画、当該年度の事業計画その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類を添付して、当該歳入歳出予算の写しを各関係団体の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第十九条 関係団体の長は、協議会に係る既定予算の補正を必要と認める場合においては、その協議により当該既定予算の補正すべき額を決定する。

2 協議会は、協議会に係る既定予算の補正を必要と認めるときは、その旨を関係団体の長に申し出るものとする。

3 前項の申出があったときは、関係団体の長は、直ちに第一項の協議をしなければならない。

4 第一項の規定により関係団体の長が協議会に係る既定予算の補正すべき額を決定したときは、前三条の規定の例により、これを行うものとする。この場合においては、第十六条第二項中「前項の規定により」とあるのは「協議会に係る既定予算の補正のため」と、「遅くとも年度開始前〇日までに」とあるのは「速やかに」と、同条第三項中「年度開始後直ちに〔毎四半期の始〇日以内に〕」とあるのは「直ちに」と、前条第一項中「毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に」とあるのは「補正予算を調製し、速やかに」と読み替えるものとする。

(出納及び現金の保管)

第二十条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第二十一条 会長は、協議会職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(決算等)

第二十二条 会長は、毎会計年度終了後二月以内に協議会の決算を調製し、会議の認定を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により決算が会議の認定を経たときは、速やかに、証書類の写し、当該年度の事業報告書その他必要な書類を添付して、当該決算の写しを各関係団体の長に送付しなければならない。

【特定団体の条例等に基づき財産の管理等をする場合】

(財産の取得、管理及び処分又は公の施設の設置、管理及び廃止の方法)

第二十三条 協議会の担任する事務の用に供する財産又は公の施設に関しては、会長の意見を聴き、各関係団体が協議してそれぞれ取得し若しくは処分し、又は設置し若しくは処分するものとし、当該財産又は公の施設の管理は、協議会が行う。

2 協議会は、前項の財産又は公の施設を管理する場合においては、特定団体の当該管理に関

する条例等を各関係団体の当該管理に関する条例等とみなして、その定めるところにより、当該管理を行うものとする。この場合においては、第十五条第二項から第四項までの規定を準用する。

- 3 協議会の予算の執行に伴う財産の取得及び処分並びにこれらの管理に関しては、前二項の規定にかかわらず、関係団体が協議して定めるものを除いては、協議会が定めるところによりこれを行うものとする。

【各関係団体の条例等に基づき財産の管理等をする場合】

(財産の取得、管理及び処分又は公の施設の設置、管理及び廃止の方法)

第二十三条 協議会の担任する事務の用に供する財産又は公の施設に関しては、会長の意見を聴き、各関係団体が協議してそれぞれ取得し若しくは処分し、又は設置し若しくは処分するものとし、当該財産又は公の施設の管理は、協議会がこれを行う。

- 2 協議会は、前項の財産又は公の施設を管理する場合においては、各関係団体の当該管理に関する条例等の定めるところにより、当該管理を行うものとする。この場合においては、第十五条第二項の規定を準用する。
- 3 協議会の予算の執行に伴う財産の取得及び処分並びにこれらの管理に関しては、前二項の規定にかかわらず、関係団体が協議して定めるものを除いては、協議会が定めるところによりこれを行うものとする。

(契約)

第二十四条 協議会の予算の執行に伴う契約で協議会の規程で定めるものについては、会長は、会議を経なければ、これを締結することができない。

(その他の財務に関する事項)

第二十五条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続きの例による。

第六章 補則

(事務処理の状況の報告等)

第二十六条 協議会は、毎会計年度少なくとも〇回以上、協議会の管理し及び執行した事務の処理の状況を記載した書類を各関係団体の教育委員会に提出するものとする。

- 2 各関係団体の教育委員会が協議して定める関係団体の監査委員は、必要に応じて、協議会の出納を検査することができる。この場合において、監査委員は、監査の結果に関する報告を他の関係団体の長に提出しなければならない。

(各関係団体の教育委員会の監視権)

第二十七条 各関係団体の教育委員会は、必要があると認めるときは、協議会の管理し及び執

行した事務について報告をさせ、又は実施について事務を視察し若しくは出納を検閲することができる。

(費用弁償等)

第二十八条 会長、委員及び協議会職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の費用弁償等の額及び支給方法は、協議会の規程でこれを定める。

(協議会解散の場合の措置)

第二十九条 協議会が解散した場合においては、各関係団体がその協議によりその事務を承継する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 前項の規定による決算は、事務を承継した各関係団体の長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。

(協議会の規程)

第三十条 協議会は、会議を経てこの規約に定めるものを除くほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

2 前項の規程のうち公表を要するものがあるときは、会長は直ちに各関係団体の教育委員会に当該規程を送付し、これを公表することを求めることができる。

附 則

1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第十六条第二項中「遅くとも年度開始前〇日前までに」とあるのは「速やかに」と、同条第三項中「年度開始後直ちに〔毎四半期の始〇日以内に〕」とあるのは「直ちに」と、第十八条第一項中「年度開始前に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

機関等の共同設置の規約例（教育委員会を共同設置する場合）

A市B町C村教育委員会共同設置規約

令和〇年〇月〇日

規約第〇号

（共同設置する地方公共団体）

第一条 A市、B町及びC村（以下「関係団体」という。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の七第一項の規定に基づき、共同して、教育委員会を設置するものとする。

（委員会の名称）

第二条 第一条に規定する教育委員会は、A市B町C村教育委員会（以下「委員会」という。）という。

【その他の名称の例】

- ・ A市外二町村教育委員会（関係団体が多く、概括的に表示する例）
- ・ △△地域教育委員会（関係団体を包含する地域名を教育委員会の名称に冠する例）

（委員会の執務場所）

第三条 委員会の執務場所は、A市役所内とする。

（幹事団体）

第四条 地方自治法第二百五十二条の九第二項の規約で定める普通地方公共団体（以下「幹事団体」という。）は、A市とする。

【幹事団体の長が幹事団体の議会の同意を得て教育長及び委員を選任する場合】

（教育長及び委員の選任方法）

第五条 委員会の教育長及び委員は、幹事団体の長が、幹事団体の議会の同意を得て選任する。

2 幹事団体の長は、前項の規定により教育長及び委員を選任した場合は、速やかに、その旨を他の関係団体の長に通知しなければならない。

3 幹事団体の長は、教育長又は委員に欠員が生じ、これに伴い後任の教育長又は委員を選任した場合は、速やかに、その旨を他の関係団体の長に通知しなければならない。

【関係団体の長が協議により定めた共通の候補者について、それぞれの関係団体の長が当該関係団体の議会の同意を得た上、幹事団体の長が教育長及び委員を選任する場合】

（教育長及び委員の選任方法）

第五条 委員会の教育長及び委員は、関係団体の長が協議により定めた共通の候補者について、それぞれの関係団体の長が当該関係団体の議会の同意を得た上で、幹事団体の長が選任

する。

- 2 幹事団体の長は、前項の規定により教育長及び委員を選任した場合は、速やかに、その旨を他の関係団体の長に通知しなければならない。
- 3 教育長又は委員に欠員が生じたときは、幹事団体の長は、○日以内に、その旨を他の関係団体の長に通知し、第一項の規定により後任の教育長又は委員を選任するものとする。

(委員会の事務を補助する職員)

第六条 委員会の事務を補助する幹事団体の職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「地教行法」という。）第十八条に規定する指導主事であって、地教行法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員であるものを除く。以下「事務局職員」という。）の定数及び当該定数の各関係団体別の配分は、関係団体の長が協議して定めるものとする。

(一般事務に要する経費の負担)

- 第七条 委員会に関する経費及び各関係団体が負担すべき金額（以下「負担金」という。）は、関係団体の長がその協議により決定しなければならない〔委員会に関する経費は、関係団体の長がその協議により決定し、各関係団体が負担すべき金額（以下「負担金」という。）は、別表に定める割合により算定した額とする〕。
- 2 関係団体（幹事団体を除く。）は、前項の規定による負担金を、幹事団体に交付しなければならない。
 - 3 前項の負担金の交付の時期については、関係団体の長がその協議により定める。

(特定事務に要する経費の負担)

- 第八条 特定の関係団体が専ら当該関係団体のために委員会をして特定の事務を管理し及び執行させる場合においては、当該関係団体は、これに要する経費を、前条第一項の規定による負担金とは別に、幹事団体に交付するものとする。
- 2 前項の経費は、次条に規定する特別会計中に計上するものとする。

(委員会に関する予算)

第九条 委員会に関する予算は、幹事団体の特別会計とする。

(委員会に関する決算)

- 第十条 幹事団体の長は、委員会に関する決算を幹事団体の議会の認定に付したときは、当該決算を、他の関係団体の長に報告しなければならない。

(委員会の事務の管理及び執行に関する関係団体の諸規程)

第十一条 委員会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程（以下「条例等」と

いう。)については、関係団体は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(教育長及び委員の身分取扱いに関する規程)

第十二条 幹事団体は、委員会の教育長の給与、旅費の額及びその支給方法並びに委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法その他教育長及び委員の身分取扱いに関する条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ他の関係団体と協議しなければならない。

2 前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、幹事団体は、その旨を他の関係団体に通知するものとし、関係団体は、当該条例等について公表を要するものがあるときは、直ちにこれを公表するものとする。

【幹事団体の長が幹事団体の議会の同意を得て教育長及び委員を選任する場合】

(教育長及び委員の罷免)

第十三条 幹事団体の長は、委員会の教育長又は委員について、地教行法第七条第一項の規定により罷免する場合においては、あらかじめ他の関係団体の長と協議しなければならない。

2 第五条第二項の規定は、前項の規定により教育長又は委員を罷免した場合について準用する。

【関係団体の長が協議により定めた共通の候補者について、それぞれの関係団体の長が当該関係団体の議会の同意を得た上、幹事団体の長が教育長及び委員を選任する場合】

(教育長及び委員の罷免)

第十三条 委員会の教育長又は委員について、地教行法第七条第一項の規定により罷免する場合においては、それぞれの関係団体の長が当該関係団体の議会の同意を得た上で、幹事団体の長が罷免する。

2 第五条第二項の規定は、前項の規定により教育長又は委員を罷免した場合について準用する。

(教育長及び委員の辞職)

第十四条 幹事団体の長は、委員会の教育長又は委員について、地教行法第十条の規定によりその辞職について同意する場合においては、あらかじめ他の関係団体の長と協議しなければならない。

(補則)

第十五条 この規約に定めるものを除くほか、委員会の共同設置に関し必要な事項は、関係団体の長が協議して定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は令和〇年〇月〇日から施行する。

(条例等の公表)

- 2 関係団体は、施行後に効力を有する第十二条第一項の条例等であって公表を要するものを公表しなければならない。

(関係団体の教育長及び教育委員の失職)

- 3 関係団体の教育長及び教育委員は、その任期にかかわらず、この規約の施行の日の前日にその職を失う。

(処分等の経過措置)

- 4 関係団体の教育委員会がこの規約の施行前に行った処分、申請、届出その他の行為は、委員会が行った処分、申請、届出その他の行為とみなす。

機関等の共同設置の規約例（指導主事を共同設置する場合）

A市B町C村指導主事共同設置規約

令和〇年〇月〇日

規約第〇号

（共同設置する地方公共団体）

第一条 A市、B町及びC村（以下「関係団体」という。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の七第一項の規定に基づき、共同して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「地教行法」という。）第十八条に規定する指導主事を設置するものとする。

（名称）

第二条 第一条に規定する指導主事は、A市B町C村指導主事（以下「指導主事」という。）という。

【その他の名称の例】

- ・ A市外二町村指導主事（関係団体が多く、概括的に表示する例）
- ・ △△地域指導主事（関係団体を包含する地域名を指導主事の名称に冠する例）

（指導主事の執務場所等）

第三条 指導主事の執務場所は、A市（以下「幹事団体」という。）の市役所内とし、指導主事の担任する事務に関する庶務は、幹事団体が処理する。

【幹事団体の教育委員会が選任する場合】

（指導主事の選任方法）

第四条 指導主事は、幹事団体の教育委員会が、選任する。

- 2 幹事団体の教育委員会は、前項の規定により指導主事を選任した場合は、速やかに、その旨を他の関係団体の教育委員会に通知しなければならない。
- 3 幹事団体の教育委員会は、指導主事に欠員が生じ、これに伴い後任者を選任した場合は、速やかに、その旨を他の関係団体の教育委員会に通知しなければならない。

【関係団体の教育委員会が協議により定めた者について、幹事団体の教育委員会が選任する場合】

（指導主事の選任方法）

第四条 指導主事は、関係団体の教育委員会が協議により定めた者について、幹事団体の教育委員会が選任する。

- 2 幹事団体の教育委員会は、前項の規定により指導主事を選任した場合は、速やかに、その旨を他の関係団体の教育委員会に通知しなければならない。
- 3 指導主事に欠員が生じたときは、幹事団体の教育委員会は、〇日以内に、その旨を他の関

係団体の教育委員会に通知し、第一項の規定により後任者を選任するものとする。

(指導主事の定数)

第五条 指導主事の定数は、〇人とする。

(一般事務に要する経費の負担)

第六条 指導主事に関する経費及び各関係団体が負担すべき金額（以下「負担金」という。）は、関係団体の長がその協議により決定しなければならない〔指導主事に関する経費は、関係団体の長がその協議により決定し、各関係団体が負担すべき金額（以下「負担金」という。）は、別表に定める割合により算定した額とする〕。

2 関係団体（幹事団体を除く。）は、前項の規定による負担金を、幹事団体に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付の時期については、関係団体の長がその協議により定める。

4 関係団体の長は、第一項及び前項の規定による協議を行う場合においては、各関係団体の教育委員会の意見を聴くものとする。

(特定の事務に要する経費の負担)

第七条 特定の関係団体が専ら当該関係団体のために指導主事をして特定の事務を処理させる場合において、その事務に要する経費が前条第一項の経費に含ませることができないものであるときは、当該関係団体は、その経費を、同項の規定による負担金とは別に、幹事団体に交付するものとする。

2 前項の経費は、次条に規定する特別会計中に計上するものとする。

(指導主事に関する予算)

第八条 指導主事に関する予算は、幹事団体の特別会計とする。

(指導主事に関する決算)

第九条 幹事団体の長は、指導主事に関する決算を幹事団体の議会の認定に付したときは、当該決算を、他の関係団体の長に報告しなければならない。

(指導主事に関する関係団体の諸規程)

第十条 指導主事の担任する事務に関する条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）については、関係団体は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(指導主事の身分取扱いに関する規程)

第十一条 指導主事の給料、旅費の額及びその支給方法その他指導主事の身分取扱いについては、幹事団体の条例等の規定を適用する。ただし、指導主事が県費負担教職員（地教行法第

三十七条第一項に規定する県費負担教職員をいう。以下同じ。)である場合において、関係団体を包括する都道府県の条例等の規定を適用すべき指導主事の身分取扱いについては、当該都道府県の条例等の規定を適用する。

- 2 幹事団体は、前項の幹事団体の条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ他の関係団体と協議しなければならない。
- 3 第一項の幹事団体の条例等を制定し、又は改廃したときは、幹事団体は、その旨を他の関係団体に通知するものとし、関係団体は、当該条例等について公表を要するものがあるときは、直ちにこれを公表するものとする。

(指導主事の懲戒処分等)

第十二条 幹事団体の教育委員会は、指導主事の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ他の関係団体の教育委員会と協議しなければならない。

- 2 指導主事が県費負担教職員である場合であって、各関係団体の教育委員会が、指導主事の任免その他の進退に係る内申を行う場合においては、あらかじめ他の関係団体の教育委員会と協議しなければならない。

(補則)

第十三条 この規約に定めるものを除くほか、指導主事の担任する事務に関し必要な事項は、関係団体の長が協議して定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は令和○年○月○日から施行する。

(条例等の公表)

- 2 関係団体は、施行後に効力を有する第十一条第一項の条例等であって公表を要するものを公表しなければならない。

事務の委託の規約例（中学校に関する事務を委託する例）

A町とB市との学齢生徒の教育に関する事務の委託に関する規約

令和〇年〇月〇日

規約第〇号

【A町内全域における事務を委託する場合】

（委託事務の範囲）

第一条 A町は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、学齢生徒（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十八条に規定する学齢生徒をいう。）の教育に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行をB市に委託する。

【A町内の一部地域における事務を委託する場合】

（委託事務の範囲）

第一条 A町は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、学齢生徒（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十八条に規定する学齢生徒をいう。）のうち、A町〇〇区域内に居住するものの教育に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行をB市に委託する。

（就学校）

第二条 委託事務に係る学齢生徒が就学すべき学校は、B市立△△中学校とする。

（管理及び執行の方法）

第三条 委託事務の管理及び執行については、B市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（経費の負担及び予算の執行）

第四条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、A町の負担とし、A町は、あらかじめ、これをB市に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、B市長がA町長と協議して定める。この場合において、B市長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積に関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）をA町長に送付しなければならない。

第五条 B市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、B市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第六条 B市長は、各年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額がある場合におい

ては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、B市長は、繰越金の生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかにA町長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第七条 B市長は、地方自治法第二百三十三条第六項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分をA町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第八条 B市教育委員会は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、A町教育委員会と年〇回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、A町教育委員会の申出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第九条 B市は、委託事務の管理及び執行について適用されるB市の条例等の制定又は改廃をしようとする場合は、あらかじめ、A町にその旨を通知しなければならない。

2 B市は、委託事務の管理及び執行について適用されるB市の条例等が制定又は改廃された場合は、直ちに、A町に当該条例等を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があった場合であって、当該条例等について公表を要するものがあるときは、A町は、直ちにこれを公表するものとする。

(補則)

第十条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、A町長とB市長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

2 A町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関するB市の条例等が、委託事務に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、B市長がこれを決算する。この場合、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかにA町に還付しなければならない。



【作成】

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課

「『令和の日本型学校教育』を推進する
地方教育行政の充実に向けて」は
こちらから▶

